平成31年度

固定資產概要調書

長崎市

土地に関する概要調書報告書

平成31年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

地方公共団体コード 4	2	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別コード特定市特定市	i • 以外	・・ ·の市	• • i町村	• 1 † • 2	2
団体区分コー	ド	13			216

(注) 「特定市」の区分については「ガイ ダンス表<<データ入力>>1-3」に留意する こと。

(注) 自動的に付与される。

地	方グ	表都 7	香号 8				
4	2	2	0	1	1	0	1

平成31年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)
個 人・ 法人の別	区分	行 9	番	号	総数	(人) (イ)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個	人	0	1	0		128, 805	38, 602	90, 203
法	人	0	2	0		3, 892	552	3, 340
## F	+	0	3	0		132, 697	39, 154	93, 543

地1	方グ	表都 7	香号 8				
4	2	2	0	1	1	0	2

第2表 総 括 表

_							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
/			区 分					地	積		決	定 価	格	課移	总 標 🧵	準 額
地		<u> </u>		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの		法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
		н	$\overline{}$	9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(□)	42 (m²)(/\)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ	147(千円)(列61
		<u> </u>	般 田		1		570, 343	9, 236, 074	1, 003, 515	8, 232, 559	725, 311	64, 000	661, 311	724, 951	63, 714	661, 237
田	4		遊休田	0	2	0		0	0		0	0		0	0	
		介有	E田・ 化区域田	0	3	0	20, 847	621, 563	7, 986	613, 577	1, 850, 617	16, 794	1, 833, 823	650, 883	6, 348	644, 535
		_	般 畑	0	4	0	1, 175, 934	42, 428, 995	9, 027, 304	33, 401, 691	1, 648, 002	325, 224	1, 322, 778	1, 646, 120	323, 933	1, 322, 187
畑	街		遊休畑	0	5	0		0	0		0	0		0	0	
		介 右 街 1	E 畑 ・ 化区域畑	0	6	0	57, 583	2, 806, 512	189, 329	2, 617, 183	7, 406, 667	367, 586	7, 039, 081	2, 739, 814	136, 281	2, 603, 533
	1	小 住 宅	規 模 E 用 地	0	7	0		21, 823, 873	1, 976, 897	19, 846, 976	643, 247, 722	17, 377, 048	625, 870, 674	106, 621, 142	2, 880, 496	103, 740, 646
宅	_	般(主宅用地	0	8	0		4, 350, 084	88, 467	4, 261, 617	73, 976, 981	324, 109	73, 652, 872	24, 602, 315	107, 753	24, 494, 562
地		注 ギ L 外	E 用 地 の 宅 地	0	9	0		11, 486, 647	18, 560	11, 468, 087	400, 061, 763	108, 128	399, 953, 635	263, 221, 931	74, 411	263, 147, 520
			計	1	0	0	5, 177, 980	37, 660, 604	2, 083, 924	35, 576, 680	1, 117, 286, 466	17, 809, 285	1, 099, 477, 181	394, 445, 388	3, 062, 660	391, 382, 728
		塩	田	1	1	0										
	鉱	ş	泉 地	1	2	0		0	0		0	0		0	0	
		池	沼	1	3	0	494, 008	782	83	699	39	3	36	39	3	36
Щ	-	一 彤	设 山 林	1	4	0	8, 705, 248	102, 525, 628	15, 923, 802	86, 601, 826	1, 979, 560	290, 274	1, 689, 286	1, 979, 548	290, 262	1, 689, 286
林	2	介右	E山林	1	5	0	295, 343	2, 091, 740	286, 037	1, 805, 703	132, 553	17, 808	114, 745	132, 466	17, 808	114, 658
		牧	場	1	6	0	66, 337	0	0		0	0		0	0	
		原	野	1	7	0	4, 958, 964	15, 106, 432	3, 131, 621	11, 974, 811	266, 028	46, 905	219, 123	265, 948	46, 897	219, 051
	ゴ	ル	フ場用地			0	43, 933	2, 361, 526	1, 295	2, 360, 231	1, 389, 574	735	1, 388, 839	949, 099	495	948, 604
雑	遊	園 地	等の用地	1	9	0	63	0	0		0	0		0	0	
πш	₽H-	単	体 利 用			0	16, 232	209, 708	0	209, 708	6, 027, 543	0	6, 027, 543	3, 594, 166	0	3, 594, 166
	鉄軌	複	小規模住宅用地		1	-	/	0	0		0	0		0	0	
種	道用	合 _	一般住宅用地	2	2	0	/	0	0		0	0		0	0	
	地	利用	生宅用地以外	2	3	0		4, 971	0	4, 971	295, 972	0	295, 972	164, 922	0	164, 922
地			計	2	4	0		4, 971	0	4, 971	295, 972	0	295, 972	164, 922	0	164, 922
	そ	の他	の雑種地			0	4, 904, 576	6, 486, 939	687, 888	5, 799, 051	22, 617, 814	385, 794	22, 232, 020	15, 414, 726	272, 300	15, 142, 426
			計		6		4, 964, 804	9, 063, 144	689, 183	8, 373, 961	30, 330, 903	386, 529	29, 944, 374	20, 122, 913	272, 795	19, 850, 118
	そ	C	り 他	2	7	0	69, 677, 349									
		合	計	2	8	0	96, 164, 740	221, 541, 474	32, 342, 784	189, 198, 690	1, 161, 626, 146	19, 324, 408	1, 142, 301, 738	422, 708, 070	4, 220, 701	418, 487, 369

地1	方グ	ド	表番号 7 8				
4	2	2	0	1	1	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

					(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	区分					筆	数		単 位 当	たり価格
Of.		行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点	平均価格	最 高 価 格
地		9			12 (筆)(ル)		42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)		72 (円/㎡)(夕) 80
	一 般 田	0	1	1	2, 519	18, 110	3, 002	15, 108	79	142
田	勧告遊休田	0	2	1		0	0		0)
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0	3	1	107	1, 483	69	1, 414	2, 977	20, 200
	一 般 畑	0	4	1	5, 286	100, 653	29, 810	70, 843	39	76
畑	勧 告 遊 休 畑	0	5	1		0	0		0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	6	1	400	12, 225	1, 686	10, 539	2, 639	24, 900
	小 規 模 住 宅 用 地	0	7	1		148, 201	20, 671	127, 530	29, 474	605, 500
宅	一般住宅用地	0	8	1		54, 238	2, 330	51, 908	17, 006	300, 800
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	9	1		33, 153	594	32, 559	34, 828	683, 200
	計	1	0	1	7, 982	235, 592	23, 595	211, 997	29, 667	683, 200
	塩 田	1	1	1						
	鉱 泉 地	1	2	1		0	0		0	
	池 沼	1	3	1	1, 374	11	4	7	50	90
山	一般山林	1	4	1	6, 617	84, 348	21, 916	62, 432	19	75
林	介 在 山 林	1	5	1	377	5, 089	1, 126	3, 963	63	19, 700
	牧場	1	6	1	14	0	0		0	0
	原 野	1	7	1	2, 131	25, 431	8, 172	17, 259	18	61
	ゴルフ場用地	1	8	1	1	1, 792	6	1, 786	588	662
ts.66-	遊園地等の用地	1	9	1	3	0	0		0	0
雑	単 体 利 用	2	0	1	25	145	0	145	28, 743	39, 800
	由力	2	1	1		0	0		0	
種	道合一般住宅用地	2	2	1		0	0		0)
	用 利 住宅用地以外	2	3	1		5	0	5	59, 540	103, 700
地	計	2	4	1		5	0	5	59, 540	103, 700
	その他の雑種地	2	5	1	7, 922	23, 596	5, 984	17, 612	3, 487	171, 100
	計	2	6	1	7, 951	25, 538	5, 990	19, 548	3, 347	171, 100
	その他	2	7	1	124, 373					
	合 計	2	8	1	159, 131	508, 480	95, 370	413, 110	5, 243	

· 担	方々	表都 7	肾号 9				
4	2	2	0	1	1	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

								(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
			区	分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地		 	<u> </u>		行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
715		Н			9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(/\)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
		-	般	田	0	1	0	4, 087	14	8, 208, 320	24, 239	659, 711	1, 600
田		b 告		休 田	0	2	0						
		介 街	在 E 化 区		0	3	0	741	12	607, 415	6, 162	1, 812, 932	20, 891
		_	般	畑	0	4	0	10, 458	66	33, 247, 842	153, 849	1, 317, 332	5, 446
畑			· 遊		0	5	0						
	市	街	在 化 区	域 畑	0	6	0	4, 747	89	2, 562, 431	54, 752	6, 890, 972	148, 109
	1	小 主	規 宅 月	模 1 地	0	7	0	82, 620	1,601	18, 746, 142	1, 100, 834	572, 543, 023	53, 327, 651
宅				用地	0	8	0	36, 936	397	4, 151, 937	109, 680	70, 679, 156	2, 973, 716
地	E 以		宅の	1 地 宅 地	0	9	0	14, 694	2, 415	4, 023, 185	7, 444, 902	137, 312, 125	262, 641, 510
			計		1	0	0	134, 250	4, 413	26, 921, 264	8, 655, 416	780, 534, 304	318, 942, 877
	ţ	塩	B	B	1	1	0						
	鉱		泉	地	1	2	0						
	ì	池	ñ	77	1	3	0	7		699		36	
Щ	_	-	般山	」林	1	4	0	10, 288	376	74, 971, 036	11, 630, 790	1, 476, 752	212, 534
林	Í	介	在 山	」林	1	5	0	1, 969	189	1, 222, 004	583, 699	75, 911	38, 834
	!	牧	坳	一	1	6	0						
	J	原	里	F	1	7	0	5, 857	219	9, 545, 412	2, 429, 399	176, 215	42, 908
	ゴ	ル	フ 場	用 地	1	8	0	5	6	6, 073	2, 354, 158	3, 849	1, 384, 990
±11.	遊	園:	地等の	の用地	1	9	0						
雑		単	体	利用	2	0	0		3		209, 708		6, 027, 543
	鉄軌		小規模	住宅用地	2	1	0						
種	道	複合	一般信	主宅用地	2	2	0						
	用地	利用	住宅月	用地以外	2	3	0				4, 971		295, 972
地				計	2	4	0	0	0	0	4, 971	0	295, 972
	そ	の 1	他の雑	维種 地	2	5	0	7, 890	623	2, 621, 824	3, 177, 227	10, 729, 332	11, 502, 688
			計		2	6	0	7, 895	632	2, 627, 897	5, 746, 064	10, 733, 181	19, 211, 193
		合	前日	+	2	7	0	180, 299	6, 010	159, 914, 320	29, 284, 370	803, 677, 346	338, 624, 392

- 地 1	表都	昏号 8					
4	2	2	0	1	1	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

_						(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	_	区分				課税標		筆	数	単位		E 9 1	価 格
		✓	行	番	号	個 人	法 人	個 人	法人	平均	価格	最高	価 格
地			a			12 (千円)(ト)				_(本) 個 人 ^(ハ) (円/㎡)(ル)	<u>△</u> 法 人 ^(二) (円/㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 67 (円/㎡)(カ) 77
	-	一 般 田	0	1	1	659, 637	1,600	15, 058	50	80	66	142	106
田	勧	告 遊 休 田	0	2	1					0	0		
	介市	ト 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	3	1	630, 572	13, 963	1, 391	23	2, 985	3, 390	20, 200	19, 300
		一般畑	0	4	1	1, 316, 762	5, 425	70, 459	384	40	35	76	75
畑	勧	告 遊 休 畑	0	5	1					0	0		
	介市	ト 在 畑 ・ 街 化 区 域 畑	0	6	1	2, 520, 504	83, 029	10, 365	174	2, 689	2, 705	24, 900	9, 200
		小 規 模 E 宅 用 地	0	7	1	94, 941, 743	8, 798, 903	123, 245	4, 285	30, 542	48, 443	605, 500	488, 200
宅	_	般住宅用地	0	8	1	23, 505, 064	989, 498	51, 193	715	17, 023	27, 113	300, 800	266, 700
地		E 宅 用 地 外 の 宅 地	0	9	1	90, 982, 929	172, 164, 591	23, 294	9, 265	34, 130	35, 278	638, 900	683, 200
		計	1	0	1	209, 429, 736	181, 952, 992	197, 732	14, 265	28, 993	36, 849	638, 900	683, 200
	垃	塩 田	1	1	1								
	鉱	泉 地	1	2	1					0	0		
	Ħ	也 沼	1	3	1	36		7		52	0	90	
Щ	_	般 山 林	1	4	1	1, 476, 752	212, 534	57, 591	4, 841	20	18	75	75
林	介	在 山 林	1	5	1	75, 911	38, 747	3, 417	546	62	67	19, 700	157
	生	女 場	1	6	1					0	0		
	原	原 野	1	7	1	176, 160	42, 891	15, 902	1, 357	18	18	61	61
	ゴ	ルフ場用地	1	8	1	2, 633	945, 971	10	1, 776	634	588	639	662
†u/-	遊	園地等の用地	1	9	1					0	0		
雑		単 体 利 用	2	0	1		3, 594, 166		145	0	28, 743		39, 800
	鉄軌	小規模住宅用地	2	1	1					0	0		
種	道	複 一般住宅用地	2	2	1					0	0		
	用地	利 住宅用地以外	2	3	1		164, 922		5	0	59, 540		103, 700
地		計	2	4	1	0	164, 922	0	5	0	59, 540	0	103, 700
	そ	の他の雑種地	2	5	1	7, 394, 288	7, 748, 138	13, 540	4, 072	4, 092	3, 620	170, 000	171, 100
		計	2	6	1	7, 396, 921	12, 453, 197	13, 550	5, 998	4, 084	3, 343	170, 000	171, 100
	É	計	2	7	1	223, 682, 991	194, 804, 378	385, 472	27, 638	5, 026	11, 563		

地 1	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表都 7	番号 8
4	2	2	0	1	1	0	4

第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

							(6)	(5)	(4)	(3)	(2)		(1)				_
							価 格	決 定	積	地	者 数	衫衫	内 税 義			区	
所 在	の所	地	格	価	高	最	法人	個 人	法 人	個 人	ち 人		個 人		行番号	分区	地
							68 (千円)(二) 79	56 (千円)(ハ)	4 (m²)(□)	$(m^2)(A)$	(人)) 22	(人)	12	9	別	
															0 1 0	繁華街	商
															0 2 0	高度商業地区I	業
		3番31	浜町3				17, 487, 411	6, 873, 158	40, 564	16, 803	82	92	92		0 3 0	高度商業地区Ⅱ	地
		丁71番	銅座町				143, 387, 485	129, 065, 954	1, 485, 240	1, 288, 002	1, 167	16	5, 246		0 4 0	普通商業地区	
							160, 874, 896	135, 939, 112	1, 525, 804	1, 304, 805	1, 249	88	5, 338		0 5 0	計	区
		「107番	古川町				36, 815, 747	93, 052, 354	770, 107	1, 815, 256	727	51	6, 851		0 6 0	併用住宅地区	住
															0 7 0	高級住宅地区	宅
	;	257番3	田中町				49, 877, 574	515, 360, 648	1, 627, 831	18, 591, 704	1,530	24	69, 724		0 8 0	普通住宅地区	地
							86, 693, 321	608, 413, 002	2, 397, 938	20, 406, 960	2, 257	'5	76, 575		0 9 0	計	区
		町9番	飽の浦				30, 193, 159	170, 746	2, 279, 022	14, 978	17	.4	14		1 0 0	大工場地区	工
		「20番2	丸尾町				36, 026, 310	2, 132, 218	1, 679, 594	105, 275	316	22	122		1 1 0	中小工場地区	業
															1 2 0	家内工業地区	地
							66, 219, 469	2, 302, 964	3, 958, 616	120, 253	333	86	136		1 3 0	計	区
															1 4 0	集団地区	村
	番1	1目573看	可内2丁	本			5, 148, 267	33, 585, 573	770, 460	4, 977, 609	369	25	10, 625		1 5 0	村落地区	沿地
							5, 148, 267	33, 585, 573	770, 460	4, 977, 609	369	25	10, 625		1 6 0	計	区
															1 7 0	光 地 区	勧
	1461番1	字田中1	艮原町2	海戸村	琴		6, 924	293, 653	2, 598	111, 637	3	30	130		1 8 0	用施設の用に供 る 宅 地	農業
															1 9 0	緑地地区内の宅地	生産
							318, 942, 877	780, 534, 304	8, 655, 416	26, 921, 264	4, 211)4	92, 804		2 0 0	合 計	
	番1	「20番2 「目573者	丸尾町	本注	琴		36, 026, 310 66, 219, 469 5, 148, 267 5, 148, 267 6, 924 318, 942, 877	2, 132, 218 2, 302, 964 33, 585, 573 33, 585, 573 293, 653	1, 679, 594 3, 958, 616 770, 460 770, 460 2, 598 8, 655, 416	105, 275 120, 253 4, 977, 609 4, 977, 609 111, 637 26, 921, 264	316 333 369 369 3 4, 211	22 36 25 25 30	122 136 10, 625 10, 625		1 1 0 1 2 0 1 3 0 1 4 0 1 5 0 1 6 0 1 7 0 1 8 0 1 9 0 2 0 0	中小工場地区 家内工業地区 計 地 区 村 落 地 区 計 光 地 区 用施設の用に供 る 宅 地 緑地地区内の宅地	地区村落地区観業す

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	〉共 🛚	団体:	コー	ド	表者 7	番号 8
4	2	2	0	1	1	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			>		(7)		(8)		(9)		(10)			(11)	(12)
	区				課税	票準	額		筆		数	単位			価 格
地	分分	行	番号	⊐.	個 人	法		個	. I		法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	11	笛 /	ים	四 八	12	人	Ш			伝 八	(三)個 人	(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24	(千円)	36	(筆)	46	(筆)	<u>(人)</u> (円/m²)	(口) (円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1								0	0		
業	高度商業地区I	0	2	1								0	0		
	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	3, 524, 132		1, 232, 544		139		185	409, 044	431, 107	638, 900	683, 200
地	普通商業地区	0	4	1	46, 144, 728	8	0, 357, 027		9, 994		3, 847	100, 206	96, 542	362, 400	
区	計	0	5	1	49, 668, 860	9	1, 589, 571		10, 133		4,032	104, 183	105, 436	638, 900	683, 200
住	併用住宅地区	0		1	27, 712, 901	1	9, 447, 684		12, 565		1,962	51, 261	47, 806	146, 200	140, 700
宅	高級住宅地区	0	7	1								0	0		
地	普通住宅地区	0	8	1	119, 403, 485	2	1, 886, 044		142, 516		5, 815	27, 720	30, 641	170, 490	125, 100
区	計	0	9	1	147, 116, 386	4	1, 333, 728		155, 081		7, 777	29, 814	36, 153	170, 490	140, 700
工	大工場地区	1	0	1	119, 522	2	1,082,070		59		244	11, 400	13, 248	11, 400	21, 200
業	中小工場地区	1	1	1	1, 375, 354	2	4, 745, 908		270		864	20, 254	21, 449	75, 400	77, 400
地	家内工業地区	1	2	1								0	0		
区	計	1	3	1	1, 494, 876	4	5, 827, 978		329		1, 108	19, 151	16, 728	75, 400	77, 400
村	集団地区	1	4	1								0	0		
落地	村落地区	1	5	1	10, 973, 422		3, 197, 561		32, 006		1, 341	6, 747	6, 682	41, 200	25, 600
区	計	1	6	1	10, 973, 422		3, 197, 561		32, 006		1, 341	6, 747	6, 682	41, 200	25, 600
翻	光地区	1	7	1								0	0		
農業	美用施設の用に供 - る 宅 地	1	8	1	176, 192		4, 154		183		7	2, 630	2, 665	2, 742	2, 676
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1								0	0		
	合 計		0	1	209, 429, 736		1, 952, 992		197, 732		14, 265	28,993		638, 900	683, 200

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	:共区]体:	コー	k	表都 7	≸号 8
4	2	2	0	1	1	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行 番 号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
		∑ n	1	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	74, 409	16, 974, 251	425, 599, 353	70, 933, 193	110, 107
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	6, 551	1, 248, 734	91, 456, 587	15, 242, 762	8, 655
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	2, 402	351, 050	41, 123, 339	6, 700, 959	3, 129
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	469	74, 496	8, 836, 419	1, 367, 174	582
	1.11-	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	167	26, 544	2, 811, 034	412, 243	214
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	66	9, 312	435, 886	59, 880	92
	<i>(</i>	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0		10, 693	520, 681	67, 795	95
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0		5, 721	200, 454	24, 350	51
	宇	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0		5, 305	151, 162	17, 073	35
	-	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	38	7,013	211, 707	22, 181	54
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	33	5, 804	191, 343	18, 378	43
	713	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0		6, 549	238, 378	20, 594	48
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0		8, 156	290, 308	23, 127	52
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0		7, 387	286, 373	20, 693	63
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0		3, 257	117, 968	7, 543	14
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0		1,637	61, 226	3, 290	9
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0		233	10, 805	508	2
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計 計	2 2 0		18, 746, 142	572, 543, 023	94, 941, 743	123, 245
		負担水準1.0以上	2 3 0	,	822, 718	24, 818, 637	4, 136, 440	2, 961
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0		193, 788	16, 448, 041	2, 741, 341	740
	規	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0		60, 209	8, 721, 110	1, 421, 207	448
	况	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0		16, 138	2, 197, 089	339, 935	83
	模	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0		4, 039	841, 101	122, 962	31
	150	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0		475 1,588	64, 195 177, 655	8, 696	6
地	住	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	2 9 0		1, 588	177,000	22, 840	9
地	,	負担水準0.6以上0.65未満	3 0 0 3 1 0		761	12, 410	1, 380	9
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0		252	8, 458	913	ე 1
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0		430	20, 366	1, 948	9
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0		430	20, 300	1, 340	
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0		436	18, 589	1, 241	1
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0		430	10, 505	1, 241	1
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	J+-	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	法	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	Y	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0		1, 100, 834	53, 327, 651	8, 798, 903	4, 285
		рі	1 1 0	1, 911	1, 100, 004	00,021,001	0, 100, 000	7, 200

地1	方公	:共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	2	2	0	1	1	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

-		—		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			8 11 .⊞. √2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	35, 556	3, 996, 693	62, 427, 116	20, 809, 029	49, 129
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1,052	103, 668	6, 253, 409	2, 084, 469	1, 426
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	234	23, 848	1, 292, 652	422, 340	307
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	72	9, 143	282, 890	87, 672	100
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	36	4,802	102, 699	30, 026	49
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	25	3, 587	74, 690	20, 738	38
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	23	2,820	57, 176	,	32
	宇	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	15	1, 459	46, 120	11, 315	20
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	7	883	19, 720	4, 373	7
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	12	1,001	24, 025	4, 942	22
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	7	437	6, 106	1, 174	8
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	16	1, 959	42, 981	7, 383	20
	20	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	11	613	16, 758	2, 667	15
	_	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	9	587	12, 139	1, 728	12
宅	(負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	2	127	5, 098	645	2
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	2	250	14, 000	1, 479	5
	凹	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	1	60	1, 577	153	1
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0	05.000	4 454 005	50 050 150	22 525 224	51 100
		計	6 6 0	37, 080	4, 151, 937	70, 679, 156	23, 505, 064	51, 193
		負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	6 7 0	346	100, 815	2, 220, 804 626, 603	740, 268	618
	_	負担水準0.9以上0.95未満	6 8 0 6 9 0	43 15	7, 582 693	94, 455	208, 868 30, 698	71 19
	40	負担水準0.85以上0.95未満	7 0 0	15	443	29, 561	9, 014	
	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	4	443	29, 501	9,014	0
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	1	147	2, 293	650	9
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	1	147	2, 233	050	
抴		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
20	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0. 45以上0. 5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
)	負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0	409	109, 680	2, 973, 716	989, 498	715

地 1	方グ	共区]体:	ュー	ド	表番 7	季号 8
4	2	2	0	1	1	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

						(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	
		区 分	行:	番 号	Ļ	納税義務者数		地 積	決定価	各	課 税 標 準 額	筆	数
	_		9			12 (人)	24	(m^2)		f円)			(筆)80
	住	負担水準0.7超		1 (_	5, 232		1, 532, 217	18, 659,		13, 061, 350		7,873
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2 (7, 521		1, 920, 587	69, 011,		47, 419, 155		11, 501
		負担水準0.6以上0.65未満		3 (_	2, 230		421, 534	38, 028,	194	23, 614, 217		3, 017
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4 (606		137, 082	10, 939,		6, 563, 749		781
	地	負担水準0.5以上0.55未満		5 (24		2, 447	292,		172, 288		31
	以	負担水準0.45以上0.5未満		6 (14		1,830	70,	453	37, 155		19
	外	負担水準0.4以上0.45未満		7 (17		1, 423	46,	090	22, 070		18
	0	負担水準0.35以上0.4未満	0	8 (0	10		1, 135	90,	742	38, 498		10
		負担水準0.3以上0.35未満		9 (13		1, 793	52,	976	20, 179		15
	宅	負担水準0.25以上0.3未満		0 (13		1,570	51,	918	16, 937		13
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1 (C	9		1,052	42,	602	11, 853		11
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1	2 (О	2		186	7,	259	1,815		2
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3 (О								
	۱	負担水準0.05以上0.1未満	1	4 (О								
	人	負担水準0.05未満	1	5 (0	2		329	18,	317	3, 663		3
		計		6 (15, 693		4, 023, 185	137, 312,	125	90, 982, 929		23, 294
	住	負担水準0.7超		7 (715		4, 295, 294	61, 706,	114	43, 136, 767		2, 781
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8 (1, 392		2, 320, 123	99, 792,	682	68, 092, 720		4, 200
		負担水準0.6以上0.65未満	1	9 (0	711		605, 407	62, 898,	355	38, 886, 410		1,682
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0 (0	262		159, 696	26, 858,	778	16, 115, 266		509
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1 (0	28		46, 202	8, 730,	440	4, 801, 741		65
Life	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2 (О	4		449	51,	520	27, 315		5
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3 (О	4		315	13,	116	6,070		6
	0	負担水準0.35以上0.4未満	2	4 (О	7		16, 800	2, 565,	612	1, 090, 527		14
		負担水準0.3以上0.35未満	2	5 (О								
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6 (О	2		479	13,	138	4, 330		2
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7 (О	1		137	11,	755	3, 445		1
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2	8 (0								
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9 (0								
	,	負担水準0.05以上0.1未満	3	0 (0								
		負担水準0.05未満	3	1 (0								
		計	3	2 (О	3, 126		7, 444, 902	262, 641,	510	172, 164, 591		9, 265
	160行及で	・ が320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3 ()								

地1	地方公共団体コード									
4	2	2	0	1	1	0	6			

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

		→			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	급 ;	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		μ	9 11 ⊞ √	12	2 (人)	24 (m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 4	0	2, 726	698, 065	15, 697, 300	10, 988, 110	3, 643
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3 5		3, 357	764, 668	26, 804, 826	18, 714, 060	4,580
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 6		480	105, 824	4, 592, 568	3, 144, 186	628
70	地	負担水準0.67以上0.68未満	3 7		608	123, 832	6, 826, 333	4, 608, 937	857
$\overline{}$	以	負担水準0.66以上0.67未満	3 8		674	111, 954	7, 345, 562	4, 887, 578	940
-	外	負担水準0.65以上0.66未満	3 9		626	116, 244	7, 745, 345	5, 076, 284	853
負	\mathcal{O}	負担水準0.64以上0.65未満	4 0		413	65, 075	5, 598, 932		527
担	宅	負担水準0.63以上0.64未満	4 1		408	78, 725	6, 585, 026	4, 189, 190	544
1	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 2	0	341	71, 338	6, 034, 571	3, 768, 836	465
水	$\widehat{}$	負担水準0.61以上0.62未満	4 3		417	66, 472	8, 040, 367	4, 945, 011	527
Sat.	個	負担水準0.60超0.61未満	4 4		399	47, 553	6, 866, 818		538
準	人	負担水準0.60	4 5		352	92, 371	4, 902, 480		416
0		計	4 6		10, 801	2, 342, 121	107, 040, 128	71, 033, 372	14, 518
	住	負担水準0.70	4 7		455	680, 154	15, 230, 325	10, 655, 812	973
•	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 8		737	858, 771	35, 440, 877	24, 722, 939	1,688
_	用	負担水準0.68以上0.69未満	4 9		130	310, 437	15, 527, 119		321
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5 0		149	160, 095	9, 528, 541	6, 392, 335	347
ζ	以	負担水準0.66以上0.67未満	5 1		229	166, 221	12, 371, 661	8, 053, 557	473
,	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 2		192	144, 445	11, 694, 159	7, 654, 965	398
0	\mathcal{O}	負担水準0.64以上0.65未満	5 3		121	90, 475	9, 344, 258	6, 035, 660	222
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 4		145	97, 532	7, 207, 593	4, 547, 430	264
•		負担水準0.62以上0.63未満	5 5		132	78, 689	7, 767, 235		227
7		負担水準0.61以上0.62未満	5 6		191	137, 647	16, 778, 666	10, 316, 587	431
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5 7		155	88, 656	9, 536, 223	5, 775, 866	308
$\overline{}$	人	負担水準0.60	5 8		151	112, 408	12, 264, 380		230
		計 5 第6表390行け第6表020行の 第6表400行から450行け第6表の	5 9		2, 787	2, 925, 530	162, 691, 037	106, 979, 130	5, 882

第6表340行から第6表390行は第6表020行の、第6表400行から450行は第6表030行の、第6表470行から第6表520行は第6表180行の、第6表530行から第6表580行は第6表190行の内数として 記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	表番号						
1	7 8						
4	2	2	0	1	1	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
#	Ι	負担水準0.7超	0 1 0	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
農	住	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
業 用	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	51	43, 185	113, 719	68, 232	62
施施	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	92	68, 452	179, 934		121
設	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0		00, 102	1.0,001	101,000	
の	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
用	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
用 に		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
供供	の	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					-
す	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
る	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
地	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
農	<u> </u>	負担水準0.05未満	1 5 0					
地		計	1 6 0	143	111, 637	293, 653	176, 192	183
+	住	負担水準0.7超	1 7 0					
造	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
成		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0					
費	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	3	2, 598	6, 924	4, 154	
<u>ک</u>	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
l	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
て	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
評	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
価	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
当さ		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
る	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
t	人	負担水準0.05以上0.1未満 2.12人第2000年1月1日	3 0 0					
0)		負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	3	2, 598	6, 924	4, 154	

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

± 1	地方公共団体コード									
4	2	2	0	1	1	0	7			

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)			(4)			(5)	ı
		区 分	行	番号	Ų.	納税義務者数		地 積	決	定征	格	課	税標	準 額		筆	数
			9			12 (人)	24	(m^2)	39		(千円)	54		(手円)	69		(筆) 80
生		負担水準0.7超		3													
産	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4													
緑	用	負担水準0.6以上0.65未満		5													
地		負担水準0.55以上0.6未満		6													
	地	負担水準0.5以上0.55未満		7													
地	以	負担水準0.45以上0.5未満		8													
区	外	負担水準0.4以上0.45未満		9													
内	Ø	負担水準0.35以上0.4未満		0													
\mathcal{O}		負担水準0.3以上0.35未満		1													
宅	宅	負担水準0.25以上0.3未満	4	2	0												
地	地	負担水準0.2以上0.25未満	4	3	0												
	(負担水準0.15以上0.2未満	4	4	0												
	個	負担水準0.1以上0.15未満	4	5	0												
農		負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0												
地	人	負担水準0.05未満	4	7	0												
+		計		8		0		0			(0			0
造	17	負担水準0.7超		9													
成	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5	0	0												
費		負担水準0.6以上0.65未満		1													
ک	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	2	0												
1	地	負担水準0.5以上0.55未満	5	3	0												
	以	負担水準0.45以上0.5未満	5	4	0												
て	外	負担水準0.4以上0.45未満	5	5	0												
評	Ø)	負担水準0.35以上0.4未満	5	6	0												
価		負担水準0.3以上0.35未満	5	7	0												
さ	宅	負担水準0.25以上0.3未満	5	8	0												
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	5	9	0												
る	(負担水準0.15以上0.2未満		0													
	法	負担水準0.1以上0.15未満		1													
ŧ		負担水準0.05以上0.1未満	6	2	0												
0	人	負担水準0.05未満		3													
$\overline{}$		計		4		0		0			(0			C
		7 個 1 、 汁 1 回 の夕 豆 八の 今記 粉 ウ は 一 笠 C 末 によいは 7 誌 火 伝 7	_														

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	地方公共団体コード										
4	2	2	0	1	1	0	8				

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_	———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Д	9 .1.1	##	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	111, 472	21, 894, 477	515, 065, 910	96, 618, 930	162, 815
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	5, 947	5, 827, 511	80, 365, 195	56, 198, 117	10, 654
地	税負担据置のもの	0	3	0	11,854	5, 267, 651	269, 731, 165	178, 012, 502	20, 400
끄	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	13, 374	2, 586, 526			18, 123
計	負担水準0.2未満	0		0	4	515	,		5
	計	0	6	0	142, 651	35, 576, 680	1, 099, 477, 181	391, 382, 728	211, 997
	負担水準1.0以上	0		0	10, 663	86, 601, 796	1, 689, 286	1, 689, 286	62, 401
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0	19	24	0	0	19
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	7	5	0	0	7
	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0	2	1	0	0	2
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0	2	0	0	0	2
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1		0					
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1		0	1	0	0	0	1
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1		0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2		0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2		0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2		0					
林	負担水準0.15以上0.2未満	2		0					
``	負担水準0.1以上0.15未満	2	_	0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2		0					
	負担水準0.05未満	2		0					
	計	2	8	0	10, 694	86, 601, 826	1, 689, 286	1, 689, 286	62, 432

地1	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	昏号 8
4	2	2	0	1	1	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道府	県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

						(1)		(2)		(3)		(4)		((5)
		区 分	1 ∓	番	무	納税義務者数	地	積	決	定	価 格	誀	 税 標	準 額	筆	数
		Z	9 .1.1	Ħ	7	12 (人)	24	(m^2)			(千円			(千円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上		1												
	小	負担水準0.95以上1.0未満		2												
		負担水準0.9以上0.95未満		3												
複	規	負担水準0.85以上0.9未満		4												
7发	L++-	負担水準0.8以上0.85未満		5												
	榠	負担水準0.75以上0.8未満		6												
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7	:											
	土	負担水準0.65以上0.7未満	0	: ~	0											
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9												
		負担水準0.55以上0.6未満		0												
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1	•											
	,	負担水準0.45以上0.5未満		2												
利	地	負担水準0.4以上0.45未満		3												
'		負担水準0.35以上0.4未満		4												
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満		5												
		負担水準0.25以上0.3未満		6												
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7												
用		負担水準0.15以上0.2未満		8												
	人	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		9												
)															
		負担水準0.05未満 計	_	1 2		0		0			- (1		0		0
鉄		負担水準1.0以上		3		0		0			(J		U		U
		負担水準0.95以上1.0未満	_	4								+				
	,	負担水準0.9以上0.95未満	2		0											
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6								+				
軌		負担水準0.8以上0.85未満	_	7												
	模	負担水準0.75以上0.8未満		8												
		負担水準0.7以上0.75未満		9												
	住	負担水準0.65以上0.7未満	_	0	_											
\ ¥ -	-4-	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0											
道	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0											
	т	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0											
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0											
用	70	負担水準0.35以上0.4未満		6												
	<u> </u>	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0											
		負担水準0.25以上0.3未満		8												
	法	負担水準0.2以上0.25未満		9												
地		負担水準0.15以上0.2未満		0												
~-	人	負担水準0.1以上0.15未満		1												
		負担水準0.05以上0.1未満	_	2												
)	負担水準0.05未満		3												
		計	4	4	0	0		0			(0		0		0

地 1	方公	洪区]体:	コー	ド	表者 7	季号 8
4	2	2	0	1	1	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

						(1)		(2)		(3)		((4)	(5)
			彳	亍 番	- 号	納税義務者数	地	積	決	と定 信		課税	票 準 額	筆	数
			9			12 (人)	24	(m²)	39		(千円) 54	(千円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上			0										
	_	負担水準0.95以上1.0未満			0										
		負担水準0.9以上0.95未満		7					<u> </u>						
複	般	負担水準0.85以上0.9未満			0				<u> </u>						
120		負担水準0.8以上0.85未満			0				<u> </u>						
	住	負担水準0.75以上0.8未満			0				<u> </u>						
		負担水準0.7以上0.75未満			. 0				<u> </u>						
_	宅	負担水準0.65以上0.7未満	_	_	0				<u> </u>						
合		負担水準0.6以上0.65未満	_		0										
	用	負担水準0.55以上0.6未満			0				<u> </u>						
		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満			0				<u> </u>						
	地	2 11 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		6	0				-						
利		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満			0				1						
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	_	•	0				-						
		負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満		0					-						
	個	負担水準0.2以上0.25未満	_		. 0				-						
用		負担水準0.15以上0.2未満			: 0				1						
Л	人	負担水準0.1以上0.15未満		-	0				1						
		負担水準0.05以上0.1未満	_	4	_				1						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	_		0										
		計			0	0		0	1		()	0		0
鉄		負担水準1.0以上			0										
		負担水準0.95以上1.0未満	_	•	0										
		負担水準0.9以上0.95未満			0										
	般	負担水準0.85以上0.9未満			0										
軌	州又	負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0										
	住	負担水準0.75以上0.8未満		-	0										
	江	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0										
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	. 0										
道	-L	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0										
旭	用	負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0										
	т	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0										
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0										
	11년	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0										
用		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0										
		負担水準0.3以上0.35未満		1											
	V +-	負担水準0.25以上0.3未満	_		0										
	法	負担水準0.2以上0.25未満			0										
地	ı	負担水準0.15以上0.2未満	_	_	. 0										
-	八	負担水準0.1以上0.15未満			0				_						
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満			0										
		負担水準0.05未満			0										
		計	8	8	0	0		0			()	0		0

地 1	地方公共団体コード							
4	2	2	0	1	1	1	0	

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9	Ш	, J	12 (人)	(m^2)			69	(筆)80
	宅	負担水準0.7超	0	1	0	2,006	588, 603	3, 000, 595	2, 100, 416		2, 918
	_	負担水準0.65以上0.7以下	0	2		4, 791	1, 411, 879	7, 432, 292	5, 172, 449		7, 357
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3		204	49, 667	812, 079	506, 636		279
	11.	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	20	5, 061	76, 348	45, 809		30
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	5	2, 251	15, 237	8, 618		6
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	12	1, 432	16, 077	8, 446		16
	·	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	2	772	6, 109	3, 031		2
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	3	380	905	381		3
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	10	1,820	11, 583	4, 402		23
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	5	1,500	23, 695	7, 544		5
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	3	730	17, 099	4, 275		3
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	5	422	6, 996	1, 679		5
	Ш	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	1	76	1, 011	202		1
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	1	195	3, 101	620		1
)	負担水準0.05未満	1	5	0						
σ		計	1	6	0	7,068	2, 064, 788	11, 423, 127	7, 864, 508		10, 649
0)	<u>بــر</u>	負担水準0.7超	1	7	0	187	321, 143	2, 595, 120	1, 816, 583		519
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	388	3, 629, 823	8, 135, 752	5, 567, 248		3, 312
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	29	68, 159	1, 742, 156	1, 086, 546		89
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	6	482	13, 608	8, 165		7
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	6	351, 412	6, 687, 973	3, 958, 200		101
	進	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	2	18, 693	36, 299	18, 845		23
	Ċ	負担水準0.4以上0.45未満	2	3		2	94	314	142		3
l ,, l	土.	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	2	286	41, 657	17, 688		2
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	2	29	95	38		2
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	1	208	1,061	368		2
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	1	15, 480	13, 761	3, 456		32
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0	2	294	1, 474	335		2
	144	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	3	1	0						
		計	3	2	0	628	4, 406, 103	19, 269, 270	12, 477, 614		4, 094

地 1	地方公共団体コード							
4	2	2	0	1	1	1	0	

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	П.	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Δ	1 J 9	田	ク	12 (人)	24 (m²)			69 (筆)8
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	9, 386	16, 010, 36	422, 618	422, 618	27, 46
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	3	50	7, 717	7, 717	
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	10	8	0	0	1
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	8	66	3	3	
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	2		0	0	
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	1	(0	0	
	準	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0					
	·	負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0					
	+	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0					
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0					
\mathcal{O}	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	1	(0	0	
	70	負担水準0.45以上0.5未満	4		0					
	以	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0					
		負担水準0.35以上0.4未満	4		0	2		. 0	0	
	外	負担水準0.3以上0.35未満	4		0					
	クト	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0					
他		負担水準0.2以上0.25未満	4		0					
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5		0					
		負担水準0.1以上0.15未満	5		0					
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0					
		負担水準0.05未満	5		0					
	地	計	5		0	9, 413			430, 338	27, 49
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5		0	131, 521	124, 506, 634		98, 730, 834	252, 68
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5		0	8, 140	, ,		60, 115, 116	14, 09
		担据置のもの	5		0	17, 266			190, 345, 381	31, 43
計		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5		0	13, 514				18, 44
FI	負担	水準0.2未満	5		0	13	/		8, 314	1-
		計	6	0	0	170, 454	144, 660, 33	1, 132, 289, 202	413, 844, 474	316, 66

地	方公	洪区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
4	2	2	0	1	1	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

		-					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行	番	号	納税義務者数	地	積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 54 (千円) 85	筆	数 (筆) ₈₀
Т	1	本則	負担水準1.0以上	9	1	0	12 629	4	536, 663	1, 581, 520	54 (十円) 69 527, 173		(津) 80 1, 186
			負担水準0.95以上1.0未満		2		17		5, 962	31, 844	10, 597		25
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満		3		15		11, 304	42, 684	13, 554		23
		# 10 3m ## + 1 o =	負担水準0.85以上0.9未満		4	_	18		19, 274	67, 248	20, 849		31
_		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		5		7		2,091	5, 981	1,749		9
		A和調數或1 07F	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0			,	,			
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0							
			負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	1		789	5, 129	1, 297		1
般			負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0							
			負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0							
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0							
	щ		負担水準0.45以上0.5未満		2								
市		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		3								
113		A12ME—1.10	負担水準0.35以上0.4未満		4								
			負担水準0.3以上0.35未満		5								
			負担水準0.25以上0.3未満		6								
/do-			負担水準0.2以上0.25未満		7								
街			負担水準0.15以上0.2未満		8								
			負担水準0.1以上0.15未満		9								
			負担水準0.05以上0.1未満		0								
			負担水準0.05未満		1 2		687		576, 083	1, 734, 406	575, 219		1, 275
化		本則	計 負担水準1.0以上		3	•	4, 033	9	2, 273, 506	6, 027, 495	2, 009, 163		8, 993
			負担水準0.95以上1.0未満		4		4, 000		21, 079	130, 357	43, 378		92
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満		5		24		8, 986	32, 745	10, 357		34
		# [p ===+/	負担水準0.85以上0.9未満		6		14		9, 499	31, 579	9, 782		45
区		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		7		13		2, 512	7, 717	2, 266		16
		// Ln =m =h =h =	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	1		522	1,511	428		2
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満		9	_	1		198	653	172		1
			負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	2		652	4, 206	1,049		2
域			負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	2		1,582	8, 456	1,895		2
坝			負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	4		1, 228	7, 245	1, 582		4
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0							
	ΛЩ		負担水準0.45以上0.5未満		4		1		360	3, 348	592		1
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		5		4		693	4, 451	677		6
農		貝尼刚走平1.10	負担水準0.35以上0.4未満		6								
			負担水準0.3以上0.35未満		7		1		2, 232	16, 517	2, 071		1
			負担水準0.25以上0.3未満		8		_		0.00=	. ===			
			負担水準0.2以上0.25未満		9		6		2, 387	4, 790	384		11
地			負担水準0.15以上0.2未満		0		2		814	2,035	131		2
_			負担水準0.1以上0.15未満		1		1		262	1,572	82		<u>l</u>
			負担水準0.05以上0.1未満		2		4		1, 510	9, 364	243		4
			負担水準0.05未満		3		A 177		200 000	6 904 041	0 004 050		0.017
			計	4	4	U	4, 177	- 2	2, 328, 022	6, 294, 041	2, 084, 252		9, 217



第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
	1.1.5.	1 G 1 G 1 WE O 1	9	12 (人)	/	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0		2, 810, 169			10, 179
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		27, 041	162, 201	53, 975	117
	久压附至 1.080	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0		20, 290	75, 429	23, 911	5
般	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	32	28, 773	98, 827	30, 631	70
川又	吳區關藍中1:00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0		4,603	13, 698	4,015	2.
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	1	522	1, 511	428	
市	负压闹歪中I: 010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0		198	653	172	
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	3	1, 441	9, 335	2, 346	
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	2	1, 582	8, 456	1,895	
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	4	1, 228	7, 245	1, 582	
化計	_	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	360	3, 348	592	
_	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	4	693	4, 451	677	
区	貝担調金率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	2, 232	16, 517	2,071	
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	6	2, 387	4, 790	384	1
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	2	814	2,035	131	
辰		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	1	262	1,572	82	
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	4	1,510	9, 364	243	
地		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
		計	6 6 0	4, 864	2, 904, 105	8, 028, 447	2, 659, 471	10, 49

地 1	方公	表番号					
4	2	2	0	1	1	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0		24 (111)	29 (111)	1 113/	09	(=)/ 60
		台 扫:細較☆1 005	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		貝担調金半1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		貝担酬金平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
介			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
	щ		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		关15M正十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0	0					0
		本則	計 負担水準1.0以上	2 2 0	0		(0		0
		1 7 17	負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	2 3 0 2 4 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
			負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0			-			
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					1	
)IX			負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					1	
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		to the second of	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
		1	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					1	
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
		1	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
			負担水準0.05未満	4 3 0						
			計	4 4 0	0) (0		0



第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)
I	本則	負担水準1.0以上	4 5 0		0	39 (干円)	54 (千円)	69 (筆)
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	
_	A 和 開 載 表 1 0 □	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	
介	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	
	A 扫 捆 載 或 1 07F	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
在		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	
,		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
	p1	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
ntto .	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
農	貝尼刚走平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
地		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
		計	6 6 0	0	0	0	0	

地 1	方公	、共区]体:	コー	ド	表都 7	昏号 8
4	2	2	0	1	1	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	((2)	(3)	(4)		(5)
		X	分	行番·	号	納税義務者数(人)	地	積 (㎡)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0 1	0	4, 101		3, 232, 559				15, 107
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2	0							
		貝担調登平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3	0	1		0	0			1
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4	0							
		貝担調金竿1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5	0							
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6	0							
		貝厄朔走平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7								
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8								
-			負担水準0.6以上0.65未満	0 9								
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0								
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1								
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2								
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3								
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.35以上0.4未満	1 4								
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5								
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6								
ήπ			負担水準0.2以上0.25未満	1 7								
般			負担水準0.15以上0.2未満	1 8								
			負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	1 9								
			負担水準0.05 負担水準0.05 未満	2 0 2 1								
			計	2 2		4, 102	5	3, 232, 559	661, 311	661, 237		15, 108
		本則	負担水準1.0以上	2 3		10, 514		3, 367, 290	,			70, 607
		7.74	負担水準0.95以上1.0未満	2 4		9		14	0			9
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5		3		3	0	0		3
		/ Lu =m =/4 -+	負担水準0.85以上0.9未満	2 6		3		277	10	9		3
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7		35		14, 291	505	447		115
		在扣押款 或1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8	0	4		7	0	0		4
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9	0							
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0	0							
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1	0							
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2	0	20		19, 793	697	436		99
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3	0	2		13	0	0		2
	ΛЩ		負担水準0.45以上0.5未満	3 4	0	1		3	0	0		1
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5								
地		貝尼刚走平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6								
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7								
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8								
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9								
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0								
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1								
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2								
			負担水準0.05未満	4 3		10.501	0.0	101 001	1 000 770	1 000 107		70.040
			計	4 4	U	10, 591	33	3, 401, 691	1, 322, 778	1, 322, 187		70, 843



第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆 数
ſ	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	(人) 14,615	41, 599, 849		54 (千円) 1,982,532	69 (筆) 80 85, 714
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	9	14		0	9
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	4	3		0	4
	// 4□=□=#c=== 1 0 =	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	3	277	10	9	3
_	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	35	14, 291	505	447	115
	A.担理散动1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	4	7	0	0	4
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
般		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
/12/		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	20	19, 793	697	436	99
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	2	13	0	0	2
	司	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	3	0	0	1
rtte	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
農	貝坦明至平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計	6 6 0	14, 693	41, 634, 250	1, 984, 089	1, 983, 424	85, 951

地1	方公	共国]体:	=	ド	表都 7	¥号 8
4	2	2	0	1	1	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
- 1	1	本則	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12 (人) 4,730	8, 769, 222	39 (千円) 2, 242, 831	54 (千円) 1, 188, 410	69 (筆) 80 16, 293
		1 7 17	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	/	5, 962	31, 844	10, 597	25
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0		11, 304	42, 684	13, 554	24
			負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0		19, 274	67, 248	20, 849	31
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0		2, 091	5, 981	1, 749	01
			負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0		2,031	0, 501	1,143	
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0		0	0	0	(
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	ů	789	•	1, 297	1
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0		0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	1
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0		0		ů	
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0		0	•	0	
	田		負担水準0. 45以上0. 5未満	1 2 0	•	0	•	°	
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0		0	·	0	(
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0		0	V	ů	(
合			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0		0	·	0	(
			負担水準0. 25以上0. 3未満	1 6 0	ů.	0	0	ů	(
			負担水準0. 2以上0. 25未満	1 7 0		0			(
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0		0	·		(
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0		0		ů	(
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0		0	·	· ·	
			負担水準0.05未満	2 1 0	ů	0	·	0	(
			計 計	2 2 0		8, 808, 642	2, 395, 717	1, 236, 456	16, 383
F		本則	負担水準1.0以上	2 3 0		35, 640, 796	7, 349, 061	3, 330, 458	79, 600
		. , , ,	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0		21, 093	130, 357	43, 378	101
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0		8, 989	32, 745		37
		# Lp =m =/e	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0		9, 776	31, 589	9, 791	48
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	48	16, 803	8, 222	2,713	131
		// 10 = m = k = k 1 0 0 0 0	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0		529		428	(
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	1	198		172	
計			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	2	652	4, 206	1,049	
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	2	1,582	8, 456	1,895	
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0		21, 021	7, 942	2,018	103
	Len		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	2	13	0	0	
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0		363	3, 348	592	
		<i>t</i> . 40 = 10 ± 10 ± 10 ± 10 ± 10 ± 10 ± 10 ± 1	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	4	693	4, 451	677	
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	0	0	0	0	
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0	1	2, 232	16, 517	2,071	
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	0	0	
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	6	2, 387	4, 790	384	1
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0	2	814	2,035	131	6
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	1	262	1, 572	82	
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0		1,510	9, 364	243	4
			負担水準0.05未満	4 3 0		0	0	0	(
			計	4 4 0		35, 729, 713	7, 616, 819	3, 406, 439	80, 060



第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
-		- ₩ 111	負担水準1.0以上	9 4 5 0	(人)				69 (筆) 80
		本則		4 5 0		44, 410, 018		4, 518, 868	95, 893
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0 4 7 0	90	27, 055	162, 201	53, 975 23, 911	126
			負担水準0.9以上0.95未満		43	20, 293	75, 429		61
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	35	29, 050	98, 837	30, 640	
			負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	55	18, 894	14, 203	4, 462	140
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	5	529	1, 511	428	6
合		ノ()二(() 1 上 () ()	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	1	198	653	172	1
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	3	1, 441	9, 335	2, 346	3
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	2	1, 582	8, 456	1,895	2
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	24	21, 021	7, 942	2,018	103
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	2	13	0	0	2
	司		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	363	3, 348	592	2
		A 和 那 畝 衣 1 1 1 0	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	4	693	4, 451	677	6
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	2, 232	16, 517	2,071	1
PΙ			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	6	2, 387	4, 790	384	11
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	2	814	2, 035	131	2
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	1	262	1,572	82	1
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	4	1, 510	9, 364	243	4
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0,001	0	0
			計 	6 6 0	19, 557	44, 538, 355	10, 012, 536	4, 642, 895	96, 443

地 1	地方公共団体コード							
4	2	2	0	1	1	1	7	

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行 番 号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 第 349 条 の 3 第 10 項	評価額の1/2の額	0 1 0			285, 838		229	286, 067
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0			175, 224		172	175, 396
法 第 349 条 の 3 第 12 項	評価額の1/2の額	0 3 0		4		7		11
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0		4		7		11
法 第 349 条 の 3 第 19 項	評価額の1/4の額	0 5 0						0
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0
	評価額の1/3の額	0 7 0						0
法 第 349 条 の 3 第 22 項	減額後の課税標準額	0 8 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0
	減額後の課税標準額	1 0 0						0
法 第 349 条 の 3 第 23 項	評価額の1/2の額	1 1 0						0
	減額後の課税標準額							0
法 第 349 条 の 3 第 26 項	評価額の1/2の額	1 3 0						0
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						0
法 第 349 条 の 3 第 31 項	評価額の1/2の額	1 5 0						0
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						0
法 第 349 条 の 3 第 34 項	評価額の1/3の額	1 7 0			37, 958	43		38, 001
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0			26, 571	43		26, 614
	評価額の1/6の額	1 9 0						0
法 第 349 条 の 3 の 3	減額後の課税標準額	2 0 0						0
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額	2 1 0						0
	減額後の課税標準額	2 2 0						0

地 1	地方公共団体コード								
4	2	2	0	1	1	1	7		

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 13 項	評価額の1/2の額	2 3 0						0
(並 行 在 来 線)	減額後の課税標準額	2 4 0						0
法 附 則 第 15 条 第 20 項	評価額の9/10の額	2 5 0						0
(成田国際空港㈱)	減額後の課税標準額	2 6 0						0
	評価額の1/2の額	2 7 0						0
法 附 則 第 15 条 第 23 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2 8 0						0
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 9 0						0
	減額後の課税標準額	3 0 0						0
法 附 則 第 15 条 第 24 項 (日本郵政公社の民営化	評価額の5/6の額	3 1 0			1, 397, 784			1, 397, 784
に係る承継特例)	減額後の課税標準額	3 2 0			894, 244			894, 244
法 附 則 第 15 条 第 27 項	評価額の1/2の額	3 3 0						0
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 4 0						0
法 附 則 第 15 条 第 43 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 5 0	74	273				347
た農地)(存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 6 0	74	273				347
法 附 則 第 15 条 第 43 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 7 0						0
た農地)(存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 8 0						0
	評 価 額	3 9 0			37, 514			37, 514
法 附 則 第 15 条 第 44 項 (特定事業所内保育施設)	評価額に特例率を乗 じた額	4 0 0			12, 505			12, 505
	減額後の課税標準額	4 1 0			8, 582			8, 582
	評 価 額	4 2 0						0
法 附 則 第 15 条 第 45 項 (市 民 緑 地)	評価額に特例率を乗 じ た 額	4 3 0		_				0
	減額後の課税標準額	4 4 0						0

±	方グ	表者	季号				
1		7	8				
4	2	2	0	1	1	1	7

都道府県	名	長崎県
市町村	名	長崎市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区 分	地目	行 看 9	番 号	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 48 項 (立 地 誘 導 促 進 施 設)	評価額の2/3の額	4	5 0						0
(協定有効期間5年以上)	減額後の課税標準額	4	6 0						0
法 附 則 第 15 条 第 48 項 (立 地 誘 導 促 進 施 設)	評価額の2/3の額	4	7 0						0
(協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	4	8 0						0
法 附 則 第 15 条 第 49 項	評価額の1/3の額	4	9 0						0
(帰還環境整備推進法人)	減額後の課税標準額	5	0 0						0
法 附 則 第 15 条 第 50 項	評価額の2/3の額	5	1 0						0
(地域福利増進事業)	減額後の課税標準額	5	2 0						0
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	5	3 0						0
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額	5 -	4 0						0
	評価額の3/5の額					297, 806			297, 806
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	5	6 0			198, 117			198, 117
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	5	7 0						0
	減額後の課税標準額	5	8 0						0
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項		5	9 0						0
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	6	0 0						0
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	6	1 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	6	2 0						0
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	6	3 0						0
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	6	4 0						0
平成26年改正法附則第12条第8項による旧法附則第15条第27項	評価額の1/2の額	6	5 0						0
	減額後の課税標準額	i_							0
合 計	評 価 額		7 0	74		2, 031, 891	50	229	2, 032, 521
H HI	減額後の課税標準額	6	8 0	74	277	1, 302, 738	50	172	1, 303, 311

地1	地方公共団体コード								
4	2	2	0	1	1	1	7		

都	道系	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地 目	行番号 9	12	田 (千円)	23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 16 条 の 2 第 1 項 (平成28年熊本地震による被	評 価 額	6 9 ()						0
災住宅用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	7 0 (0
法附則第29条の5第7項	市街化区域農地としての評価額	7 1 (0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	7 2 (0
法附則第29条の5第8項	市街化区域農地としての評価額	7 3 (0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	7 4 ()						0
法附則第29条の5第16項	市街化区域農地としての評価額	7 5 (0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	7 6 ()						0
法附則第29条の5第17項	市街化区域農地としての評価額	7 7 ()						0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	7 8 ()						0
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	7 9 ()						0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	8 0 ()						0
法 附 則 第 55 条 第 6 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	8 1 (0
(課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する課税標準額	8 2 0							0
法 附 則 第 55 条 第 8 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	8 3 (0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する課税標準額	8 4 ()						0

地1	地方公共団体コード							
4	2	2	0	1	1	1	7	

都	道系	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

						(1)		(2)		(3)		(4))		(5)		(6)
区分	<u>†</u>	地 目	行 9	番号	ļ	田 (千円)	23	畑 (千円)	34	宅 地 (千円)	45	Щ	林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 77
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評	価 額	8	5 (0												0
用地に係る特例措置)	減額後の記	課税標準額	8	6 (О												0
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	評	価 額	8	7 (О												0
住宅用地に係る特例措置)	減額後の記	課税標準額	8	8 (0												0
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評(価 額	8	9 (0												0
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の記	課税標準額	9	0 (0												0
改正法の規定によるもの	評 1	価 額	9	1 (0												0
平成30年改正法附則第20条 第9項(旧法附則第15条の8第2項)	減額分に課税	相当する標準額	9	2 (0										/		0

地	方々	表番号					
4	2	2	0	1	1	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道府	f 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

_							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(7)
		_			188		in the do to the	也 法定免税点	養 法定免税点	決	定 価 法定免税点	格法定免税点	単位当方	とり価格
	ı	X	分	17	番	亏	評価総地積 12 (㎡)(イ)	未満のもの 23 (m ²)	以上のもの Ma (m²)	総 額 46 (千円)(ロ)	未満のもの 57 (千円)	以上のもの 68 (千円)	平均価格 (ロ) (イ) (円/㎡)	最高価格 80 (円/㎡)a0
	介		在 田	0	1	0	38, 374	880	37, 494	101, 470	2, 053	99, 417	2, 644	20, 200
	介		在 畑	0	2	0	317, 312	28, 151	289, 161	791, 228	46, 188	745, 040	2, 494	24, 900
宅	地	介	在 山 林	0	3	0	2, 091, 740	286, 037	1, 805, 703	132, 553	17, 808	114, 745	63	19, 700
農	地	等	介在山林	0	4	0	0	0		0	0		0	
	175		特定市農 (平27以前参入分)	0	5	0	0	0		0	0		0	
	通	m	特定市農 (平28以後参入分)	0	6	0	0	0		0	0		0	
	常	田	上記以外	0	7	0	583, 189	7, 106	576, 083	1, 749, 147	14, 741	1, 734, 406	2, 999	11, 200
	市		小 計	0	8	0	583, 189	7, 106	576, 083	1, 749, 147	14, 741	1, 734, 406	2, 999	11, 200
市	街		特 定 市 農 (平27以前参入分)	0	9	0	0	0		0	0		0	
	化	畑	特 定 市 農 (平28以後参入分)	1	0	0	0	0		0	0		0	
		ДЦ	上記以外	1	1	0	2, 489, 200	161, 178	2, 328, 022	6, 615, 439	321, 398	6, 294, 041	2, 658	21,000
	区		小 計	1	2	0	2, 489, 200	161, 178	2, 328, 022	6, 615, 439	321, 398	6, 294, 041	2, 658	21, 000
街	城		特定市農 (平27以前参入分)	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農	計	特定市農 (平28以後参入分)	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地	п	上記以外	1	5	0	3, 072, 389	168, 284	2, 904, 105	8, 364, 586	336, 139	8, 028, 447	2, 723	21, 000
			計	1	6	0	3, 072, 389	168, 284	2, 904, 105	8, 364, 586	336, 139	8, 028, 447	2, 723	21, 000
	田		特定市農 (平27以前参入分)	1	7	0	0	0		0	0		0	
化	園	田	特定市農 (平28以後参入分)	1	8	0	0	0		0	0		0	
	住居	_	上記以外	1	9	0	0	0		0	0		0	
	地		小 計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城		特定市農 (平27以前参入分)	2	1	0	0	0		0	0		0	
区	内	畑	特定市農 (平28以後参入分)	2	2	0	0	0		0	0		0	
	市街		上記以外	2	3	0	0	0		0	0		0	
	化		小 計 特定市 農	2	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0
	区		(平27以前参入分) 特定市農	2	5	Ů	0	0	0	0	0	0	0	0
	城	計	(平28以後参入分)	2	6		0	0	0	0	0	0	0	0
城	農		上記以外	2	<u> </u>	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0
	地		計 特定市農	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(平27以前参入分) 特定市農	2	<u> </u>	Ŀ	0	0	0	0	0	0	0	0
		田	(平28以後参入分)	3			0	0	0	0	0	0	0	0
農			上記以外	3			583, 189	7, 106	576, 083	1, 749, 147	14, 741	1, 734, 406	2, 999	11, 200
			小 計 特定市農	3	2	H	583, 189	7, 106	576, 083	1, 749, 147	14, 741	1, 734, 406	2, 999	11, 200
			(平27以前参入分) 特定市農	3	3		0	0	0	0	0	0	0	0
	計	畑	(平28以後参入分)	3	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0
			上記以外	3	5	-	2, 489, 200	161, 178	2, 328, 022	6, 615, 439	321, 398	6, 294, 041	2, 658	21, 000
地		<u> </u>	小 計 特定市農	3			2, 489, 200	161, 178	2, 328, 022	6, 615, 439	321, 398	6, 294, 041	2, 658	21, 000
			(平27以前参入分) 特定市農	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	(平28以後参入分)	3	8	<u> </u>	2 072 000	160 004	2 004 105	0 264 500	- v	0 000 447	0 700	21, 000
			上記以外	3		_	3, 072, 389	168, 284	2, 904, 105	8, 364, 586	336, 139	8, 028, 447	2, 723	,
			計	4	0	0	3, 072, 389	168, 284	2, 904, 105	8, 364, 586	336, 139	8, 028, 447	2, 723	21, 000

型	方々	·共E	団体:		۲	表都	香号 8
4	2	2	0	1	1	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名 長崎県市町村名 長崎市

_							(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課程		単 額	9		b
	[×	分	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
	介		在 田	9	1	1	12 (千円) 70,750	1,434	34 (千円) 69,316	45 (筆) 154	54 (筆) 15	63 (筆) ₇₁ 139
	介		在 畑	0	2	1	551, 431	32, 150	519, 281	1, 562	240	1, 322
宅	地	介	在 山 林	0	3	1	132, 466	17, 808	114, 658	5, 089	1, 126	3, 963
農	地	等	介在山林	0	4	1	0	0		0	0	
	135		特定市農 (平27以前参入分)	0	5	1	0	0		0	0	
	通	Ħ	特 定 市 農 (平28以後参入分)	0	6	1	0	0		0	0	
	常	ш	上記以外	0	7	1	580, 133	4, 914	575, 219	1, 329	54	1, 275
	市		小 計	0	8	1	580, 133	4, 914	575, 219	1, 329	54	1, 275
市	街		特定市農 (平27以前参入分)	0	9	1	0	0		0	0	
	化	细	特 定 市 農 (平28以後参入分)	1	0	1	0	0		0	0	
		74-	上記以外	1	1	1	2, 188, 383	104, 131	2, 084, 252	10, 663	1, 446	9, 217
	X		小 計	1	2	1	2, 188, 383	104, 131	2, 084, 252	10, 663	1, 446	9, 217
街	城		特定市農 (平27以前参入分) 特定市農	1	3	1	0	0	0	0	0	0
	農	計	特定市農 (平28以後参入分)	1	4	1	0	0	0	0	0	0
	地		上記以外	1	5	1	2, 768, 516	109, 045	2, 659, 471	11, 992	1, 500	10, 492
			計 特定市農	1	6	1	2, 768, 516	109, 045	2, 659, 471	11, 992	1, 500	10, 492
	田		(平27以前参入分) 特定市農	1	7	1	0	0		0	0	
化	園住	田	(平28以後参入分)	1	<u> </u>	1	0	0		0	0	
	居		上記以外	1	9	1	0	0		0	0	
	地		小 計 特定市農	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	城		(平27以前参入分 特定市農	2	2	1	0	0		0	0	
区	内市	畑	(平28以後参入分) 上 記 以 外	2	<u> </u>	<u> </u>	0	0		0	0	
	街		小 計	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	化		特定市農	2	5	1	0	0	0	0	0	0
	区		(平27以前参入分) 特定市農	2	6	1	0	0	0	0	0	0
城	域農	計	(平28以後参入分) 上 記 以 外	2	7	1	0	0	0	0	0	0
	地		計	2	8	1	0	0	0	0	0	0
			特定市農 (平27以前参入分)	2	9	1	0	0	0	0	0	0
		_	特定市農 (平28以後参入分)	3	0	1	0	0	0	0	0	0
		田	上記以外	3	1	1	580, 133	4, 914	575, 219	1, 329	54	1, 275
農			小 計	3	2	1	580, 133	4, 914	575, 219	1, 329	54	1, 275
			特定市農 (平27以前参入分)	3	3	1	0	0	0	0	0	0
	計	畑	特定市農 (平28以後参入分)	3	4	1	0	0	0	0	0	0
	pΤ	ΑΠ	上記以外	3	5	1	2, 188, 383	104, 131	2, 084, 252	10, 663	1, 446	9, 217
地			小 計	3	6	1	2, 188, 383	104, 131	2, 084, 252	10, 663	1, 446	9, 217
			特定市農 (平27以前参入分)	3	7	1	0	0	0	0	0	0
		計	特定市農 (平28以後参入分)	3	8	1	0	0	0	0	0	0
			上記以外	3	9	1	2, 768, 516	109, 045	2, 659, 471	11, 992	1, 500	10, 492
			計	4	0	1	2, 768, 516	109, 045	2, 659, 471	11, 992	1, 500	10, 492

担	方々	·共E	団体:		۲	表	香号 8
4	2	2	0	1	1	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道系	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

_							(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
							- 納 各	税 区 分	剃	務市街化区域農地に信	者 系る実数 (法定免税点未)	数 (のものを含む。)
	[×	分	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	田·畑別	適用区分別	全 体
				9			12 (人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人) 5	(人) 66
	介		在 田	0	1	2	120	14	106			
	介		在 畑	0	2	2	1, 202	219	983			
宅			在 山 林	0		2	3, 001	843	2, 158			
農	地	等	介在山林	0	4	2	0	0				
	通		特定市農 (平27以前参入分)	0	5	2	0	0				
	286	田	特定市農 (平28以後参入分)	0	6	2	0	0				
	常		上記以外	0	!	2	712	46	666			
	市			0	8	2						
市	街		特定市農 (平27以前参入分)	0	9	2	0	0				
	化	畑	特定市農 (平28以後参入分)	1	0	2	0	0				
			上記以外	1	1	2	5, 297	1, 189	4, 108			
	区			1	2	2						
街	域		特定市農 (平27以前参入分)	1	3	2						
	農	計	特定市農 (平28以後参入分)	1	4	2						
	地	н	上記以外	1	5	2						
	70			1	6	2						
	田		特定市農 (平27以前参入分)	1	7	2	0	0				
化	園	田	特定市農 (平28以後参入分)	1	8	2	0	0				
	住居	-	上記以外	1	9	2	0	0				
	西地			2	0	2						
	城		特定市農 (平27以前参入分)	2	1	2	0	0				
区	内	抽	特 定 市 農 (平28以後参入分)	2	2	2	0	0				
_	市	AN	上記以外	2	3	2	0	0				
	街化			2	4	2						
	区		特定市農 (平27以前参入分)	2	5	2						
	域	計	特 定 市 農 (平28以後参入分)	2	6	2						
城	農	н	上記以外	2	7	2						
	地			2	8	2						
			特定市農 (平27以前参入分)	2	9	2	0	0	0			
		田	特定市農 (平28以後参入分)	3	0	2	0	0	0			
農			上記以外	3	1	2	712	46	666			
版				3	2	2				712		
			特定市農 (平27以前参入分)	3	3	2	0	0	0			
	計	畑	特 定 市 農 (平28以後参入分)	3	4	2	0	0	0			
	н	/444	上記以外	3	5	2	5, 297	1, 189	4, 108			
地				3	6	2				5, 297		
			特定市農 (平27以前参入分)	3	7	2						
		計	特定市農 (平28以後参入分)	3	8	2						
		ы	上記以外	3	9	2					5, 585	
					0							5, 585
(注) :	17 ~ 1	19列の各欄の数1	直は、	. 14	列の)数値の単純合	計数値ではなり	١.			

地方公1	共民]体:	コー	ド	表 7	香号 8
4 2	2	0	1	1	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

_				-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		区	分	行 9	番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 個 総 額	沙安在郑上	以上のもの	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	特定市街化区	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	(円/m²)	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
THE PERSON NAMED IN	平	_	般 田	0	1	0	9, 236, 074	725, 311	64, 000	661, 311	74	0		64, 074	78, 286	79
Ķ		_	般畑	0	2	0	42, 428, 995	1, 648, 002	325, 224	1, 322, 778	271	320		325, 815	38, 673	39
工	1	宅 (宅地A	地 ・Bを除く)	0	3	0	37, 546, 105	1, 116, 985, 192	17, 808, 588	1, 099, 176, 604	570, 729, 085	137, 245, 140		725, 782, 813	29, 816	29, 750
作	Ħ	→ ∮	般 山 林	0	4	0	102, 525, 628	1, 979, 560	290, 274	1, 689, 286	0	0		290, 274	19, 387	19
治		小		0	5	0	191, 736, 802	1, 121, 338, 065	18, 488, 086	1, 102, 849, 979	570, 729, 430	137, 245, 460		726, 462, 976		5, 848
	月		(農業用施設 農地+造成	0	6	0	114, 499	301, 274	697	300, 577	0	120, 228		120, 925		2, 631
Ä	[(生産緑地地 宅地・農地等 費)	0	7	0		0	0		0	0		0		0
0) -	一般市行		0	8	0	3, 072, 388	8, 364, 587	336, 139	8, 028, 448	5, 352, 080	16, 677		5, 704, 896		2, 723
化	也		以外の目の計	0	9	0	26, 617, 785	31, 622, 220	499, 486	31, 122, 734	220	10, 350, 274	0	10, 849, 980		1, 188
		小	計	1	0	0	29, 804, 672	40, 288, 081	836, 322	39, 451, 759	5, 352, 300	10, 487, 179	0	16, 675, 801		1, 352
L		合 1	計	1				1,161,626,146			576, 081, 730			743, 138, 777		5, 243

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

家屋に関する概要調書報告書

平成31年度 家屋に関する概要調書等報告書

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

地方公共団体コー	ĸ	¹ 4	2	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番	号		70	0	0	0	011
市町村判別コード	特	定市	5··· 5以约	外の	1		12/
団 体 区 分 =	1	_	ド	13			2 ¹⁶

(注)自動的に付与される。

地	方公	:共区	団体	コー	-ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

	•				(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個 人	9	1	0	12	130, 597	9, 677	120, 920
法人	0	2	0		4, 412	126	4, 286
計	0	3	0		135, 009	9, 803	125, 206

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	72	2

第22表 総 括 表

				<u> </u>		(1)		(2)		(3)	
<u> </u>	区 分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)	決定	価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 T	118, 914	20 エ	12, 03	1, 691	31 * 222	, 777, 829	18, 516
	法定免税点未満のもの	0	2	0	1	10, 907	オ	50	3, 326	<i>D</i>	805, 678	1, 601
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	108, 007	カ	11, 52	8, 365	ر 221	, 972, 151	19, 254
木	総数	0	4	0	П	36, 384	ス	12, 68	9, 678	g 613	, 698, 596	48, 362
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	309	セ		8, 544	チ	30, 492	3, 569
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	36, 075	ソ	12, 68	1, 134	^ツ 613	, 668, 104	48, 392
	総数	0	7	0		155, 298		24, 72	1, 369	836	, 476, 425	33, 836
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		11, 216		51	1,870		836, 170	1, 634
	法定免税点以上のもの	0	9	0		144, 082		24, 20	9, 499	テ 835	, 640, 255	34, 517
非書	果 税 家 屋	1	0	0		2, 752		2, 10	6, 258			

(参考)

実際免税点の額

地	方公	- ド	表看	昏号			
4	2	2	0	1	1	72	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

				→	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	-
_		,_			個	人 が 原	听 有 ⁻	す る :	家 屋	法人が所有	する家屋	1
	分	行	番	号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 (T 円)	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	90	1	0	115, 999	11, 647, 125	³⁰ 213, 733, 793	⁴² 213, 731, 918	18, 351	2, 915	384, 566	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	2	0	10, 80	3 499, 126	797, 257	796, 850	1, 597	104	4, 200	
造	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	3	0	105, 196	11, 147, 999	212, 936, 536	212, 935, 068	19, 101	2, 811	380, 366	
木	総数	0	4	0	28, 850	6, 184, 031	288, 021, 751	288, 021, 691	46, 575	7, 528	6, 505, 647	
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	28	7, 946	27, 442	27, 441	3, 454	24	598	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	28, 57	6, 176, 085	287, 994, 309	287, 994, 250	46, 631	7, 504	6, 505, 049	
	総数	0	7	0	144, 85	17, 831, 156	501, 755, 544	501, 753, 609	28, 139	10, 443	6, 890, 213	
計	法定免税点未満のもの	0	8	0	11,088	507, 072	824, 699	824, 291	1,626	128	4, 798	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	9	0	133, 76	7 17, 324, 084	500, 930, 845	500, 929, 318	28, 915	10, 315	6, 885, 415	
				>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
			_	_	法人が	所有す	る家屋		合		計	_
	区 分	行	番	号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	9, 044, 036	9, 024, 278	23, 518	118, 914	12, 031, 691	⁵⁴ 222, 777, 829	⁶⁶ 222, 756, 1 ⁷⁷	18, 516
	法定免税点未満のもの	0	2	1	8, 42	8, 420	2, 005	10, 907	503, 326	805, 678	805, 270	1,601
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	9, 035, 61	9, 015, 858	23, 755	108, 007	11, 528, 365	221, 972, 151	221, 950, 926	19, 254
木	総 数	0	4	1	325, 676, 84	324, 947, 906	50, 061	36, 384	12, 689, 678	613, 698, 596	612, 969, 597	48, 362
造以	法定免税点未満のもの	0	5	1	3, 050	3, 050	5, 100	309	8, 544	30, 492	30, 491	3, 569
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	325, 673, 79	324, 944, 856	50, 065	36, 075	12, 681, 134	613, 668, 104	612, 939, 106	48, 392
	総数	0	7	1	334, 720, 883	333, 972, 184	48, 579	155, 298	24, 721, 369	836, 476, 425	835, 725, 793	33, 836
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	11, 47	11, 470	2, 391	11, 216	511, 870	836, 170	835, 761	1, 634
	法定免税点以上のもの	0	9	1	334, 709, 410	333, 960, 714	48, 611	144, 082	24, 209, 499	835, 640, 255	834, 890, 032	34, 517

地方公	共同	日体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 4 2	2	0	1	1	7	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

		(1)	(2)	(3)
区分		村	東 数	数
家屋の種類	行番号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	90 1 0	99, 502	8, 087	91, 415
共同住宅·寄宿舎	0 2 0	4, 592	2	4, 590
併 住宅部分1	0 3 0	3, 974	352	3, 622
用 その他の用の部分2	0 4 0	3, 974	352	3, 622
宅 計(棟数については 1の数値を記入	0 5 0	3, 974	352	3, 622
旅館・料亭・ホテル	0 6 0	122	1	121
事務所・銀行・店舗	0 7 0	1,608	198	1, 410
劇場・病院	0 8 0	75	1	74
工場・倉庫	0 9 0	3, 405	445	2, 960
土 蔵	1 0 0	19	0	19
附 属 家	1 1 0	5, 617	1,821	3, 796
合 計	1 2 0	118, 914	10, 907	^ウ 108, 007

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
14	2	2	0	1	1	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

						-		(4		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
			Ħ	^					床	面	積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格
家。	人 屋 の	種	類 類	分 	行	番	号	総	数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(二) (イ)	(ホ) (ロ)	(<) (>)
								(m^2)	(1)	(m²) (口)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
専	1 用	1	住 宅	9	0	1	1	¹² ^a 10, (086, 680	²³ 393, 557	³⁴ 9, 693, 123	⁴⁵ 194, 811, 722	⁵⁶ 654, 935	⁶⁷ 194, 156, 787	19, 314	1,664	20, 030
共「	司住	宅・	寄宿舎	Î	0	2	1	b 8	810, 620	139	810, 481	17, 159, 638	307	17, 159, 331	21, 169	2, 209	21, 172
併	住	宅	部 分 1	•	0	3	1	5	335, 700	12, 602	323, 098	3, 699, 472	25, 212	3, 674, 260	11,020	2,001	11, 372
用住	その何	也の,	用の部分	2	0	4	1	-	141, 774	6, 492	135, 282	1, 380, 874	13, 210	1, 367, 664	9, 740	2, 035	10, 110
宅	(1	+	2) 計		0	5	1	C	477, 474	19, 094	458, 380	5, 080, 346	38, 422	5, 041, 924	10,640	2,012	10, 999
旅館	1 ・ 料	· 亭	・ホテノ		0	6	1	d	28, 850	121	28, 729	709, 917	194	709, 723	24, 607	1,603	24, 704
事務	き 所・	銀	行・店舎	甫	0	7	1	е	134, 855	5, 574	129, 281	2, 738, 596	15, 899	2, 722, 697	20, 308	2, 852	21,060
劇	場	•	病 院	•	0	8	1	f	12, 526	127	12, 399	312, 226	94	312, 132	24, 926	740	25, 174
エ	場	•	倉 庫	-	0	9	1	g	246, 915	18, 456	228, 459	1, 389, 188	31, 481	1, 357, 707	5, 626	1, 706	5, 943
	土		蔵		1	0	1	h	1,000	0	1,000	4, 245	0	4, 245	4, 245	0	4, 245
	附	属	家		1	1	1	i á	232, 771	66, 258	166, 513	571, 951	64, 346	507, 605	2, 457	971	3, 048
	合		計		1	2	1	12,0	031, 691	^才 503, 326	[†] 11, 528, 365	* 222, 777, 829	805, 678	⁵ 221, 972, 151	18, 516	1,601	19, 254

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 4	2	1	72	5			

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

				-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	区 分					†			数	
_	<u> </u>	行	番	무	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別		'	ш	J	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コ	ンクリート造	9 0	1	0	12	355	26	33 0	173	47 53 355
鉄筋コン	クリート造	0	2	0	1, 16	2, 410	0	0	1, 160	2, 410
鉄	骨 造	0	3	0	2, 02	2, 268	1	0	2, 020	2, 268
軽量	鉄 骨 造	0	4	0	55	7 286	20	1	537	285
れ ん コンクリー	が 造 トブロック造	0	5	0	6	113	4	0	60	113
そ	の 他	0	6	0		0	0	0		
	計	0	7	0	3, 97	5, 432	25	1	3, 950	5, 431

-			<u> </u>	(7)	(8)	(9)		(10)	(11)	(12)			
				床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(口)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)		総 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (h)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 7 607, 505	0	607, 505	45	47, 284, 029	56 0	47, 284, 0 ⁷⁷	77, 833	0	77, 833
鉄筋コンクリート造	0	2	1	963, 872	0	963, 872		50, 992, 374	0	50, 992, 374	52, 904	0	52, 904
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 1, 156, 631	13	1, 156, 618		56, 041, 937	168	56, 041, 769	48, 453	12, 923	48, 453
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	[±] 72, 066	512	71, 554		1, 675, 361	2, 522	1, 672, 839	23, 248	4, 926	23, 379
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	* 8, 706	93	8, 613		100, 674	295	100, 379	11, 564	3, 172	11,654
その他	0	6	1	^д	0			0	0		0	0	0
計	0	7	1	2, 808, 780	618	2, 808, 162		156, 094, 375	2, 985	156, 091, 390	55, 574	4,830	55, 585

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 4	2	2	0	1	1	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		: : .		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	222	8, 101	26 0	33 0	222	8, 101
鉄筋コンクリート造	0	2	0	6, 184	13, 368	0	1	6, 184	13, 367
鉄 骨 造	0	3	0	3, 251	1, 953	0	0	3, 251	1, 953
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	9, 755	705	17	0	9, 738	705
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	678	239	10	0	668	239
その他	0	6	0	0	0	0	0		
計	0	7	0	20, 090	24, 366	27	1	20, 063	24, 365

			>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(<u>=</u>) (1)	<u>(</u> 本) (ロ)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	^{12 ‡} 790, 155	23 0	³⁴ 790, 155	⁴⁵ 57, 079, 976	56	⁶⁷ 57, 079, 976	72, 239	0	72, 239
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 3, 086, 146	2	3, 086, 144	199, 087, 364	164	199, 087, 200	64, 510	82, 000	64, 510
鉄 骨 造	0	3	1	⁵ 654, 793	0	654, 793	24, 948, 749	0	24, 948, 749	38, 102	0	38, 102
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 262, 330	362	1, 261, 968	34, 700, 546	1, 763	34, 698, 783	27, 489	4, 870	27, 496
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 63, 167	427	62, 740	850, 596	897	849, 699	13, 466	2, 101	13, 543
その他	0	6	1	0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	5, 856, 591	791	5, 855, 800	316, 667, 231	2, 824	316, 664, 407	54, 070	3, 570	54, 077

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 4	2	2	0	1	1	72	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

			-	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	区 分					村			数	
\	<u> </u>	行	釆	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		11	行番号		棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コ	ンクリート造	9 0	1	0	53	19 46	26	33 ()	53	47 53 46
鉄筋コン	クリート造	0	2	0	357	341	0	0	357	341
鉄	骨 造	0	3	0	88	129	0	0	88	129
軽 量	鉄 骨 造	0	4	0	14	5	0	0	14	5
れ ん コンクリー	が 造 トブロック造	0	5	0	11	10	0	0	11	10
そ	の 他	0	6	0	0	0	0	0		
	計	0	7	0	523	531	0	0	523	531

		→	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
横 造 別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>=</u>) (<u>/</u>)	<u>(</u> 本) (ロ)	<u>(^)</u>
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	^{12 ×} 239, 877	0	239, 877	18, 446, 995	56	18, 446, 995	76, 902	0	76, 902
鉄筋コンクリート造	0	2	1	623, 527	0	623, 527	42, 737, 957	0	42, 737, 957	68, 542	0	68, 542
鉄 骨 造	0	3	1	86, 189	0	86, 189	6, 469, 215	0	6, 469, 215	75, 058	0	75, 058
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	g 3, 249	0	3, 249	103, 798	0	103, 798	31, 948	0	31, 948
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	1,684	0	1, 684	20, 021	0	20, 021	11, 889	0	11, 889
その他	0	6	1	0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	954, 526	0	954, 526	67, 777, 986	0	67, 777, 986	71, 007	0	71, 007

地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	区	分						柯			汝	
_	<u> </u>),	行	悉	물		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別			13			棟	数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋:	コンク	リート造	9 0	1	0	12	31	112	26	33	40 31	47 53 112
鉄筋コン	ノク リ	ート造	0	2	0		1, 278	1, 758	13	3	1, 265	1,755
鉄	骨	造	0	3	0		2, 617	2, 224	13	0	2,604	2, 224
軽 量	鉄	骨 造	0	4	0		1, 159	264	66	1	1,093	263
れ A コンクリ	」 が ートブ		0	5	0		820	201	52	1	768	200
そ	の	他	0	6	0		0	0	0	0		
	計		0	7	0		5, 905	4, 559	144	5	5, 761	4, 554

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格
	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	和 領	法定免税点未満のもの	以上のもの	(<u>-</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u>) (口)	<u>(^)</u> (/)
		_		(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 テ 54, 152	0	³⁴ 54, 152	1, 713, 448	56	1, 713, 448	31, 641	0	31,641
鉄筋コンクリート造	0	2	1	349, 425	465	348, 960	11, 733, 658	1, 536	11, 732, 122	33, 580	3, 303	33, 620
鉄 骨 造	0	3	1	1, 922, 888	384	1, 922, 504	36, 927, 282	1, 741	36, 925, 541	19, 204	4, 534	19, 207
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	= 141, 730	2, 557	139, 173	993, 372	7, 063	986, 309	7, 009	2, 762	7, 087
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	33, 819	1, 075	32, 744	294, 497	5, 119	289, 378	8, 708	4, 762	8, 838
その他	0	6	1	^ネ 0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	2, 502, 014	4, 481	2, 497, 533	51, 662, 257	15, 459	51, 646, 798	20, 648	3, 450	20, 679

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	72	9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	1		
区分				6//	植	1.		数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	PLL D + D			
	行	番	号	総	数	法 足 免 祝 尽	未満のもの	法定免税点				
構造別				棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 18	19 170	26	33 ()	18	47 170			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	4, 584	1, 241	19	1	4, 565	1, 240]		
鉄 骨 造	0	3	0	357	1,652	4	0	353	1,652			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	386	54	46	3	340	51	1		
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	546	61	44	2	502	59			
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0		1		
11th L	0	7	0	5, 891	3, 178	113	6	5, 778	3, 172			
		→	•	(7)	(0)	(-)				_		
						(0)	(10)	(11)	(12)			
				(7) 床	(8) 面	(9) 積	(10) 決	(11) 定 価	(12) 格	単位	当 た り	価格
区分	-			床	面	積	(10) 決	定価	格	単 位(ニ)_	当 た り <u>(ホ)</u>	価格 (へ)
	行	番	号		面 法定免税点	積 法定免税点		定 価 法定免税点	格法定免税点			
区 分 構造別	行	番	号	総 数	面	積 法定免税点 以上のもの	<u>決</u> 総 額	定 価 法定免税点 未満のもの	格法定免税点以上のもの	(=) (1)	(ホ) (ロ)	<u>(へ)</u> (ハ)
構造別	0			床	面 法定免税点 未満のもの	積 法定免税点	決 総 (千円)(二)	定 法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	格法定免税点	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	_(^)_
構造別			1	床 総 数 (㎡) (イ)	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	決 総額 (千円)(二) ⁴⁵ 2,688,849	定 法定免税点 未満のもの (千円)(ホン)	格 法定免税点 以上のもの (千円)(へ) 67 2,688,849	(二) (イ) (円) (ト) 55, 282	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	(へ) (ハ) (円) (リ) 55, 282
構造別鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	床 総数 (㎡)(イ) 12/48,639	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ) 34 48,639 236,747	決 総額 (千円)(二) ⁴⁵ 2,688,849 7,930,149	定 価 法定免税点 未満のもの (千円)(ボ) 56 0 2,365	格 法定免税点以上のもの (千円)(へ) 67 2,688,849 7,927,784	(二) (イ) (円) (ト) 55, 282 33, 453	(ホ) (ロ) (円) (チ) 0 7,780	(へ) (ハ) (円) (リ) 55, 282
構造別 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	9 0	1 2	1	床 総数 (㎡)(イ) 12/48,639 ^237,051	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 0 304	積 法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ) 34 48,639 236,747	決 総額 (千円) (二) ⁴⁵ 2, 688, 849 7, 930, 149 10, 648, 876	定 価 法定免税点 未満のもの (千円)(ボ) 56 0 2,365	格 法 定 免 税 点 以上のもの (千円)(へ) 67 2,688,849 7,927,784 10,648,493	(二) (イ) (円) (ト) 55, 282 33, 453 42, 053	(ホ) (ロ) (円) (チ) 0 7,780 5,551	(へ) (ハ) (円) (リ) 55, 282 33, 486
構造別鉄骨鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造鉄 骨 造	9 0	1 2 3	1	床 総数 (㎡)(イ) ¹² 48,639 ^ 237,051 ^と 253,225	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 0 304	積 法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ) 34 48,639 236,747 253,156 16,799	決 総額 (千円) (二) ⁴⁵ 2, 688, 849 7, 930, 149 10, 648, 876 136, 127	定 価 法定免税点 未満のもの (千円) (ポ) 56 0 2,365 383 3,370	格 法定免税点以上のもの (千円)(へ) 67 2,688,849 7,927,784 10,648,493	(二) (イ) (円) (ト) 55, 282 33, 453 42, 053 7, 418	(洪) (口) (円) (チ) 0 7,780 5,551 2,173	(へ) (ハ) (円) (リ) 55, 282 33, 486 42, 063
構造別 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄 骨 造 軽 量 鉄 骨 造 れ ん が 造	9 0	1 2 3		床 総数 (㎡)(イ) ¹² 48,639 ^ 237,051 ^と 253,225 プ 18,350	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 0 304 69 1,551	積 法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ) 34 48,639 236,747 253,156 16,799	決 総額 (千円) (二) ⁴⁵ 2, 688, 849 7, 930, 149 10, 648, 876 136, 127	定 価 法定免税点 未満のもの (千円) (ポ) 56 0 2,365 383 3,370 3,106	格 法定免税点以上のもの (千円)(へ) 67 2,688,849 7,927,784 10,648,493	(二) (イ) (円) (ト) 55, 282 33, 453 42, 053 7, 418	(ホ) (ロ) (円) (チ) 0 7,780 5,551 2,173 4,255	(へ) (ハ) (円) (リ) 55, 282 33, 486 42, 063 7, 903

地方公	·共E	団体	コー	- ド	表看	番号
¹ 4 2	2	0	1	1	73	0

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

		-	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
					杉	Į.		数				
区分	行	番	물	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点				
構造別	13	ш	J	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 497	8, 784	26 0	33 0	497	8, 784			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	13, 563	19, 118	32	5	13, 531	19, 113			
鉄 骨 造	0	3	0	8, 334	8, 226	18	0	8, 316	8, 226			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	11, 871	1, 314	149	5	11, 722	1, 309			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	2, 119	624	110	3	2,009	621			
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0			
##-	0	7	0	36, 384	38, 066	[#] 309	13	⁵ 36, 075	38, 053			
		—	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	_		
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当 た り	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	12	23 0	34	45	56 0	67 77			
	U	1	1	1, 740, 328	0	1, 740, 328	127, 213, 297	0	127, 213, 297	73, 097	0	73, 097
鉄筋コンクリート造	0	2	1	5, 260, 021	771	5, 259, 250	312, 481, 502	4, 065	312, 477, 437	59, 407	5, 272	59, 415
鉄 骨 造	0	3	1	4, 073, 726	466	4, 073, 260	135, 036, 059	2, 292	135, 033, 767	33, 148	4, 918	33, 151
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 497, 725	4, 982	1, 492, 743	a 37, 609, 204	14, 718	37, 594, 486	25, 111	2, 954	25, 185
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	117, 878	2, 325	115, 553	b 1, 358, 534	9, 417	1, 349, 117	11, 525	4, 050	11, 675
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	12, 689, 678	8, 544	12, 681, 134	613, 698, 596	f 30, 492	9 613, 668, 104	48, 362	3, 569	48, 392

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1 4	2	2	0	1	1	73	8 1

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床	面積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	一年建築資評点数 (口) (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	90	1	0	675	18 23	²⁴ a 70, 921	³³ 566	⁴¹ 6, 744, 737	⁵¹ 47, 960	⁶⁰ 5, 341, 832	⁷⁰ 37, 984	95, 102	75, 321
lua.	共同住宅・寄宿舎	0	2	0	56		b 13, 872		1, 184, 994		938, 515		85, 423	67, 655
新	併 用 住 宅	0	3	0	9	1	° 393	46	37, 742	4, 908	29, 892	3, 887	96, 036	76, 061
	旅館・料亭・ホテル	0	4	0	11		d 4, 541		359, 645		284, 839		79, 200	62, 726
増	事務所・銀行・店舗	0	5	0	27	1	e 3, 436	22	228, 930	1, 817	181, 313	1, 439	66, 627	52, 769
	劇場・病院	0	6	0			f						0	0
分	工場・倉庫	0	7	0	8		326		14, 100		11, 167		43, 252	34, 255
	土 蔵	0	8	0			h						0	0
	附 属 家	0	9	0	6		i 156		11, 708		9, 265		75, 051	59, 391
	合 計	1	0	0	^j 792	k 25	93, 645	634	8, 581, 856	54, 685	6, 796, 823	₹ 43, 310	91, 642	72, 581

地	方公	:共区	日体	コー	・ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	⁷ 3	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

		———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築	費評点数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価
家屋0	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(ロ) (イ) (点)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	θ	1	0	12	18	24 ア	33	41	51	60	70 79	0	0
	務所	鉄筋コンクリート造	0	2	0	2		⁷ 795		69, 074		75, 047		86, 886	94, 399
		鉄 骨 造	0	3	0	18		⁹ 9, 852		1, 019, 981		1, 100, 850		103, 530	111, 739
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	20		[±] 2, 829		169, 983		180, 936		60, 086	63, 958
新		れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			才						0	0
191	百貨	その他	0	6	0			カ						0	0
	店	計	0	7	0	40	0	13, 476	0	1, 259, 038	0	1, 356, 833	0	93, 428	100, 685
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0			+						0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	41		⁷ 63, 822		8, 275, 390		7, 299, 244		129, 664	114, 369
		鉄 骨 造	1	0	0	8		⁵ 2, 280		190, 776		167, 883		83, 674	73, 633
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	68	6	11, 253	33	1, 060, 273	2, 292	933, 041	2, 017	94, 221	82, 915
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			V						0	0
	1	その他	1	3	0			シ 						0	0
	١	計	1	4	0	117	6	77, 355	33	9, 526, 439	2, 292	8, 400, 168	2, 017	123, 152	108, 592
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス						0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	2	1	1,710	23	176, 975	674	191, 558	729	103, 494	112, 022
~	P	鉄 骨 造	1	7	0	2	1	2,604	708	72, 325	72, 325	77, 966	77, 966	27, 775	29, 941
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	3		g 465		45, 148		48, 307		97, 092	103, 886
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			チ						0	0
		その他	2	0	0			ツ						0	0
	ル	計	2	1	0	7	2	4, 779	731	294, 448	72, 999	317, 831	78, 695	61, 613	66, 506

地	方公	:共区	日体	コー	- ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	⁷ 3	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

		•				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		✓ 区分		_		棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価 格
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	(111) (1)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	円建築賃託点数 (<u>ロ)</u> (イ) (点)	()
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	9 2	2	0	12	18	24 テ	33	41	51	60	70 79	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	3		13		1,556		1, 528		119, 692	117, 538
		鉄 骨 造	2	4	0	12	1	⁺ 6,574	42	432, 714	1,709	465, 085	1, 837	65, 822	70, 746
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	12		⁼ 714		23, 075		24, 224		32, 318	33, 927
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0			ヌ						0	0
	市	その他	2	7	0			ネ						0	0
増	場	計	2	8	0	27	1	7, 301	42	457, 345	1, 709	490, 837	1, 837	62, 641	67, 229
1		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0)						0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	9		377		15, 504		16, 751		41, 125	44, 432
		鉄 骨 造	3	1	0	2		3,010		142, 748		153, 427		47, 425	50, 972
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	13		143		4, 321		4, 353		30, 217	30, 441
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	2		^ 19		1, 208		1, 272		63, 579	66, 947
	他	その他	3	4	0									0	0
		計	3	5	0	26	0	3, 549	0	163, 781	0	175, 803	0	46, 148	49, 536
		合 計	3	6	0	e 217	g 9	106, 460	806	11, 701, 051	77, 000	10, 741, 472	82, 549	109, 910	100, 897

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	73	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

		((1)		(2)	(3)	
区分	<i>4</i> −	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	90 1 0	12	832	19	58, 848	28	
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		38	62	45	8, 364	54 63 70, 188	8, 392
併 用 住 宅	0 3 0	12	133	19	6, 353	42, 064	6, 621
旅館・料亭・ホテル		38	19	45	3, 327	6, 730	2, 023
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12	18	19	1, 490	18, 287	12, 273
劇 場 ・ 病 院		38	1	45	18	54 63 306	17, 000
工場・倉庫	0 7 0	12	40		2, 645		2, 390
土 蔵		38	0	45	0	54 63 0	0
附属家	0 9 0	12	26		1, 053		1, 356
合 計		38	1, 131	45	82, 098	63 610, 697	7, 439

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	73	8 4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

			(1)		(2)	(3)	
区分	1 1 1	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店	⁹ 0 1 0	12	107	19	34, 111	1, 071, 583	31, 415
住宅・アパート		38	136	45	19, 648	⁵⁴ 545, 839	27, 781
病院・ホテル	0 3 0	12	11	19	4, 189	28 262, 346	62, 627
工場・倉庫・市場		38	151	45	21, 502	⁵⁴ 362, 439	16, 856
そ の 他	0 5 0	12	36	19	632	7,006	11, 085
승 計		38	441	45	80, 082	54 63 2, 249, 213	28, 086

地	方公	洪	団体	コー	- F	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

(1) 占以上の)

	区分	特例率	行番号	法定免税点以上のもの
	決 定 価 格 (A)		90 1 0	
課	第10項(日本放送協会)	1/2		23 172, 209 33
污	第11項(日本原子力研究開発機構)	1/3	0 3 0	12
124 17 年		2/3		23 33
	第 12 項 (登録有形文化財等)	1/2	0 5 0	12 4, 037 23 33
	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)	$\frac{1/3}{2/3}$	0 7 0	12
標		1/3		23 33
より	第17項(海洋研究開発機構)	2/3	0 9 0	12
<i>></i> ##: →	第18項(水資源機構)	1/2		23 33
準した		3/4	1 1 0	12
る身	第19項(特定地方交通線)	1/4		23 33
0	第21項(科子技術振興機構)	1/2	1 3 0	12
0	第23項(新関西国際空港株式会社)	1/2		23 33
	第24項(信用協同組合等)	3/5	1 5 0	12 273, 027 23 33
特も三	第26項(中部国際空港) 第28項(家庭的保育事業)	1/2	1 7 0	
	**	_	1 7 0	23 33
例	第30項(事業所內保育事業)	_	1 9 0	12
(rd) (7) #	第31項(認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2	1 0	23 33
		1/3	2 1 0	12
に 5	第33項(量子科学技術研究開発機構)	2/3		23 33
	第34項(世界遺産)	1/3	2 3 0	5, 835
法	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	1/2		23 33
より附	第4項(心身障害者多数雇用事業所)	5/6	2 5 0	
	第13項(並行在来線の譲受資産)	1/2	2 7 0	23 33
りり則	第18項 (PFIによる公共施設等の整備等) 第10項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	1/2	2 7 0	12 23 33
第	第19項 (都市利使施設(都市再生緊急整備地域))		2 9 0	12
l	第20項(成田国際空港株式会社)	9/10	2 9 0	23 33
減 _	第21項(PFI国立大学の校舎)	1/2	3 1 0	12
五.	第22項(都市鉄道利便増進施設)	2/3		23 33
額条	第23項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	1/2	3 3 0	12
観りの		3/5		23 33
	第24項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	5/6	3 5 0	12 255, 911
に 規	第25項(鉄道事業再構築事業)	1/4		23 33
定	第27項(公益法人の所有する能楽堂)	1/2	3 7 0	12
かに	第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) (特定国際拠点港湾))	1/2	2 0 0	23 33 12
, A	(海がけの地域の10分の地方で数据を30)	2/3	3 9 0	23 33
よ	第30項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	_	4 1 0	
るる	第32項(駅のバリアフリー化施設)	2/3	1 1 0	23 33
1	第36項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3	4 3 0	12
U &	第40項(認定誘導事業)	-		23 33
額の	第44項(特定事業所內保育施設)	_	4 5 0	12 14, 696 33

地	方公	共5	団体	コー	- ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

# 田州 前 平 工 来 の			>				(1)
世 州 到 年 一 五 年 の 三 第 1 項 (研究会計略)(係の名称書物) 3/5 3 3 3 3 3 3 3 3 1 0 1 0 1 5 1 0 1 2 3 3 3 1 1 0 1 2 3 3 3 3 3 1 0 1 0 1 5 1 0 1 2 3 3 3 3 3 3 1 0 1 0 1 5 1 0 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			区	分	特例率	行番号	
田田 中田 田 田 一 本	課法附則					90 1 0	12
報日を発用用等人を	法 附 則	第一五条の三	第1項				23 33
日 昭 六 一年 肝 明 第 二 章 第 10項 (特定性) 交換器			Mr o rei			0 3 0	12
事成三年同間第八条 第33組 (部市基督館の公団) 1/3 33						0 5 0	23 33
# 3 3 年 (由市基壁閣会団)						0 0 0	23 33
第 5 項 (農業・生物系物定産業技術研究機構) 1/3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1 // =					0 : 7 : 0	12
## 1	標	-	学 に 1百		1/3		23 33
# 一版 七甲 所 別 弟 小 衆			弗 0 垻			0 9 0	12
# 日本語の経過報報	平成七	年附則第六多	11		-/		23 33
() (小学部・研究機構)	進	1 111 201 207 7 7 20				1 1 0	12
	'	<u> </u>			-/	1	23 33
中成十年 附 則 第 六 条 第 5項 (福市基礎管価公別) 1/2 15 10 位 3 3 3 3 3 3 4 6 車 下 乗 下 乗 下 乗 下 乗 下 乗 下 乗 下 乗 下 乗 下 乗 下		-				1 : 3 : 0	10, 200
平成 千 年 府 則 第	0 = 4 1					1 5 0	25 35
# 東成十三年附則第八条 第 9 項 信件が収容を経合:	平成十					1 0 0	23 33
第9項(日本電気計器検定所) 1/3 3 3 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	平成十		714 - 73	All Carry 13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 7 0	12
平成二十年附則第十二条	特						23 33
# 「経目動車除産協会」 173 2 1 1 0 12 8,308 第 11項 (高圧ガス保険を) 273 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	44		11	(日本消防検定協会)	1/3	1 9 0	12
第11項 (高圧万×保安協会)	平成十五	年附則第十一条]]	(小型船舶検査機構)	1/3		23 33
平成十七年附則第七条 第9項 (社会保険診療範囲支払基金) 1.6 2:8:10 12 平成十八年附則第十三条 第8項 (機業・生物系特定産業技術研究機構) 2/3 2:5:0 12 平成十九年附則第六条 第2項 (高上ガス保安協会) 1/2 2:3 33 第4項 (日本電気計器検定所) 1/2 2:9:0 12 平成二十年附則第十条 "(日本消防機正協会) 1/2 2:9:0 12 "成二十年附則第十条 "(財政社所教企協会) 1/2 2:9:0 12 "成二十二年附則第十条 (縣自動車保施金協会) 1/2 2:3 33 第5項 (PFL)一般廃棄物処理施設) 1/2 2:3 33 第2項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構) 4/5 23 33 第3項 (機業・食品産業技術総合研機機構) 4/5 23 33 第3項 (機業・食品産業技術を受機機構) 4/5 23 33 第3項 (工一中財務・食品産業技術の連携を表しまたととととしまたととうしまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた	hal					2 1 0	12 8, 308
平成十七年附則第七条 第10項 (日動車安全運転センター) 1/6 2/3 2/3 5/10 12	例		714 73		-/		23 33
平成十八年附則第十三条 第 8 項 (農薬・年海水香産産業技術研究機構) 2/3 2/3 13 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	平成十十					2 3 0	12
平成十九年附則第六条 第2項 (高圧ガス保安協会)	1 4 17		// //			·) - /\	23 33
平成二十年附則第十条 第4項 (日本電気計器検定所)						2 5 0	22 22
東成二十年附則第十条 n (日本消防権定協会) 1/2 2 2 9 0 2 2 3 33<	平 成 干)					9:7:0	12
一		F	<i>7</i> 1 1 1 1			4 . 1 . 0	23 33
取 (終自助車総香協会) 1/2 3 33 第19項 第19項 (PFI公共荷さはき施設等) 1/2 2 23 33 第2項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構) 2/3 3 3 10 12 第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 2/3 3 5 0 12 第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 2/3 3 5 0 12 第6項 (社会保険診療報酬支払基金) 1/3 3 7 10 2 第8項 (銀使貯金・簡易生命保険管理機構) 1/2 23 33 第8項 (スーパー中枢港湾) 1/2 23 33 第8項 (オに会社等の特定用途港湾施設) 1/2 23 33 第8項 (指定会社等の特定用途港湾施設) 1/2 3 9 0 平成二十七年附則第十七条 第5項 (都市利便施設・衛市再生緊急整備地域) 1/2 4 1 0 1 第6項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) 1/2 4 3 0 1 第7項 (康茂院藤寺事業により取得した公共施設等) 1/2 4 5 0 1 第7項 (康茂院藤寺事業により取得した公共施設等) 1/2 4 5 <td> よ 平成二-</td> <td>十年附則第十条</td> <td>11</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>2 9 0</td> <td>12</td>	よ 平成二-	十年附則第十条	11		1/2	2 9 0	12
第20項 (PFI一般廃棄物処理施設) 第2項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構) 第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 第6項 (社会保険診療報酬支払基金) 第7項 (自動車安全運転センター) 第8項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構) 第25項 (スーパー中枢港湾) 第7項 (国地大会保険管理機構) 第25項 (スーパー中枢港湾) 第7項 (オニストン・の中枢港湾) 第7項 (オニストン・の中枢港湾) 第8項 (特定会社等の特定用途港湾施設) 第8項 (指定会社等の特定用途港湾施設) 第8項 (指定会社等の特定用途港湾施設) 第3項 (都市利理施設 (都市再生緊急整備地域)) 第6項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) 第3項 (倉庫等) 平成二十八年附則第十七条 第3項 (倉庫等) 平成二十八年附則第十七条 第3項 (倉庫等) 第7項 (設定誘導事業により取得した公共施設等) 第7項 (設定誘導事業により取得した公共施設等) 第7項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (東日本大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17項 (電力・大震災により減失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 第17回 (電力・大震災により減失及は関策した特定地方交通線の代替家屋) 第17回 (電力・大震災により減失変によりはよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ		-	11		1/2		23 33
第20項 (PFI 一 RP	平中一工			(PFI公共荷さばき施設等)	1/2	3 1 0	12
東京	n + M - 1	二十門別第1 本	第20項	(PFI—般廃棄物処理施設)			23 33
第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構)			第2項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		3 3 0	12
第6項 (社会保険診療報酬支払基金) 1/3 3 7 0 1 2 第 7 項 (自動車安全運転センター) 1/3 3 7 0 1 12 第 8 項 領 供助金 帝 易生命保険管理機構) 1/2 2 3 3 9 1 0 12 第 25 項 (スーパー中枢港湾) 1/2 3 9 1 0 12 第 25 項 (スーパー中枢港湾) 1/2 3 9 1 0 12 第 7 項 (スーパー中枢港湾) 1/2 3 1 9 1 0 12 第 8 項 (指定会社等の特定用途港湾施設) 1/2 4 1 1 0 12 第 8 項 (指定会社等の特定用途港湾施設) 1/2 4 1 1 0 12 第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						9 0	23 33
第7項 (自動車安全車転センター)	減平成二十					3 5 0	12
第8項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構) 1/2 23 33 33 33 33 第2 (指定会社等の特定用途港湾版設) 1/2 4 1 1 0 12 33 33 33 33 34 (指定会社等の特定用途港湾版設) 1/2 4 1 1 0 12 33 33 33 34 (指定会社等の特定用途港湾版設) 1/2 4 1 1 0 12 33 33 33 34 (指定会社等の特定用途港湾施設) 1/2 4 1 1 0 12 3 33 33 33 35 35 35 35 35 35 35 35 35 3	V9A		/10 - /1			3 : 7 : 0	23 33
第25項(スーパー中枢港湾) 1/2 3:9:0 12 平成二十六年附則第十二条 第7項(スーパー中枢港湾) 1/2 23 33 第8項(指定会社等の特定用途港湾施設) 1/2 4:11:0 12 平成二十七年附則第十七条 第5項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域)) 3/5 23 33 第6項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) 1/2 4:3:0 12 第3項 (倉庫等) 1/2 4:5:0 12 第7項 (認定誘導事業により取得した公共施設等) 1/2 4:5:0 12 第7項 (離密計算 1/2 4:5:0 12 第7項 (離記計算 1/2 4:5:0 12 第7項 (離密計算 1/2 4:5:0 12 第7項 (離記計算 1/2 4:5:0 12 第7項 (確認計算 1/2 4:5:0 12 第7項 (記述計算 1/2 4			714			0 1 0	23 33
平成二十六年附則第十二条 第7項 (スーパー中枢港湾) 1/2 23 33 第8項 (指定会社等の特定用途港湾施設) 1/2 4 1 1 0 12 23 33 平成二十七年附則第十七条 第 5項 (都市利使施設) 3/5 23 33 平成二十七年附則第十七条 第 5項 (標定新市再生緊急整備地域)) 1/2 4 3 0 12 23 33 平成二十八年附則第十八条 第 6項 (建設防災地域づくり法の協定避難施設) 1/2 4 5 0 12 23 33 平成二十八年附則第十八条 第 7項 (認定誘導事業により取得した公共施設等) 4/5 23 33 第 17項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 1/4 4 5 0 12 23 33 平成三十年附則第二十条 第 9項 (備蓄倉庫) - - 23 33 平成三十年附則第二十条 第 4項 (津設防災地域づくり法の協定避難施設) - - 4 9 0 12 平成三十一年附則第十六条 第 2項 (心身障害者多数雇用事業所) 5/6 23 33 計 (B) 5/6 23 33	額		/10 - /1			3:9:0	12
平成二十八年附則第十一条 第 8 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)							23 33
平成二十七年附則第十七条 第 9 項 「	平成二十	ハー刑則弗十二条	第8項			4 1 0	12
第6項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) 1/2 23 33 33 (倉庫等) 1/2 4 5 0 12 23 33 33 (倉庫等) 1/2 4 5 0 12 23 33 33 (倉庫等) 1/2 4 5 0 12 2 23 33 33 (倉庫等) 1/2 4 7 0 12 2 23 33 33 (倉庫等) 1/2 4 7 0 12 2 23 33 33 2 (倉庫等) 1/2 4 7 0 12 2 23 23 33 33 2 (倉庫等) 1/4 4 7 0 12 2 23 2 33 33 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1-		笛5項				23 33
第 3 項 (倉庫等)	に 平成二十	1 年 門 則 另 1 1 1 元 未				4 3 0	12
第7項(認定誘導事業により取得した公共施設等) 4/5 第17項(東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 1/4 平成二十九年附則第十七条 第9項(備蓄倉庫) 平成三十年附則第二十条 第4項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 4/5 23 33 33 33 平成三十年附則第二十条 第4項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 4/5 1/4 4/7 0/12 平成三十年附則第十六条 第2項(心身障害者多数雇用事業所) 5/6 23 33 計(B) 5/1 0/12 750,223							23 33
第17項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 1/4 4 7 0 12 平成二十九年附則第十七条 第9項 (備蓄倉庫) - 平成三十年附則第二十条 第4項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 平成三十一年附則第十六条 第2項 (心身障害者多数雇用事業所) 5/6 計 (B) 5/6 1/4 4 7 0 12 23 33 33 33 計 (B) 5/6 5 1 0 12 750,223	7 4 - 1					4 + 5 + 0	12
平成二十九年附則第十七条 第9項(備蓄倉庫) - 23 33 平成三十年附則第二十条 第4項(津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 4 9 0 12 平成三十一年附則第十六条 第2項(心身障害者多数雇用事業所) 5/6 23 33 計(B) 5 1 0 12 750,223	な 平成二十					4 7 0	23 33
平成三十年附則第二十条 第4項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設) - 4 9 0 12 平成三十一年附則第十六条 第2項 (心身障害者多数雇用事業所) 5/6 計 (B) 5 1 0 12	平中一工				1/4	4 / 0	23 22
平成三十一年附則第十六条 第 2 項 (心身障害者多数雇用事業所) 5/6 23 33 計 (B) 5 1 0 12 750, 223	平 中二十	1 114 7 14 7 11 1 111	211		+	1 0 0	12
計 (B) 5 1 0 12 750, 223			211			7 J U	23 22
	十八二十	一門 別 粉 I 八米	加占供		0/0	F 1 0	750 000
頁 課 税 標 準 額 (A)-(B) 23ト 834,890,032 33						5 I U	· ·
	額			課 税 標 準 額 (A)-(B)			23 F 834, 890, 032 33

地方公共団体コード表番号									
4	2	2	0	1	1	3	7 8		

第37表 軽減税額等に関する調(その1)

都道	府県名	長崎県
市町	村 名	長崎市

		—			ı				(1)		,\	(2)	NZ.	,	(3)	
	区		分	減額	行	番	早	-			床	面	遺		減税	友百
	<u> </u>		<i>y</i>	割合	11	188	,,	,	個	数	<i>\(\overline{\chi}\)</i>	(m²)	貝	平土 1	(千円)	彻
法第352条の3	第1項	震災等代替家屋等		1/2	9()		0	12			21			31		39
法附則第15条の6	第1項	新築住宅		1/2	0	2	0			2, 110		180,				, 055
拉門則第10米00	第2項	新築住宅(中高層而	大建築物)	1/2		3				3, 332		223,				, 810
法附則第15条の7		認定長期優良住宅		1/2	0		0			1, 323		141,				, 010
四州列加水	第2項	認定長期優良住宅	(中高層耐火建築物)	1/2		5	0			30		3,	234		1,	, 685
			第1種 住宅(居住部分)	2/3	0		0									
			第1種 住宅(非居住部分)	1/4			0									
	第1項	市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4		8										
	N/ I A	市因地门加加手术	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9										
			第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0	0									
			第2種 住宅以外	1/3	1	1	0									
法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者		-	1	2	0			161		6,	018		4,	, 294
			住宅(居住部分)	2/3	1	3	0									
	第3項	防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1	4	0									
			住宅以外	1/3	1	5	0									
		支担投担 财	住宅(特定居住用部分)	2/3	1	6	0									
	第4項	高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1	7	0		_	_						
		登 個	住宅以外	1/3	1	8	0			_						_
	第1項	耐震改修(住宅)		1/2	1	9	0			1			77			9
	第4項	バリアフリー改修	(区分所有以外)	1/3	2	0	0									
法附則第15条の9			(区分所有)	1/3	2		0									
			有以外)	1/3	2	2	0									
		省工ネ改修(区分所		1/3	2	3	0									
			優良住宅化)	2/3	2	4	0									
	第1項		認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2		0									
法附則第15条の9の2			認定長期優良住宅化: 2年目)	1/2	2		0									
E-11137(3)10 == 210 == =			可以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2	7	0									
			有·認定長期優良住宅化)	2/3	2											
法附則第15条の10	7,1.	耐震改修(住宅以外		1/2	2		0			3		36.	176		12.	, 693
		改修実演芸術公演施	•	1/3		0						00,	1.0			
		特定市街化区域農地		1/3	3		0			301		11	531		8	, 714
		特定市街化区域農地		1/2		2				001		11,	501			1
平成27年附則第17条				$\frac{1}{2}$	3			1					-			
	>1v >1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1/2	3											
平成30年附則第20条	第8項	特定市街化区域農地	1の貸家住宅	$\frac{1}{2}$	3		0						1			
					3		0			7, 261		602,	080		364,	, 270
合	計		うち個人		3	7	0			4, 987		453,			270,	
			うち法人		3	8	0			2, 274		148,			94.	, 226

地	地方公共団体コード									
4	2	2	0	1	1	3	78			

第37表 軽減税額等に関する調(その2)

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

	——					((4)		(5)		(6)	(7)	(8)	(9)
	_	0	減額	i ,_		平成31	年度に	新たに	工軽減対象	ととなっ	ったもの	平 31 年	き度で	軽減期間の糸	き了するもの
	区	分	割合	行	番号	個	数	床	面積(㎡)	軽減	. 税 額 FP)	個	数	床 面 積	軽減税額
法第352条の3	第1項 震災等代替家屋等		1/2		1 1	12		21		31		40		49	59 67
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2		2 1	ア	656	イ	58, 369	ウ	30, 429		689	58, 225	,
拉門別第10米00	第2項 新築住宅(中高層面	大建築物)	1/2		3 1	25.	587	才	38, 434	カ	32, 762		906	66, 300	,
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2		4 1		231		24, 215		14, 186		264	28, 672	,
Z PI JR JR JR JR	第2項 認定長期優良住宅		1/2		5 1		9		960		521		3	342	155
		第1種 住宅(居住部分)	2/3		6 1										
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4		7 1										
	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4		8 1										
	37.1. 京 市 国 26.17 周 25 平 A	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9 1										
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0 1										
		第2種 住宅以外	1/3		1 1										
法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者		-		2 1		43		1, 544		651				
		住宅 (居住部分)	2/3	1	3 1										
	第3項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1	4 1										
		住宅以外	1/3	1	5 1										
	古田牧田陆	住宅(特定居住用部分)	2/3	1	6 1										
	第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1	7 1										
	登	住宅以外	1/3	1	8 1		_		_				_		
	第1項 耐震改修(住宅)		1/2	1	9 1		1		77		9		1	77	9
	第4項 バリアフリー改修	(区分所有以外)	1/3	2	0 1										
法附則第15条の9	第5項 バリアフリー改修	(区分所有)	1/3	2	1 1										
	第9項 省エネ改修(区分所	有以外)	1/3	2	2 1										
	第10項 省エネ改修(区分所	(有)	1/3	2	3 1										
	第1項 耐震改修(認定長期	優良住宅化)	2/3	2	4 1										
	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2	5 1										
法附則第15条の9の2	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2		6 1										
		可以外・認定長期優良住宅化)	2/3		7 1										
	第5項 省工ネ改修(区分所	有・認定長期優良住宅化)	2/3	2	8 1										
法附則第15条の10	第1項 耐震改修(住宅以外		1/2		9 1								3	36, 176	12, 693
法附則第15条の11	第1項 改修実演芸術公演施	记	1/3		0 1									,	,
10 1114 214 215	第13項 特定市街化区域農地	-12 -	1/3		1 1								275	10, 588	8, 085
	第10項 特定市街化区域農地	- , , ,	1/2		2 1									,	,,,,,,
平成27年附則第17条	第12項 サービス付き高齢者	- 1 1 1	2/3		3 1										
亚出90年附則第90名	第 8 項 特定市街化区域農地		1/2		4 1										
十成30年附則第20条	界 0 垻 特足甲闰化区域展型	四月豕仕七	2/3	3	5 1										
	-				6 1		1,527		123, 599		78, 558		2, 141	200, 380	108, 016
合	計	うち個人		3	7 1		1, 130		102, 343		61, 492		1, 397	127, 121	69, 742
		うち法人		3	8 1		397		21, 256		17, 066		744	73, 259	38, 274

地	方公	:共区	団体	コー	. K	表看	昏号
14	2	2	0	1	1	73	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	F	 	単 位	当たり	価 格
建 築 年 次	行	番	号	床面積	決定価格	床面積	決定価格	床面積	決 定 価 格 (千円)(へ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(へ)</u> (ホ)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	(m²) (イ) 12 1,793,590	23 5, 164, 516	(m²) (/\) 34 399, 189	(千円) (二) 45 4,439,970	(㎡) (本) 56 2, 192, 779	67 9, 604, 486	2, 879	11, 122	(円) 4, 380
38年1月2日~41年1月1日		2		394, 670	2, 168, 469	166, 623	2, 489, 813	561, 293	4, 658, 282	5, 494	14, 943	8, 299
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	577, 358	4, 770, 030	343, 171	6, 213, 146	920, 529	10, 983, 176	8, 262	18, 105	11, 931
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	690, 899	7, 763, 208	821, 719	16, 329, 276	1, 512, 618	24, 092, 484	11, 236	19, 872	15, 928
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	837, 601	10, 939, 571	821, 313	19, 607, 513	1, 658, 914	30, 547, 084	13, 061	23, 873	18, 414
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	792, 304	11, 179, 665	615, 742	16, 614, 065	1, 408, 046	27, 793, 730	14, 110	26, 982	19, 739
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	829, 058	12, 539, 041	868, 565	28, 755, 559	1, 697, 623	41, 294, 600	15, 124	33, 107	24, 325
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	677, 181	10, 529, 442	693, 459	25, 262, 382	1, 370, 640	35, 791, 824	15, 549	36, 430	26, 113
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	670, 761	10, 253, 869	803, 476	31, 626, 634	1, 474, 237	41, 880, 503	15, 287	39, 362	28, 408
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	810, 615	12, 696, 474	852, 790	37, 932, 751	1, 663, 405	50, 629, 225	15, 663	44, 481	30, 437
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	678, 168	10, 998, 634	1, 032, 511	53, 889, 068	1, 710, 679	64, 887, 702	16, 218	52, 192	37, 931
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	614, 113	10, 666, 343	830, 358	45, 993, 997	1, 444, 471	56, 660, 340	17, 369	55, 391	39, 226
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	513, 513	10, 781, 213	834, 409	51, 025, 431	1, 347, 922	61, 806, 644	20, 995	61, 152	45, 853
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	413, 406	11, 546, 130	795, 455	47, 328, 154	1, 208, 861	58, 874, 284	27, 929	59, 498	48, 702
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	379, 186	14, 002, 818	668, 098	45, 401, 079	1, 047, 284	59, 403, 897	36, 929	67, 956	56, 722
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	344, 301	15, 146, 815	730, 265	54, 131, 363	1, 074, 566	69, 278, 178	43, 993	74, 126	64, 471
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	258, 500	13, 285, 654	460, 838	37, 591, 059	719, 338	50, 876, 713	51, 395	81, 571	70, 727
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0	291, 468	16, 685, 044	368, 394	32, 192, 678	659, 862	48, 877, 722	57, 245	87, 387	74, 073
平成26年1月2日~平成29年1月1日	1	9	0	278, 953	17, 949, 034	370, 334	34, 600, 938	649, 287	52, 549, 972	64, 344	93, 432	80, 935
平成29年1月2日~平成30年1月1日	2	0	0	92, 401	6, 915, 036	106, 509	11, 532, 248	198, 910	18, 447, 284	74, 837	108, 275	92, 742
平成30年1月2日~平成31年1月1日 (新増分)	2	1	0	93, 645	[∃] 6, 796, 823	106, 460	¹ 10, 741, 472	200, 105	17, 538, 295	72, 581	100, 897	87, 645
合計(平成31年度総評価額等)	2	2	0	[±] 12, 031, 691	* 222, 777, 829	² 12, 689, 678	⁹ 613, 698, 596	24, 721, 369	836, 476, 425	18, 516	48, 362	33, 836

地方公	共同	引体	コー	- ド	表看	昏号
¹ ₄ 2	2	0	1	1	73	9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

	>			(1)		(2)	(3)	(4)
					告 家			小の家屋
摘 要	行	* 番	号	床 面 積	造 決 (m²)	定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
平成30年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	12, 019	9, 666 ²²	216, 563, 863	12, 652, 026	603, 157, 014
30 年 29. 1. 1以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	4	2, 978	7, 634	4, 187	38, 451
度 29. 1. 1以前の新築分及び 概 増築分の捕捉漏れ	0	3	0		3, 001	55, 371	2, 954	39, 997
要 29. 1. 2 ~ 30. 1. 1 の (4) 調 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0		3, 522	48, 895	6, 680	202, 390
書 29. 1. 2 ~ 30. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0		18	△ 277	1	△ 134, 320
修正 29. 1. 2 ~ 30. 1. 1 の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0		3, 688	32, 213	18, 636	2, 397, 967
平成30年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	12, 019	9, 873	216, 594, 641	12, 662, 750	605, 219, 817
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	82	2, 098	610, 697	80, 082	2, 249, 213
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0					
不均衡是正による増減額等(10	1	0	0	(()	
改 築 分 等 家 屋 (11	1	1	0					
課税·非課税変更分家屋 (12	1	2	0		271	△ 2,938	550	△ 13, 480
在 来 分 家 屋 (13	1	3	0	(7) - (8) + (12) 11, 938	8, 046 (7)-(8)+	-(10)+(11)+(12) 215, 981, 006	(7) - (8) + (12) 12, 583, 218	(7)-(8)+(10)+(11)+(12) 602, 957, 124
新 築 分 家 屋 (14	1	4	0	93	3, 011	6, 753, 513	105, 654	10, 658, 923
增 築 分 家 屋 (15	1	5	0		634	43, 310	806	82, 549
平成31年度の決定価格等 (13) + (14) + (15)	1	6	0	12, 03	1,691	222, 777, 829	z 12, 689, 678	⁹ 613, 698, 596

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	⁷ 4	8

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(平成31年度に新たに軽減の対象となったものについて)

	_																					
					(1)		(2)	(3)	(4			(5)		6)	(7		-	(8)		(9	9)
						1		個		<u> </u>	た		Ŋ		Ŕ	<		面		Ŧ		
区	分	行	番	号	50 (貸家の	m ^d り 用に供る	とれる	100 場合は40 m	㎡ 以 下 『以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (手円)	個	数 (個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (F 円)
第1項・	・3年間適用	90	1	0	12	357	17	24, 628	25 12, 951	33	197	38	21, 501	46	11, 162	54	67	59	8	, 568	67	4, 154
第2項・	・5年間適用	0	2	0		546		33, 855	29, 032		28		3, 019		2, 505		7			912		623
合	計	0	3	0		903		58, 483	41, 983		225		24, 520		13, 667		74		9	, 480		4, 777
					(1	0)		(11)	(12)	(1:	3)		(14)	(1	5)	(16	6)		(17)		(1	8)
						1		個			た	_	Ŋ		屏			面		Æ		·
区	分	行	番	号	140	m²	超	160 m ²	以 下	160	m²	超	200 m ²	以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
					個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (FP)	個	数 (個)	床	面	積 (m²)	軽 減	税 額 (FP)
第1項・	・3年間適用	9 0	1	1	12	25	17	3, 686	25	33	10	38	1, 699	46	611	54		59			67	74
第2項・	・5年間適用	0	2	1		2		306	188		2		374		237		2			425		177
合	計	0	3	1		27		3, 992	1, 739		12		2, 073		848		2			425		177
	—				(1	9)		(20)	(21)	(2:	2)		(23)	(2	·4)							
					1	個 当	た															
区	分	行	番	무	240	m²	超	280 m	以 下				計									
	,~	, ,		Ĭ	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 ^(千円)							
第1項・	・3年間適用	90	1	2	12		17		25	33 T	656	38	60, 082	46 ウ	30, 429							
第2項・	5年間適用	0	2	2						工	587		38, 891	カ	32, 762							
合	計	0	3	2		0		0	0		1, 243		98, 973		63, 191							

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	⁷ 4	8 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(平成31年度に新たに課税の対象となったものについて)

都	道系	牙 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

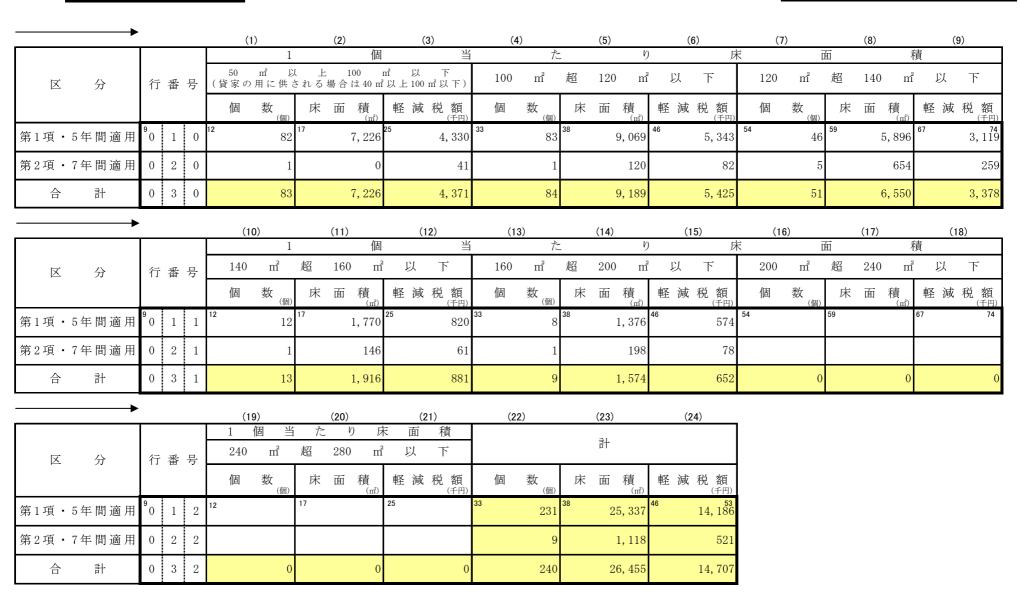
		→ (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床	面 積 要	件を満	たさな	い住宅
区 分	行番号	50 m ² (貸家の 場合40 m ²) 未 満(個)	280 ㎡ 超 300 ㎡ 以下 (個)	300 ㎡ 超 320 ㎡ 以 下 (個)	320 m² 超 (個)	計 (個)
第 1 項	90 1 0	12 658	17	22 2	27 7	32 36 669
第 2 項	0 2 0					0
合 計	0 3 0	658	2	2	7	669

							>	(6)			(7)		(8	8)		(9)			(10)		(1	1)	(12)		(13)	
								В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適)要件を満 用 を 受 l	たさな ナなか	いため	うに減 住 宅
	区		分	行	番	号		計	(個)	50 m ² (40 m ²)	ち 貸家の 未満	、 場合 (個)	床 面 280 ㎡ 走 以	i 積 図 300 ㎡ 下(個)		件) ㎡ 超 : 以	を 満 320 ㎡ 下 _(個)		m ²	な 超 (個)	<u>い</u> 小	主 計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
穿	第	1	項	90	1	1	12			17			22		27			32			37	0	42	669	47	26	6, 513
É	育	2	項	0	2	1																0		0			
	合		計	0	3	1			0			0		()		0			0		0		669		26	6, 513

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
14	2	2	0	1	1	⁷ 4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(平成31年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市



地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	⁷ 4	3

第43表 新築住宅に関する調

都 道 府 県 名 長崎県 — — — 市 町 村 名 長崎市

_		—						(1)		(2)			(3)	(4)		
		区分		行	番	旦.	柞	東数	住	居	数	床	末 面 積	決定価格	床面積	決定価格
		ら カ		11	畄	7	1	术 剱	1土	占	奴	νι.	(m²)	(千円)	住居数	床面積(円)
木	一戸	専 用 住 宅	(1)	9 ()	1	0	12	653	18		653	24	70, 358	³² 5, 303, 997	108	75, 386
造	建	併 用 住 宅	(2)	_	_		42	4	48		4	54	235	17, 54b	59	74, 638
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(3)	0	3	0	12	56	18		215	24	13, 872	³² 938, 515	65	67, 655
屋	Ī	計 (1) + (2) + (3)	(4)	9	_		42	713	48		872	54	84, 465	6, 260, 05 ¹ 2	97	74, 114
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18			24		32	0	0
木	_	鉄筋コンクリート造	(6)	9			42	236	48		239	54	21, 338	2, 600, 208	89	121, 858
710	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	8	18		9	24	912		101	95, 508
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9			42	81	48		84	54	8, 518	⁶² 761, 5 7 6	101	89, 408
垣	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18			24		32	0	0
以	☆	そ の 他	(10)	9	_		42		48			54		62 71	0	0
	4	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	325	18		332	24	30, 768	³² 3, 448, 887	93	112, 093
ы		鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	9	_		42		48			54		62 71	0	0
外	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	85	18		373	24	42, 183	4, 658, 752	113	110, 441
D	同	鉄 骨 造	(14)	9	_		42		48		10		1, 369	80, 78b	137	59, 007
0)		·	(15)	1	5	0	12	12			33		2, 251		68	68, 247
家	住	れんが造 コンクリートブロック造	(16)	9		_	42		48			54		62 71	0	0
水	宅	そ の 他	(17)	1	7	0	12		18			24		32	0	0
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9	_		42	104	48		416		45, 803	4, 893, 155	110	106, 830
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12	3	18		3	24	769	³² 57, 069	256	74, 212
	司口	計 (11) + (18) + (19)	(20)	9		_	42	432	48		751	54	77, 340	8, 399, 1 ¹ 1	103	108, 600
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	1, 145	18		1, 623	24	161, 805	14, 659, 163	100	90, 598

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	⁷	4

第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

		—							(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
									¥	忩	数	(平成31年度に新	新たに軽減の対1	象となったもの
区 分					行	番	号	個 数	床	面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	
			法附則第15条の6等	の適用のあるもの	1/2	9	1	0	12	19	2	8	37	44	53 6
		東日本大震災			1/3	0	2	0							
	第11項	(滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等	の適用のわいすの	1/2	0	3	0							
		NEWHALL)	佐附則第10米の0 章	の適用のないもの	1/3	0	4	0							
法附則第56条			合	計		0	5	0	0		0	0	0	0	0
			法附則第15条の6等	の適用のなるもの	1/2	0	6	0							
		東日本大震災	伝附則第10米·00号	の適用のあるもの	1/3	0	7	0							/
	第14項	(居住困難区域内家	法附則第15条の6等の	の適用のわいもの	1/2	0	8	0							
		屋の代替取得家屋)	伝附則第10米·00号	の適用のないもの	1/3	0	9	0							/
			合	計		1	0	0	0		0	0	0	0	0
		東日本大震災	法附則第15条の6等	の適用のあるもの	1/3	1	1	0							
平成24年附則第8条	第13項	(警戒区域内家屋の	法附則第15条の6等	の適用のないもの	1/3	1	2	0							
		代替取得家屋)	合	計		1	3	0	0		0	0	0	0	0
		合	計			1	4	0	0		0	0	0	0	0

地	地方公共団体コード									
4	2	2	0	1	1	⁷	4			

第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

		—							(7)		(8)		(9)	(10)		(11)		(12)
									平成31年度で第15条の6等のみ軽減期間の終了するもの 平成31年度で軽減期間の終)終了	するもの
	区 分					行	番	号	個 数	Þ	F 面 積 (n		減 税 額 (千円)	個	数	床	面 積 (r	軽 ㎡)	≦ 減 税 額 (千円
			法附則第15条の6	等の適用のあ	1/2	9 0	1	1	12	19		28		37		44		53	6
		東日本大震災			1/3	0	2	1											
	第11項	(滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	注明明第15条のG	堂の海田のお	1/2	0	3	1											
		() () ()	法附則第15条の6等の適用のないもの			0	4	1											
法附則第56条			合	計		0	5	1		0		0	0		C			0	(
			法附則第15条の6等の適用のあるもの 	0	6	1													
		東日本大震災	1/3		0	7	1												
	第14項	(居住困難区域内家	注限則第15条のG	生の海田のか	1/2	0	8	1											
		屋の代替取得家屋)	広門則第10末の0	06等の適用のないも	1/3	0	9	1											
			合	計		1	0	1		0		0	0		C			0	(
		東日本大震災	法附則第15条の6	等の適用のあ	るもの 1/3	3	1	1											
平成24年附則第8条	第13項	(警戒区域内家屋の	法附則第15条の6等	等の適用のな	:いもの 1/3	3	2	1											
	代替取得家屋)		合	計		1	3	1		0		0	0		C			0	(
		合	計			1	4	1		0	·	0	0		C			0	(

地	地方公共団体コード							
4	2	2	0	1	1	⁷	5	

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

	—					(1)	(2)	(3)		
						糸	*	数		
	区	分	行	番	号	個 数	床 面 積 (m²)	軽減税額 (千円)		
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9	1	0	12	19	28 36		
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0					
		合 計	0	3	0	0	0	0		
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	0					
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	5	0					
		合 計	0	6	0	0	0	0		
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	7	0					
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8	0					
		合 計	0	9	0	0	0	0		
	合	☆	1	0	0	0	0	0		

都市計画税に関する概要調書報告書

平成31年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	長崎県	
市町村名	長崎市	

地方公共団体コード 14	2	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号	⁷ 0	0	0	0	011
市町村判別コード特定市特定市	j· 以外	・・ の市	• • 可村	· 1	12 2
団体区分コー	ド	13			2 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

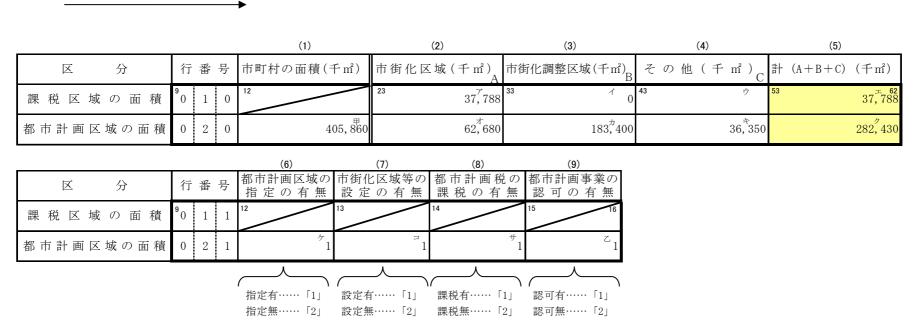
(注) 自動的に付与される。



平成31年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都	道斥	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市



地	方グ	:共区]体:	ュー	ド	表都	番号
¹ 4	2	2	0	1	1	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

					(1)		(2)	(3)	
≥	区分行番号				総数(人))	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個 人	90	1	0	12		94, 213	²² 17, 223	³² 76, 99b
土地	法 人	0	2	0			3, 237	276	2, 961
	計	0	3	0			97, 450	17, 499	79, 951
	個 人	0	4	0			111, 926	6, 641	105, 285
家 屋	法 人	0	5	0			3, 849	107	3, 742
	計	0	6	0			115, 775	6,748	109, 027
	個 人	0	7	0			133, 573	12, 266	121, 307
実 数	法 人	0	8	0			4, 529	273	4, 256
	計	0	9	0			138, 102	12, 539	125, 563

地方公	:共区]体:	コー	ド	表看	番号
¹ 4 2	2	0	1	1	⁷ 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

							(1)			1		(2)		,			(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市 往	f 化	区	域	市街	1 化	調整	区:	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12			28, 493	24					34					45 28, 493
地	地	その他	0	2	0		4, 233							0						⁷ , 233
の	等	小 計	0	3	0				32, 726					0					0	32, 726
地	唐	- 地	0	4	0				2, 904											ž, 904
積 (千㎡)		計	0	5	0				35, 630					^ツ 0					テ 0	35, 630
家床	木	造家屋	0	6	0			9,	412, 149											9, 412, 149
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0			11,	706, 835											11, 706, 835
の積 (㎡)		計	0	8	0			21,	118, 984					=0					³ 0	21, 118, 984
土	宅	宅 地	0	9	0				171, 345											171,345
地	地	その他	1	0	0				15, 882					4						15, 886
Ø	等	小 計	1	1	0				187, 227					4					0	187, 231
筆	唐	地	1	2	0				10, 492											10, 492
数 (筆)		計	1	3	0				197, 719					^ж 4					0	197, 723
(<u>筆)</u> 家 屋	木	造家屋	1	4	0				87, 300											87, 300
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0				31, 235											31, 235
数 (棟)		計	1	6	0				118, 535					٥		-			³ 0	118, 535

地方公	\共団体 :	コード	表番号
¹ 4 2	2 0	1 1	⁷ 5 4 ⁸

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		彳	〕 番	뭄	決	定	価	格
							,,	市街化区域(千円)		そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小 住 個 人 H		9 0	1	0	546, 024, 14	.9	34	45 ÷ 57 546, 024, 149
		宅	模堆	法 人	0	2	0	51, 845, 67	78		51, 845, 678
	宅	用	— 信 年	主 個	0	3	0	57, 644, 02	3		57, 64 ⁴ , 023
土		地	般地	法 人	0	4	0	2, 794, 49	14		2, 794, 494
	地	非用住	個住宅	人 非 用 地	0	5	0	127, 073, 17	4		127, 07 3 , 174
		宅 地	法住宅	人 非 : 用 地	0	6	0	254, 382, 93	3		254, 382, 933
地		小	Ē	計	0	7	0	1, 039, 764, 45	0	0	1, 039, 764, 451
		農	地		0	8	0	8, 028, 44	.8		8, 028, 448
	Ä	<i>ξ</i> σ.) 1	他	0	9	0	22, 231, 12	91		22, 231, 216
		計	†		1	0	0	1, 070, 024, 02	91	0	1, 070, 024, 115
家	木	造	家	屋	1	1	0	186, 470, 09	8		186, 470, 098
屋	木的	告 以 外	トの	家 屋	1	2	0	581, 786, 41	0		581, 786, 410
庄		計	ŀ		1	3	0	768, 256, 50		·	768, 256, 508
	合		計		1	4	0	1, 838, 280, 55	791	a 0	1, 838, 280, 623

地方:	公共団体コード	表番号
¹ 4 2	2 0 1 1	⁷ 5 4 8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道系	牙 県 名	長崎県
市町	村 名	長崎市

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	뭉	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域 (千円)	票 そ の	準) 他 (千円)	額 計 (千円) _A	実定税率	調 定 見 込 額 A×B(千円)
		住	小規	個人	90	1	1	181, 052, 160	25	35		47 260 181, 052, 160	61	69 79
		宅	模地	法人	0	2	1	17, 104, 685				17, 104, [‡] 685		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	38, 327, 482				38, 327, 482		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	1, 859, 756				1, 859, 756		
	地	非用住	個 人住宅月	非用地	0	5	1	83, 871, 127				83, 871, Ž		
		宅 地	法 人住宅	非 用 地	0	6	1	166, 991, 463				166, 991, $\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $		
地		小	計		0	7	1	489, 206, 673	0		0	$489, 206, \overset{h}{6}73$		
		農	地		0	8	1	5, 318, $\overset{\ ,}{1}$ 03				5, 318, 103		
	ڋ	そ の	他	ı	0	9	1	14, 454, 250	91			14, 454, 341		
		計	•		1	0	1	508, 979, 026	91		0	508, 979, 117		
家	木	造	家	量	1	1	1	186, 449, 433				186, 449, 433		
屋	木文	造 以 外	 の 家	屋	1	2	1	581, 069, 021				581, 069, 021		
)		計	-		1	3	1	767, 518, 454			0	767, 518, 454	/	
	合		計		1	4	1	1, 276, 497, 480	91		ь О	1, 276, 497, 571	0.300 %	3, 829, 493

地	方な	公共区	団体:	1 —	ド	表都	番号
4	2	2	0	1	1	⁷ 5	68

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
	区 分	行	番	문	納税義務者		地積		定価格		筆	数
					(人)		(千㎡)		(千円)			(筆)
亚	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 ()	1	0	12	24		39		54	69	80
' _ '												
市。	負担水準0.95以上1.0未満		2									
特	英国水平0.000×1000×100		3									
	負担水準0.85以上0.9未満		4									
街一			5									
+	負担水準0.75以上0.8未満		6									
	負担水準0.7以上0.75未満		7									
定化七	負担水準0.65以上0.7未満		8									
_	負担水準0.6以上0.65未満		9									
上年		_	0	•		1		1				
区	負担水準0.5以上0.55未満					₩		 			-	
市	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		2			1		1			-	
	負担水準0.35以上0.4未満		4								1	
吸べ	負担水準0.3以上0.35未満		5								1	
前			6	0								
	关压54中6.50外上6.60外间		7									
街農参	負担水準0. 15以上0. 2未満		8									
	負担水準0.1以上0.15未満		9									
地	負担水準0.05以上0.1未満	_	0	•								
ル の	各 扣 大 淮 6 0 G 土 洪	_	1									
化	計		2		0		0		0	0		0
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3									
平	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0								
Ⅰ市	負担水準0 9以上0 95未満		5									,
成	負担水準0.85以上0.9未満		6									
区	負担水準0.8以上0.85未満		7									
街一	英世/V中0.10公工0.0/KIM	2	8	0								
+	負担水準0.7以上0.75未満		9									
110	負担水準0.65以上0.7未満		0									
域 化八	3 (3-4) 1 2 3 3 3 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7			0								
年	負担水準0.55以上0.6未満		2									
区	頁色小平0.3以上0.33个個		3									
度	負担水準0.45以上0.5未満		4									
##	負担水準0.4以上0.45木滴		5									
農域以	負担水準0.35以上0.4未満		6									
44.	負担水準0.3以上0.35未満		7			-						
後	7 to 1.3% a and 1 a and 1 th		8			1		1			1	
農参	負担水準0. 2以上0. 25米個 負担水準0. 15以上0. 2未満		0			1		1		1	1	
地	負担水準0 1以 b0 15未満		1			1		1			1	
地	負担水準0.05以上0.1未満		2					1			 	
地	負担水準0.05未満		3					1			 	
の	計	_	4	•	0		0		0	0		(
	PI PI	т	т		U		0		0	0		



第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(!	5)
	区 分	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
	<u>r</u>	11	笛	b	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	12 0	24	39	54 0	69	80
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	0) (0	0		0
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	0	(0	0		0
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	0	(0	0		0
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	0	(0	0		0
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	0	(0	0		0
合	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	0	(0	0		0
	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0	(0	0		0
	負担水準0.6以上0.65未満		3		0	(0	0		0
	負担水準0.55以上0.6未満		4		0	(0	0		0
	負担水準0.5以上0.55未満		5		0	(0			0
	負担水準0.45以上0.5未満		6		0	(0	0		0
	負担水準0.4以上0.45未満		7		0	(0	0		0
	負担水準0.35以上0.4未満		8		0	(0			0
∌ 1.	負担水準0.3以上0.35未満		9		0	(0			0
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	(0	0		0
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	(0	0		0
	負担水準0.15以上0.2未満		2		0	(0	0		0
	負担水準0.1以上0.15未満		3		0	(0	0		0
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	(0	0		0
	負担水準0.05未満	6	5	0	0	(0	0		0
	計	6	6	0	0	<u> </u>	0	j 0	七	0
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	0	[*] () ^t 0	⁵ 0		0

地	方グ	:共区]体:	J —	ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	7 5	8 7
							_

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	長崎県	
市町村名	長崎市	_

							(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
	_	地	目 等	特			宅	地	等	農	地	土土	也計	家	屋
区	分			例率	行	番号	宅 地	そ	の他	/ACC	20	′	E PI	*	土
	77			7			(千)		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
課法		第10項(日本放送協会)	評価額	1/2	0	1 0	12 285, 8	38	17	32		42	285, 855	52	
税第	法	MIV X (B) PMACIMA)	課税標準額	1/2	0	2 0	175, 2	24	17				175, 241		167, 893
小龙二			評価額	1/3	0	3 0									
7 標 0	第	第11項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/0		4 0									
2		310 == 30 (1.1 7.1.1 0 3 0 0/1) E1/13 E1/13 E1/14 11/1	評価額	2/3		5 0									
進	7		課税標準額			6 0									
条		第12項(登録有形文化財等)	評 価 額 課税標準額	1/2		7 0 8 0							0		3, 993
Ø	0		評価額			9 0							0		0, 990
第	-	_{第99項} (農業・食品産業技術総合研究機	課税標準額	1/3		0 0							0		
特 2	2	第22項 (農業・食品産業技術総合研究機 構)	評価額	1/6	1	1 0							0		
	۷		課税標準額	1/0	1	2 0							0		
例項	h	第23項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2		3 0							0		
	条		課税標準額			4 0							0		
にか		第24項(信用協同組合等)	評 価 額 課税標準額	3/5	-	5 0 6 0		_							273, 027
, 0	第		評価額		1 - 1	7 0							0		213, 021
ょ		第26項(中部国際空港㈱)	課税標準額	1/2		8 0							0		
n =	2	# 00 F5 / C C 4 10 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	評価額		1	9 0									
		第28項(家庭的保育事業)	課税標準額	-	2	0 0									
書 減	項	第29項(居宅訪問型保育事業)	評 価 額	_	2	1 0									
<i>O</i>		71 0 X (11 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	課税標準額			2 0									
額	カュ	第30項(事業所内保育事業)	評価額	-	<u> </u>	3 0		_							
規			課税標準額 評 価 額			4 05 0							0		
٤	つ	第31項(認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2		6 0							0		
定			評価額			7 0							<u> </u>		
なに	J	MY 00 주도 / 目 그 전 쓰라셨다마 #P FV LIGHT	課税標準額	1/3	_	8 0									
		第33項(量子科学技術研究開発機構)	評価額	2/3	2	9 0									
るよ	書		課税標準額	4/3		0 0									
	Ħ	第34項(世界遺産)	評価額	1/3	-	1 0	75, 9	_	87				76, 003		
額る			課税標準額		3	2 0	53, 1	41	87				53, 228		5, 835

	177 1	X 74.12	山144、	コー	ド	表都	争号
1	2	2	0	1	1	7 5	7

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
区分	_	地 目	等	特例率	行	番	号	宅 地	地 等 そ の	他	農地	土地計	家屋
よに法 りる 減 課 2	法 第 7	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3	評価額	2/3	H	3		(千円)	22	(千円)	32	0	52 (千円)
額となる2条の3の規	0 2 条 の 3	第1項 (同条各項に おいて準用、読み替 えて適用される場合 を含む) の適用を受 第2項 けるものに限る)	評税標準額 評価 額	1/3	3	5	0					0	
類に (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石)		減額分に相当する課税標準	課税標準額 性額	1/2 減額		6 7						0	
特規法 例定附 にに則			評 価 額	2/3		8						0	
よ り 減 額 額 税 そ と	第 1 6 条	(平成28年熊本地震に係る 被災住宅用地等)	課税標準額 評価額		H	9						0	
と は な 準 2 る の の	の 2		課税標準額	1/3	4	1	0					0	

地	方グ	、共 🛚]体:	コー	ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	7 5	7

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1)		(2)			(3)		(4)		(5)
	_		目 等	特				宅	<u> </u>	也	等		農	地		地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番 号	+	宅	地 (エ四)	そ	の	他	辰		土	地		承	
に法		T			9		+	12	(千円)	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
附		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	4	2 0	0												
則第			課税標準額		4	3 0	0												
1	法	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資	評価額	1/2	4	4 0	0										0		
よ 5 条、		^{第13} 境 産)	課税標準額	1/2	4	5 0	0										0		
		第18項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	4	6 0	0												
法附		第10条 (日日公共施政)	課税標準額	1/2	4	7 0	0												
り則	附	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_		8 0	_												
第 1		第19項 適用分)	課税標準額		-	9 0	-												
5		(都市利便施設)特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	-		0 0	-												
条減の	則	適用分)	課税標準額		-	1 0	-												
2		第21項 (国立大学校舎)	評価額	1/2		2 0	_												
又 は			課税標準額	·	-	3 0	-												
法		第22項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3		4 0	-												
額附則	第		課税標準額			5 0	-												
第		/	評価額	1/2	_	6 0	_										0		
1 5		第23項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	課税標準額		-	7 0	-+										0		
と条の	1	/ 1 //\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	評 価 額 課税標準額	3/5		8 0 9 0	_										0		
3		Mr o ret (P - L-\$P (F)(M))	評価額	5 /o	6	0 0	0		278, 588							2	278, 588		
の 規		第24項 (日本郵便㈱)	課税標準額	5/6	6	1 0	0		178, 153							1	78, 153		248, 101
な定	-	第25項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	6	2 0	0												
によ	5	第 25	課税標準額	1/4	6	3 0	0												
る		第27項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	6	4 0	0										0		
課			課税標準額	1/2	6	5 0	0										0		
る税標	条		評 価 額	1/2	6	6 0	0												
準		第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/2	6	7 0	0												
の 特		思等)	評 価 額	2/3		8 0	_												
額例			課税標準額	2,0	6	9 0	0				_					_			

地	方グ	:共区]体:	ュー	ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	7 5	7

都道府県名	長崎県	
市町村名	長崎市	

					T				(1)			(2)			(3)	ı	(4)		((5)
				等	特				宅	1	也	等		農	地	_	上 地	計	家	屋
×	区 分	}			例率	行	番	号	宅	地 (千円)	そ		他 (千円))EQ	(千		L 20	(千円)		(千円)
準法附		第32項	(駅のバリアフリー化施設)	評 価 額	2/3	9 7	0	0	12		22			32		42			52	6
則の第	法			課税標準額		_	1													
1		第36項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施	評価額	2/3	-	2	_												
5 特条			設)	課税標準額			3	_												
村米、	附	第40項	(認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	_	4	_								_				
法			適用分)	課税標準額		_	5 6	_										0		
例附 則			(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年以上)	評 価 額 課税標準額	1/2		6 7											0		
第	則	第43項	(農地中間管理機構に賃借権を	評価額			8	_										0		
に 1			(展地中间音 年後 併に 負 信 惟 を 設定した 農地) (存続期間15年以上)	課税標準額	1/2	H	9											0		
5 条	第			評価額		_	0	_		25, 009								25, 009		
よの	NJ	第44項	(特定事業所内保育施設)	課税標準額	-	8	1	0		17, 164								17, 164		14, 696
2 又		Mr. 1 = +T	(+DAU)	評価額		8	2	0										0		
りは	1	弗 45 垻	(市民緑地)	課税標準額	-	8	3	0										0		
法			(立地誘導促進施設)	評 価 額	2/3	8	4	0										0		
附 減則		第48項	(協定有効期間5年以上)	課税標準額	2/3	8	5	0										0		
第	5	分40次	(立地誘導促進施設)	評価額	2/3	8	6	0		0								0		
1			(協定有効期間10年以上)	課税標準額	2/3	8	7	0		0								0		
額 5 条		第49項	(帰還環境整備推進法人)	評価額	1/3	8	8	0												
の	条	77 TO X	(APAESKS) IE MITTELE IN TO	課税標準額	1/ 0	8	9	0												
と 3		第50項	(地域福利増進事業)	評価額	2/3	-	0													
の規	At the Sile		(JR北海道・四国に係る特例)	課税標準額		_	1	_								_				
な定	条第法 の1附		(法附則第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	_	2											0		
に	25則		のを除く) (旅客会社等に係る承継特例)	課税標準額		_	3			100 507								100 597		
よるる	が則	第1項	(法附則第15条の2第2項のJR三島特	評 価 額 課税標準額	3/5	_	4 5			198, 537 132, 078								198, 537 132, 078		
課	第	-	例に係るものを除く) (旅客会社等に係る承継特例)	評 価 額			5 6			134,078								132,078		
税額標	3 1 5		(法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	課税標準額	3/10		7											0		
	条 ・産る設	L 法術修 1 1		机儿水平积		,	<u> </u>	Ü												
額	税固に 等定対	二公実15 上公実15 対演演へ条 - 施芸改の	う 附 減額分に相当する課税	標準額	1/3 減額	9	8	0				/					/			

地	方公	〉共 🖔]体:	コー	ド	表都	 子
4	2	2	0	1	1	7 5	8
							_

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1)	(2)		(3)		(4)	(5)
区分		地	目 等	特 例 率	行	番 -	号	宅 ± 生	他 等 そ の	他	農	地	土	地計	家	屋
改る改	r 			半	9			(千円)	22	(千円)	32	(千円)	42	(千円)	52	(千円)
正も正 法の法 解平の 乗則成規	第9項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置	評価額	_	0	1	0									
第 2 定 1 9 に 7 年よ		(地域次足空地万税前特例指直 (わがまち特例) 適用分)	課税標準額		0	2	0									
附平改 成 別	第2項	旧法附則第15条第1項	評 価 額	1/2	0	3	0									
2の xx 8規	<i>771</i> 2-8	(倉庫)	課税標準額		0	4	0									
現 年 年 に 2 改 7	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した	評 価 額	4/5	0	5	0									
7 正 る 条法の		公共施設等)	課税標準額		0	6	0									

地	方グ	、共団	団体:	1 —	ド	表都	番号
4	2	2	0	1	1	7 5	8

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

_								(1)		(2)		(3)		(4)		(5	j)
			等	特			_	钅		也	等	農	地	土	地	計	家	屋
区分	}			例率	行	番	号	宅	地 (千円)	そ	の 他 (千円		(千円)			(千円)		(千円)
改る改		旧法附則第15条第16項	表现 /m: 物写		9	-		12	(117)	22		32	(117)	42		(113)	52	(117)
正も正 法の法		((都市利便施設)都市再生緊	評価額	3/5	0	7	0										$/\!\!/$	
科平の 条則成規	第2項	急整備地域)	課税標準額			8												
第2定 27に		旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設)特定都市再	評 価 額	1/2	0	9	0											
3 年よ		生緊急整備地域)	課税標準額	1/ 2		0												
則2よ改 6る正	第2項	旧法附則第15条第20項	評 価 額	1/2	1	1	0											
ア年も法 み	<i>77</i> 2 70	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	1/2	1	2	0											
1 正の規	给 2 佰	旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施	評 価 額	1/2	1	3	0									0		
を 法平定 条附成に	为 5 仅	(間足云仏寺の行足用歴俗得施設)	課税標準額	1/2	1	4	0									0		
平改	笠 0 15	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究	評価額	2/3	1	5	0											
成正	第4 項	機構)	課税標準額	2/3	1	6	0											
2 3 法	第4項	旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	1	7	0											
年の	男 4 垻	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/3	1	8	0											
改規 正定	第5項	旧法第349条の3第32項	評 価 額	1/3	1	9	0											
法に	弗 3 坦	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/3	2	0	0											
附よ	然 c 1西	旧法第349条の3第33項	評 価 額	1 /0	2	1	0											
l III	男り 坦	(郵便貯金・簡易生命保険管理 機構)	課税標準額	1/2	2	2	0											
第 9 も	笠10万	旧法附則第15条第35項	評価額	1 /9	2	3	0											
条の	弗 IV 垻	(指定特定重要港湾に係る港湾 施設)	課税標準額	1/2	2	4	0											
則2よ改	hh a T	旧法附則第15条第36項	評価額	1 /0	2	5	0											
2るもの	第4項	(PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1/2	2	6	0											
1 正の規	ht = +T	旧法附則第15条第37項	評価額	1 /0	2	7	0									_		
を 基平定 条附成に	第5項	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	2	8	0											

地	方公	、共団	団体:	1 —	ド	表都	番号
4	2	2	0	1		7 5	8

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1)		(2)		(3)		(4)		(5	j)
			目 等	特例	行	番	旦	宅			等	ſ.	農	地	土	地	計	家	屋
区分	分			率	11	笛	7	宅	地 (千円)	そ		<u>也</u> 千円)		(千円)			(千円)		(千円)
改改 正		旧法第349条の 3 第25項	評 価 額	1/0	9 2	9	0	12		22			32	/	42			52	
正法 の 法規		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/2	3	0	0					$\overline{}$							
一 伝規 定 附に		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	3	1	0												
所に よ 則る	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	3	2	0												
も第の		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	3	3	0												
平 1 成		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	3	4	0												
6 2 0		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/2	<u> </u>	5	_												
条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	,	_	6	_												
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項(社会保険診療規制支払其金)	評 価 額	1/6	-	7								_					
7 第年 も 1	も	(任云床峽衫原報師又拉基金)	課税標準額			8													
1 正の規 0 法平定	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評 価 額	1/6	_	9						_							
条附成に 年改		(日期年久主建報にマクー)	課税標準額			0						_							
改法		旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	-	1	_		_			_							
正の規			課税標準額		L-i	2	-					_							
法定		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	H	3 4	-					_				_			
附よ	第3項		課税標準額 評 価 額		H		-					_							
則る も 第の		旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	課税標準額	1/3	H	5 6	-					_							
, 平			評 価 額		-	7	_					\rightarrow							
8 成 1		旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	課税標準額	1/3		8	_					\dashv							8, 308
条 5 第則年の					H	9													0,000
第改平 2 1 正成	5改平に正 正4と注 旧法附	旧法附則第15条第19項	評 価 額	1/2	4	9	0										0	/	
3法1項条附0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	_, _	5	0	0										0		

地	方公	、共 🛚	団体:	1 —	ド	表都	番号
4	2	2	0	1	1	7 5	8
							-

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

									(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
	_		地	目 等	特					些		農地	土地計	家 屋
区	分				例 率	行	番	号	宅 地		他			
平改						9			12 (千円)	22	(千円)	(千円	(千円)	52 (千円)
成正		III NI MA LO AZ	a decement	評 価 額	1/3	5	1	0						
7 法		旧法第349条の (農業・生物	の3第27項 J系特定産業事業研究機	課税標準額		5	2	0						
年		構)		評 価 額	1/6	5	3	0						
・ の 改				課税標準額	1/0	5	4	0						
正規		旧法第349条		評価額	1/6	5	5	0						
法定	第3項	(日本電気計	·器検定所)	課税標準額	1/0	5	6	0						
附に		旧法第349条		評 価 額	1/6	5	7	0						
則よ		(日本消防検	定協会)	課税標準額	1/0	5	8	0						
	旧注第240冬の2第2	の3第32項	評価額	1/6	5	9	0							
第る		·查機構)	課税標準額	1/0	6	0	0							
1 2 &		旧法第349条		評価額	1/6	6	1	0						
条の		(軽自動車検	(査協会)	課税標準額		6	2	0						16, 200
		合	計	評価額		6	3	0	863, 888		104	(863, 992	
			рI	課税標準額		6	4	0	555, 760		104	(555, 864	738, 053
	第条第		市街化区域農地としての評	平価額		6	5	0					0	
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課税	总標準額		6	6	0					0	
	第条第		市街化区域農地としての評	平価額		6	7	0					0	
	項 5		徴収猶予分に相当する課税	总標準額		6	8	0					0	
		第法	市街化区域農地としての評	平価額		6	9	0					0	
	項1の 65	9 則	減額分に相当する課税標準		\bigvee	7	0	0					0	
		第法	市街化区域農地としての評	平価額		7	1	0					0	
	項1の 75	2 附 9 則	減額分に相当する課税標準	進額		7	2	0					0	

地	方公	、共 🖯	団体:	1 —	ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	7 5	8

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

						(1)		(2)			(3)		(4)		(5)
	地 目 等	特				59	È	地	等			農	地	土	地	計	家	屋
		例率	行	番	号	宅	地	そ	の	他		辰	地	上	地	計	水)
区 分		半					(千円)			(千円)			(千円)			(千円)		(千円)
る 特 びな か に を を 発 り り り り り り り で っ で を た し ず ず を を た 大 域 り で り で を を た し ず し ず し ば り し ば り に し ば り に し ば り に し に り に の に の に の に の に の に の に の に の に の	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9	3	0	12		22			32			42		0	52	61
置係及な除項 5 法 特家たびの域 条 第 例屋土外税第 措に地と免 6 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	4	0											0		
置係及な除項5法 のでは、 のでは、 のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	5	0											0		
特用 特用 特用 特用 地 で で で で に を に を に を に に を に に に を に に に に に に に に に に に に に	減額分に相当する課税標準額		7	6	0											0		
例地代に日15法 増に替よる大項(産性な大項(条件用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		7	7	0											0		
置係代に日15法 る替よ本16 特家る大項。	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	8	0								/			_		
特家る大項 条則 例屋被震(指に災災東第第	PARKET A MENDEN I BY	1/3 減額	7	9	0						_							

地	方公	、共 🖯	団体:	1 —	ド	表看	番号
4	2	2	0	1	1	7 5	8

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

						(1)	((2)	(3)	(4)	(5)
区分	地目等	特 例 率	行	番	号	宅 地	1	等 の 他	農地	土 地 計	家 屋
		半	q	•	:	(千円)	22	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
が代毛困 ³ 第 特替用難 ³ 5 例住地区項 6	減額分に相当する課税標準額		8	0	0	12	22		52	0	
のに困第法 特係難 1 附 例る区 4 則 措代域項第		1/2 減額	8	1	0						
夢替內 (5)家家居 6屋屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8	2	0						
項5項則2よる (日144の (日1440) (日14	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8	3	0						

地	方公	:共区]体:	コー	ド	表都	子号
4	2	2	0	1	1	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	釆	: 号	納税義務者	地 積	決定価格		筆 数
			1.1	ш	.,,	(人)	(千m²)			(筆)
	小	負担水準1.0以上	9 0	1	0	63, 045	14, 175	³⁹ 399, 495, 297	133, 165, 099 ⁶⁹	90, 8 <mark>6</mark> 3
	•	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	6, 531	1, 239	91, 200, 765	30, 400, 255	8,622
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	2, 383	348	41, 063, 699		3, 104
	//2	負担水準0.85以上0.9未満			. 0		73	8, 828, 528		573
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	147	23	2, 780, 622	815, 624	185
	150	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	56	8	426, 001	117, 028	80
	住	負担水準0.7以上0.75未満			0		8	495, 416	129, 030	77
	1	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	37	6	199, 310	48, 420	49
	宇	負担水準0.6以上0.65未満			0		5	151, 162	34, 146	35
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	36	7	208, 923	43, 768	52
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0		5	185, 291	35, 572	38
	/13	負担水準0.45以上0.5未満			0		6	237, 584		47
	地	負担水準0.4以上0.45未満			0		7	280, 577	,	45
		負担水準0.35以上0.4未満			0		7	280, 975	,	60
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満			0		3	117, 968	,	14
		負担水準0.25以上0.3未満			0			61, 226	,	9
	個	負担水準0.2以上0.25未満			0		0	10, 805	1,015	2
	IEI	負担水準0.15以上0.2未満		_	0					
	Y	負担水準0.1以上0.15未満			0					
		負担水準0.05以上0.1未満			0					
)	負担水準0.05未満		_	0					
		計		<u>: </u>	0		15, 922	546, 024, 149		103, 855
		負担水準1.0以上			0		703	23, 657, 700	, ,	2, 617
	小	負担水準0.95以上1.0未満			0		189	16, 173, 263		732
		負担水準0.9以上0.95未満			0		60	8, 691, 903		446
	規	負担水準0.85以上0.9未満			0		15	2, 187, 490		79
	Litte	負担水準0.8以上0.85未満			0		4	841, 101	,	31
	模	負担水準0.75以上0.8未満			0		0	61, 075		4
Life	/	負担水準0.7以上0.75未満			0		2	176, 250	45, 309	8
地	住	負担水準0.65以上0.7未満			0			0.400	2 222	
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		-	0		0	9, 483	/	1
	-	負担水準0.55以上0.6未満 - 5.11 (1.0.55 本)			0		0	8, 458	/	1
	用	負担水準0.5以上0.55未満 - 5.11 大準0.45 P.L. Lo. 5 大港		-	0		0	20, 366	3, 896	2
	/13	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満			0					
	地	負担水準0.35以上0.45未満			0		0	18, 589	9 401	1
	20	負担水準0.3以上0.35未満			0		U	10, 509	2, 481	1
		負担水準0.25以上0.35未満			0				+	
	` `	負担水準0.2以上0.25未満			0				+	
	法	負担水準0.15以上0.2未満		•	0				 	
		負担水準0.1以上0.15未満			0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満			0				+	
		負担水準0.05未満			0				+	
)		_	•				٤ - ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ، ،	t 15 101 00-	0.000
		計	4	4	0	1,810	973	51, 845, 678	17, 104, 685	3, 922

地	方公	表都	季号				
4	2	2	0	1	1	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	号	納税義務者 地	積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
		負担水準1.0以上	94	5	0	12 26, 530 ²⁴			E4 6	9 34, 729
	_	負担水準0.95以上1.0未満		6		1,041	101	6, 225, 945	4, 150, 630	1, 407
		負担水準0.9以上0.95未満		7		222	20	1, 263, 591	825, 984	290
	般	負担水準0.85以上0.9未満		8		64	7	266, 089	164, 925	90
		負担水準0.8以上0.85未満		9		25	3	86, 252	50, 376	34
	住	負担水準0.75以上0.8未満		0		21	3	70, 635	39, 211	33
		負担水準0.7以上0.75未満		1		15	2	46, 987	24, 589	23
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		2		14	1	45, 913	22, 528	19
		負担水準0.6以上0.65未満		3		7	1	19, 720	8, 747	7
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4		11	1	23, 275	9, 559	21
	Л	負担水準0.5以上0.55未満		5		5	0	3, 386	1,278	5
	Life	負担水準0.45以上0.5未満		6		16	2	42, 981	14, 767	20
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	10	0	13, 053	4, 117	10
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	7	0	10, 757	3,041	10
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	2	0	5, 098	1, 291	2
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	2	0	14,000	2, 958	5
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	1	0	1, 577	305	1
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
		負担水準0.05以上0.1未満		4						
)	負担水準0.05未満		5						
		計	6	6	0	27, 993	2, 203	57, 644, 023	38, 327, 482	36, 706
		負担水準1.0以上	6	7	0	282	72	2, 051, 775	1, 367, 850	482
	_	負担水準0.95以上1.0未満		8		43	8	618, 934	412, 622	71
		負担水準0.9以上0.95未満		9		14	1	94, 453	61, 396	18
	般	負担水準0.85以上0.9未満		0		3	0	29, 332	17, 888	4
	,	負担水準0.8以上0.85未満		1						
	住	負担水準0.75以上0.8未満		2						
Life	1	負担水準0.7以上0.75未満	_	3						
地	字	負担水準0.65以上0.7未満		4						
		負担水準0.6以上0.65未満		5						
	用	負担水準0.55以上0.6未満		6						
	Л	負担水準0.5以上0.55未満 (5.11人)		7						
	Tip.	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		8 9						
	地	負担水準0.35以上0.4未満		0						
		負担水準0.3以上0.35未満		1						
	(負担水準0.25以上0.35未満		2						
	24-	負担水準0.2以上0.25未満		3						
	法	負担水準0.15以上0.2未満		4						
		負担水準0.1以上0.15未満		5						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		6						
		負担水準0.05未満		7						
		라		8		342	81	² 2, 794, 494	1, 859, 756	575
			0	0	U	344	81	2, 194, 494	1, 009, 100	575

地方公	:共団体コー	ド	表都	番号
¹ 4 2	2 0 1	1	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	一行	番	무	納税義務者	地積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11		J	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商業	負担水準0.7超	90	1	0	3, 011	689	³⁹ 11, 110, 166	⁵⁴ 7, 777, 116	4, 3 ⁸⁰
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	6, 786	1, 614	66, 850, 040	45, 913, 780	10, 365
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	2, 120	355	37, 690, 071	23, 405, 876	2, 867
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	507	68	10, 755, 090		653
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	22	2	288, 635		28
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	13	2	69, 500		18
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	17	1	46, 092	22, 068	18
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8		10		90, 742		10
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	12		52, 742	20, 091	14
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	13	2	51, 918	16, 937	13
宅	抴	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	9	1	42, 602		11
- Ц	715	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	2	0	7, 259	1, 814	2
	•	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
	人	負担水準0.05未満	1	5	0	2	0	18, 317	3, 663	3
		計	1	6	0	12, 524	2, 737	^{t‡} 127, 073, 174	83, 871, 127	18, 318
	商	負担水準0.7超	1	7	0	503	3, 857		40, 186, 875	1, 885
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	1, 297	2,001	97, 467, 906		3, 857
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	702	512	61, 753, 961	38, 192, 476	1, 639
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	257	145	26, 377, 405		499
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2		0	27	45	8, 718, 700		61
	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2	2		4	0	51, 520	27, 316	5
地	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	4	0	,		6
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	7	17	2, 565, 612	1, 090, 527	14
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	2	0	13, 138	4, 330	2
	用	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	1	0	11, 755	3, 445	1
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
	人	負担水準0.05未満	3	1	0					<u> </u>
		計	3	2	0	2, 804	6, 577	خە 254, 382, 933	¹⁵ 166, 991, 463	7, 969
	160行》	・ 及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0					



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 長崎県 市 町 村 名 長崎市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		7.		р.,	,	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	商業	負担水準0.70	⁹ 3	4	0	2, 258	502	³⁹ 14, 589, 840	⁵⁴ 10, 212, 888	69 2, 976
"	地	負担水準0.69以上0.70未満	3	5	0	3, 059	675	25, 996, 322	18, 149, 020	4, 190
地	等	負担水準0.68以上0.69未満	3	6	0	470	101	4, 530, 426	3, 101, 427	618
-	_	負担水準0.67以上0.68未満	3			581	117	6, 741, 065		821
	非	負担水準0.66以上0.67未満	3			659				918
	住	負担水準0.65以上0.66未満	3			616			5, 032, 304	842
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満	4		0	404	64			516
	用用	負担水準0.63以上0.64未満	4		0	392	69			522
担	地	負担水準0.62以上0.63未満	4		0	331	65			445
1브	•	負担水準0.61以上0.62未満		3		403	62			509
→ l.c	個	負担水準0.60超0.61未満		4		388	46			523
水	Į.	負担水準0.60	4	5	0	299	49	4, 787, 291	2, 872, 375	352
準		計	4	6	0	9, 860	1, 969	104, 540, 111	69, 319, 656	13, 232
	商	負担水準0.70	4		0	384	483	, ,		815
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4	8	0	688	752	34, 603, 938	24, 137, 910	1, 559
	地	負担水準0.68以上0.69未満	4	9	0	119			10, 578, 829	296
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5	0	0	145	158	, ,		337
	$\overline{}$	負担水準0.66以上0.67未満	5	1	0	227	164	, ,		465
5	非	負担水準0.65以上0.66未満	5			188	142	, ,	7, 627, 967	385
	住	負担水準0.64以上0.65未満		3		121	90			222
0	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5	4		144	97			263
ľ	用	負担水準0.62以上0.63未満		5		131	79		, ,	226
7	地	負担水準0.61以上0.62未満		6		185	107	, ,		399
Ι΄.	· :/+-	負担水準0.60超0.61未満	5	7		153	62			302
\smile	法	負担水準0.60	5	8	0	148	77	11, 712, 185	7, 027, 311	227
		計	5	9	0	2, 633	2, 513	159, 221, 867	104, 841, 661	5, 496



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	1.1	·B.	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	\$	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	⁹ 6	0	0	90, 921	17, 012	³⁹ 474, 709, 536	⁵⁴ 175, 422, 025	128, 691
	_	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6	1	0	3, 514	4, 546		47, 963, 991	6, 201
坩	þ	税負担据置のもの	6	2	0	10, 905	4, 482	263, 761, 978	174, 161, 317	18, 728
	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6	3	0	13, 084	2, 453	232, 747, 373	91, 653, 863	17, 720
計	L	負担水準0.2未満	6	4	0	4	0	25, 576	5, 477	5
р	l	計	6	5	0	118, 428	[±] 28, 493	² 1, 039, 764, 451	[‡] 489, 206, 673	b 171, 345
	宅	負担水準0.7超	6	6	0	1, 179		1, 379, 584	965, 709	
	七	負担水準0.65以上0.7以下	6	7	0	3, 304		5, 749, 414	4, 000, 050	5, 047
	地	負担水準0.6以上0.65未満	6	8	0	171	32	715, 363	446, 775	233
そ		負担水準0.55以上0.6未満	6	9	0	20	5	76, 348	45, 809	30
	比	負担水準0.5以上0.55未満	7	0	0	4	0	5, 716	3, 313	5
	淮	負担水準0.45以上0.5未満	7		0	8	1	12, 149	6, 469	9
	_	負担水準0.4以上0.45未満	7		0	1	0	5, 672	2, 815	1
_	土	負担水準0.35以上0.4未満	7	_	0	1	0	212	86	1
の	444	負担水準0.3以上0.35未満	7	4	_	6	1	4, 062	1, 488	13
	地	負担水準0.25以上0.3未満	7	_	0	5	2	23, 695	7, 545	5
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	7	6	0	3	1	17, 099	4, 276	3
		負担水準0.15以上0.2未満	7	7	0	5	0	6, 996	1, 680	5
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	7	8	0	1	0	1, 011	202	1
	Į.	負担水準0.05以上0.1未満	7	9	0	1	0	3, 101	620	1
		負担水準0.05未満	8	0	0					
		計	8	1	0	4, 709	1,005	8, 000, 422	5, 486, 837	6, 963

地	表番号						
14	2	2	0	1	1	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 長崎県

 市町村名
 長崎市

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		E /\	行	番	П	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
		区 分	1 J	甾	75	(人)		(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	,	負担水準0.7超	9 ()	1	0	120	24	203			⁶⁹ 2 8 96
	宅							279	4, 485, 581		754
	地	負担水準0.65以上0.7以下 負担水準0.6以上0.65未満		2		256 27		56			84
		負担水準0.55以上0.6未満		4		6		0	, ,	, ,	04 7
	比	負担水準0.5以上0.55未満		5		4		180			83
	進	負担水準0.45以上0.5未満		6		1		19	35, 395		22
		負担水準0.4以上0.45未満		7		2		0		,	2
	土	負担水準0.35以上0.4未満		8		2	1	0			9
	地	負担水準0.3以上0.35未満		9		2		0	95		2
そ	II.	負担水準0.25以上0.35米個 負担水準0.25以上0.3未満		0			1	0	1, 061	369	2
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		1		1		U	1,001	303	2
	\ / +	負担水準0.15以上0.2未満		2		1		0	794	179	1
	法	負担水準0.1以上0.15未満		3		1		U	134	113	1
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4							
		負担水準0.05未満		5							
		計		6		422		737	14, 058, 261	8, 974, 059	1, 256
	-	負担水準1.0以上		7		3, 758		2, 490	164, 710	, ,	7, 657
		負担水準0.95以上1.0未満		8		3		1	7, 717		4
D	,- <u></u> -			9		1	1	0	0,111	/	1
0)	モ以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 有担水準0.8以上0.85未満		0		3		0	0	· · ·	3
		負担水準0.8以上0.85未満		1						·	
		負担水準0.75以上0.8未満		2		1		0	0	0	1
	地	負担水準0.7以上0.75未満		3		_			-		
	外	負担水準0.65以上0.7未満		4							
		負担水準0.6以上0.65未満		5							
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6							
	0	負担水準0.5以上0.55未満	2	7	0	1		0	0	0	1
	()	負担水準0.45以上0.5未満	2	8	0						
他	淮	負担水準0.4以上0.45未満	2	9	0						
	•	負担水準0.35以上0.4未満	3	0	0						
	+	負担水準0.3以上0.35未満		1							
	土.	負担水準0.25以上0.3未満		2							
		負担水準0.2以上0.25未満		3							
		負担水準0.15以上0.2未満		4							
	地	長江水平0.15以上0.2不同 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1±満		5							
	μе	只是水平0.00次上0.1水间		6							
		負担水準0.05未満		7							
		1		8		3, 767		2, 491	172, 427	172, 427	7, 667
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		94, 679		19, 502	474, 874, 246	, ,	136, 348
é	i.	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		0		4, 813		5, 015	71, 977, 218		8, 106
1 -		税負担据置のもの		1		14, 663		5, 546	276, 321, 554		24, 846
=	L.	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		2		13, 159		2,663	238, 785, 065		17, 918
青	Γ	負担水準0.2未満		3		12	2	0	37, 478		13 **
		計	4	4	0	127, 326	D	32, 726	1, 061, 995, 561	503, 839, 996	187, 231

地方	公共団	体コー	ド	表番号
¹ 4 2	2	0 1	1	⁷ 6 2 ⁸

第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区	分	行	亚	号	納税義務者	地	積	決	定 価 格	課税標準額	筆	数
			Ħ	11	台	75	(人)		(千m²)		(千円)	(千円)		(筆)
	本則	川による(価格の3分の2	2) 課税がなされたもの	9 0	1	0	4, 269	24	2,810	39	7, 609, 017	⁵⁴ 5, 072, 675	69	10, 179
-		A 和調動或1 00F	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	78		27		162, 201	107, 951		117
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	36		20		75, 428	47, 823		57
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	26		29		98, 827	61, 262		76
		貝担調金平1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	15		5		13, 698	8, 031		2
市		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	1		1		1,511	855		
111		只远阴正十1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	_	1		0		653	343		
			負担水準0.65以上0.7未満	0			3		1		9, 335	4, 691		
街			負担水準0.6以上0.65未満	0			2		2		8, 456	3, 789		
	上		負担水準0.55以上0.6未満			0	4		1		7, 245	3, 164		
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1		0								
14	以		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	1		0		3, 348	1, 183		
_	外		負担水準0.4以上0.45未満	1	_	0	4		1		4, 451	1, 355		
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0								
		只应阿亚十1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1	_	0	1		2		16, 517	4, 141		
域			負担水準0.25以上0.3未満		_	0								
~		負担水準0.2以上0.25未満			0									
ette		負担水準0.15以上0.2未満			0									
農		負担水準0.1以上0.15未満			0	6		2		4, 790	384		1	
		負担水準0.05以上0.1未満	2			3		1		3, 607	213			
地			負担水準0.05未満	2	1	0	4	ŀ	2		9, 364	243	Z	
			計	2	2	0	4, 454	4	2, 904	9	8, 028, 448	5, 318, 103	ବ	10, 49
	本則	川による課税がなされた	_	2		0								
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満			0								
		· 八四阴正十1.020	負担水準0.9以上0.95未満			0								
介		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満			0								
71		ス1二脚正 十1. VO	負担水準0.8以上0.85未満			0								
		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満			0								
		×1四侧正十1.010	負担水準0.7以上0.75未満			0								
			負担水準0.65以上0.7未満			0								
在			負担水準0.6以上0.65未満			0								
	上		負担水準0.55以上0.6未満			0								
	記		負担水準0.5以上0.55未満			0								
	以		負担水準0.45以上0.5未満			0								
農	外		負担水準0.4以上0.45未満			0								
辰		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満			0								
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.3以上0.35未満			0								
			負担水準0.25以上0.3未満			0								
			負担水準0.2以上0.25未満			0		ļ		<u> </u>				
地			負担水準0.15以上0.2未満			0							ļ	
			負担水準0.1以上0.15未満			0								
			負担水準0.05以上0.1未満			0								
			負担水準0.05未満			0				<u> </u>				
	1		計	4	4	0	0		0		0	0		

$\begin{bmatrix} 1 \\ 4 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 2 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 2 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 6 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 2 \end{bmatrix}$	地方公共団体コード	表番号		
	¹ ₄ 2 2 0 1 1	⁷ 6 2 ⁸		

第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 長崎県

 市 町 村 名
 長崎市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	<u>X</u>	分	行 番 号	納税義務者(人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
本原	則による課税がなされた	こもの	⁹ 4 5 0	12	24	39	54	69
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	貝担調金率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
-	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	火压闹走十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	5 1 0 5 2 0					
殳		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
上		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
記		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
以		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
Ьl		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
も	A. In ∃mate da 1 1 0	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
<u>h</u>		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
<u> </u>		負担水準0.05未満	6 5 0	_		_		
-1-1	Dillo 1. 7 30 72 18 1. 1. 1. 1.	計 2.00	6 6 0	0	0	0	ů	1.0
本身	則による課税がなされた		6 7 0	4, 269	2, 810	7, 609, 017		10,
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	78	27	162, 201	107, 951	
	y (3-1/1/121 1 - 1 - 1 - 1	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	36	20	75, 428	47, 823	
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	26	29	98, 827	61, 262	
	只远阴正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	15	5	13, 698	8, 031	
	台 扫:理軟或1 075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	1	1	1, 511	855	
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	1	0	653	343	
<u> </u>		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	3	1	9, 335	4, 691	
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	2	2	8, 456	3, 789	
L.		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	4	1	7, 245	3, 164	
上記		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0, 101	
以以	<u>'</u>	負担水準0. 45以上0. 5未満	7 8 0	1	0	3, 348	1, 183	
外	`.	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	4	1	4, 451	1, 355	
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	4, 431	1, 333	
	負担調整率1.10	2.1. 1. 1 2		0	0	U	· ·	
+		負担水準0.3以上0.35未満		1	2	16, 517	4, 141	
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0		
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0		
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	_		
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	6	2	4, 790	384	
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	3	1	3, 607	213	
		負担水準0.05未満	8 7 0	4	2	9, 364	243	

償却資産に関する概要調書報告書

平成31年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

地方公共団体コード	¹ 4	2	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番号		70	0	0	0	011
	定市		・・ の市	• • 町村	• 1	12/
団体区分コー	_	ド	13			2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地	地方公共団体コード									
14	2	2	0	1	1	⁷ 6	98			

第69表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名	長崎県
市町村名	長崎市

						(1)	(2)	(3)
個人・出人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	5, 577	4, 384	30 38 1, 193
法	人	0	2	0		7, 270	3, 949	3, 321
合		0	3	0		12, 847	8, 333	4, 514

地	表番号						
14	2	2	0	1	1	77	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

							(1)				(2)			(3)		(4	!)	
	種	類	行	番	号	決	定	価	格	課	税	標		額	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ)	額 (イ)	の以外の	内)もの	
市			9	.	I	12			(千円)	25			((千円)	(千円)	51			(千円)
町	構	築物	0	1	0			53,	743, 666	20		53	, 424	4, 341	252, 610	· ·		53, 17	71, 731
村長	機械	及び装置	0	2	0			76,	134, 736			71	, 765	5, 350	3, 973, 200			67, 79	92, 150
が 価 格	船	舟自	0	3	0			6,	151, 034			3	, 553	3, 956	2, 245, 164			1, 30	08, 792
等を	航	空機	0	4	0									0					
決定	車両及	び運搬具	0	5	0			1,	169, 869			1	, 169	9, 869				1, 16	69, 869
した	工具, 器	景具及び備品	0	6	0			34,	903, 291			34	, 624	4, 640	161, 603			34, 46	63, 037
も の	小	計 (ハ)	0	7	0			172,	102, 596			164	, 538	8, 156	6, 632, 577			157, 90	05, 579
法十 第九	定し, 酉	が価格等を決 己分したもの	U	8	0			50,	134, 994			45	, 658	8, 574					
三条	道府県知 決定し,	事が価格等を 配分したもの	0	9	0			;	883, 033				175	5, 509					
百関八係	小	計 (二)	1	0	0			51,	018, 027			45	, 834	4, 083					
)規定により道府 央定したもの(ホ)		1	0														
合計	(ハ) +	(二) + (ホ)	1	2	0			223,	120, 623			210	, 372	2, 239					
同内	市町	村 分 の 額	1	3	0							210	, 372	2, 239					
上訳	道府	県 分 の 額	1	4	0														

地	表番号						
4	2	2	0	1	1	77	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)				(2)				(3)			(4		
	種		類	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課 税 課税標準の 適用を受け	つ特例	規定の	(/1)	以外の	内 つもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	9 ()	1	0	12		3,	451, 033	25				1, 033	38		(111)	51		3, 45	63 51, 033
村長	機械	及で	び装置	0	2	0			2,	034, 829				1, 96	1, 975			88, 455			1, 87	73, 520
が 価 格	舟	八日	舶	0	3	0				51, 383				2	6, 809			24, 574				2, 235
等を	航	空	機	0	4	0									0							
決定	車両	及び	運 搬 具	0	5	0				16, 419				1	6, 419]	16, 419
した	工具,	器具	及び備品	0	6	0			1,	347, 320				1, 33	9, 045			8, 275			1, 33	30, 770
も の	力		計 (ハ)		7	0			6,	900, 984				6, 79	5, 281		1	21, 304	:		6, 67	73, 977
法十 第九	定し,	配分	5格等を決したもの	U	8	0																
三条百関	道府県決定し	知事か , 配分	ぶ価格等を うしたもの	0	9	0																
八係	力	`	計 (二)	1	0	0				0					0							
			ごにより道所 したもの(ホ		1	0																
合計	(ハ) +	(=) + (ホ)	1	2	0			6,	900, 984				6, 79	5, 281							
同内	市町	村(分の額	1	3	0								6, 79	5, 281							
上訳	道府	県	分の額	1	4	0		_														

地	表番号						
4	2	2	0	1	1	7	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

						(1)		(2)							(4)							
	種	類	į	行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税滴用	. 税 標準の を受け	標特例なも	準 規定の の(イ)	額 (イ)	の以外	内のもの	(口)
	1				•					(千円)					(千円)				(千円)				(千円)
町	構	築	物	90	1	0	12		50,	292, 633	25		49	9, 97	3, 308	38		2	252, 610	51		49, 7	20, 698
長	機械	及び	装 置	0	2	0			74,	099, 907			69	9, 80	3, 375			3, 8	884, 745	5		65, 9	18, 630
村長が価格等を決定したもの 十九々	船	Ţ	舶	0	3	0			6,	099, 651			,	3, 52	7, 147			2, 2	220, 590)		1, 3	06, 557
等	航	空	機	0	4	0									0								
決	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			1,	153, 450				1, 15	3, 450							1, 1	53, 450
L	工具,	器具及	び備品	0	6	0			33,	555, 971			33	3, 28	5, 595]	53, 328	3		33, 1	32, 267
	小	Ī	計 (ハ)	0	7	0			165,	201, 612			15	7, 74	2, 875			6, 5	511, 273	3		151, 2	31, 602
			格等を決 たもの	0	8	0			50,	134, 994			45	5, 65	8, 574								
三条	道府県外 決定し,	田事が付配分	価格等を したもの	0	9	0				883, 033				17	5, 509								
	小		計 (二)	1	0	0			51,	018, 027			4	5, 83	4, 083								
			こより道府 たもの(ホ)	1	1	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			216,	219, 639			203	3, 57	6, 958								
同内	市町	村分	の額	1	3	0							203	3, 57	6, 958								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0		_													_		

地	方公)共区	表番号				
4	2	2	0	1	1	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1			(2)		(3)		(4)	
			区分	行	番	号	決	定	価 格 (A) (千円	課 の)		標 例 	準 (B) 率 (C)	課 税 (A)	標 ×	準 額 (B) (D) (千円)
	第 1	項	(送電用資産・電気事業用)	9	1	0	12			25		27		29		
				-	1							1	3			
法			(************************************	0	2	0						2	3			
			(変電所・電気事業用)	0	-	0						3	5			
第	第 2	否	/ thr (s/p 14# h/s 4L_)	0	4	0						3	4			
N	弗 2	垻	(新線構築物)	0	5	0						1	3			
			(新線立体交差化施設)	0		0						2	3			
三			(利禄立平父左化旭政)	0	7	0						1	6			
	签 0	西	(ガス事業用資産)	0		0			1 419 011			1	3			471, 004
百	弗 3	垻	(刀/) 争耒州貧座)	0		0			1, 413, 011			1	3			-
H	forfer d	-T		1	<u> </u>	0			905, 054			2	3			603, 370
	第 4		(農業協同組合等共同利用設備)	1		0			4, 199			1	2			2, 099
四	第 5	埧	(外航船舶)	1	2				259, 468	3		1	6			43, 244
	hotes a		(準外航船舶)	1		0			4 014 016	1		1	4			0 157 400
١,			(内航船舶)	1	4	0			4, 314, 816			1	2			2, 157, 408
+	第 7	垻	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1	5	0			267, 070			1	6			44, 512
九	第 8	項	(国際路線用航空機)	1	6	0						1	5			
76				1	7	0						1	10			
				1	8	0						2	15			
条	第 9	項	(離島路線用航空機)	1	9	0						1	3			
				2	0	0						2	3			
			(小型離島航空機)	2	1	0						1	4			
の	第 10	項	(日本放送協会)	2	2	0			1, 028, 309	9		1	2			514, 154
	第 11	項	(日本原子力開発機構)	2	3	0						1	3			
三				2	4	0						2	3			
	第 13	項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	5	0						1	6			
				2	6	0						1	3			

地	方グ	洪区]体:	コー	ド	表看	昏号
1 4	2	2	0	1	1	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都 道 府 県 名	長崎県
市町村名	長崎市

						(1)		(2	2)	(3	3)			(4)		
					決	定	価	格		税想		(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行 番	号					の		河 率	(C)	(A)		X	(B)	(D)
							(A) (千円)		3)	((C)				(C)	(千円)
	第 14 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 7	٥	12				25	1	27	6	29				
										1							
法		②(青函・本四 新線構築物)	2 8							1		18					
			2 9							1		9					
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	3 0	0						1		36					
777			3 1	0						1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	3 2	0						1		10					
三	第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)	3 3	0						2		3					
			3 4	0						5		6					
			3 5	0						1		6					
百				0						1		3					
	第 16 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 7							1		3					
四	714 I 20 X	(1 11/2/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/	3 8							2		3					
	第 17 項	(海洋研究開発機構)		0						1		2					
	第 11 恒	(每件列元)用先1夜件/		0						2		3					
十	然 10 巧	(_1										ى 0					
	男 18 垻	(水資源機構)		0						1		2					
		Io w t w t v 7 w	4 2							3		4					
九	第 19 項	①(特定地方交通線)	4 3							1		4					
		②(新線構築物)	4 4							1		12					
条			4 5	0						1		6					
//<		③(新線立体交差化施設)	4 6	0						1		24					
			4 7	0						1		12					
の		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 8	0						1		6					
			4 9	0						5		24					
_			5 0							1		24					
三				0						1		12					
		⑤(変・送電用資産)	5 2							3		20					
		❷(久 心电川貝圧)	J	U						ა		20					

地	方グ	大大]体:	コー	ド	表都	昏号
4	2	2	0	1	1	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

						(1)			(2)		(3)				(4)		
		,	_	_	決	定	価	格	課		標	準	(B)	課	税	標	準額	,
	区 分	行	番	号			(•)	(* III)	の		例	率 (2)	(C)	(A)		×	(B) (D	
	第 20 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9			12		(A)	(千円)	25	(B)	2	(C)		29			(C) (千	円)
	第 20 項 (利益例 三)	5	3	0			į	573, 081			1		3				191, 0)27
法		5	4	0				3, 819			2		3				2, 5	46
	第 21 項 (科学技術振興機構)	5	5	0				1, 781			1		2				8	391
第	第 23 項 (新関西国際空港㈱)	5	6	0							1		2					
	第 24 項 (信用協同組合等)	5	7	0				12			3		5					7
三	第 25 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	8	0							3		5					
	第 26 項 (中部国際空港㈱)	5	9	0							1		2					
百	第 27 項 (外国貿易用コンテナー)	6	0	0							4		5					
四	第 28 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0							-		-					
+	第 29 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	2	0							-		_					
九	第 30 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0							-		_					
	第 31 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	4	0							1		2					
条	第 32 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	5	0							1		3					
		6	6	0							2		3					
の	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	7	0							1		2					
	第 33 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	8	0							1		3					
Ξ		6	9	0							2		3					
	第 34 項 (世界遺産)	7	0	0				160, 488			1		3				53, 4	t96
法第3	349条の3の4 (被災代替償却資産)	7	1	0							1		2					
	合計	7	2	0			8, 9	931, 108			-		_				4, 083, 7	58

							子子
1 4	2	2	0	1	1	7 7	8 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

							(1)				(2)		(3	3)				(4)		
						決	定	価	格		課	税	標	準	(B)			税	標	準	額
	区 分	行:	番	号								特	例	率	(C)		(A)		×	(B)	
								((A)	(千円)		(B)		((C)					(C)	(千円)
	旧 第 13 項 (立体交差化施設)	9	1	0	12						25		_ 2	27		29					
	to the comment of the CLI (A de NIC III (And de NIC III)	-																			
法	旧 第 18 項 (熱供給事業用資産)		2										1		3						
		0	3	0									2		3						
第	旧 第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0	4	0									4		5						
舟	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	0	5	0									1		2						
	旧 第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	0	6	0									1		3						
三	旧 第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	0	7	0									2		3						
		0	8	0									1		6						-
l		0	9	0									1		3						
百	旧 第 24 項(特定鉄道路線構築物)	1	0	0									1		4						
		1	1	0									1		2						
四	□ 用 第 25 項 (日本電気計器検定所)		2										1		2						
	THE JOSEPH CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE P	1											1		3						
		-		0									1		6						
十	□ 第 26 項 (日本消防検定協会)		5										1		2						
	品为20·汉(日本语的大处则五)		6										1		3						
九		1											1		6						
/ 4	旧 第 27 項 (小型船舶検査機構)		8										1		9						
	四分27 发(小至加加快直域情)	1											1		2						
条													1		o C						
	四份公司(权力科本校本协人)		0							100			1		6						
	旧第28項(軽自動車検査協会)	2		0						120			1		2						60
0)		-	2							997	-		1		3						332
			3							414			1		6						69
三	旧第30項(情報通信研究機構)		4	_									2		3						
	旧 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	2	5	0									1		3						
		2	6	0									1		6						

地	方グ	:共区]体:	コー	ド	表番	番号
4	2	2	0	1	1	7 7	8 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

					(1)		(2)		(3)				(4)		
				決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
	区	行 番 号	7					の	特	例	率	(C)	(A))	\times	(B)	(D)
						(/	4) (千円)	()	3)		(C)					(C)	(千円)
法	旧第32項(高圧ガス保安協会)	9 2 7 (12				25		1	7	2	29				
第一		2 8 (0							1		3					
		2 9 (0							1		6					
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 0 (0							1		3					
四		3 1 (0							1		6					
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 2 (0							1		2					
九	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 3 (0							2		3					
条		3 4	0							1		2					
の		3 5	0							1		6					
Ξ	合 計	3 6 (0				1, 531			-		-					461

抴	方グ	(共区]体:	コー	ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	7	5 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

都 道 府 県 名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1)				(2)		(3	3)			(4)		
						決	定	価	7	格	課	税	標	準	(B)	課		標	準	額
	区 分	行	番	号							の		例		(C)	(A)	\times	(B)	
									(A)	(千円)		(B)		((C)				(C)) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	9	1	0	12						25		1	27	2	29				
				•									1							
			2										3		4					
法			3	•									3		5					
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)		4							745			1		2					372
		0	5	0									2		3					
		0	6	0						7, 358			1		3					2, 453
附		0	7	0						853			3		4					640
			8	•						18, 090			1		6					3, 015
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		9	•						1, 554			_		-					259
	2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0	-	1					-,			_		_					
則	6号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1	•	-					4, 540			_							3, 783
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		2		-					6, 900					_					2, 300
	第 3 項 (国内路線用航空機)				+					0, 900			0							2, 300
	弗 3 垻 (国內路線用机空機)		3		-								2		5					
第			4	•									1		4					
			5	-									3		8					
			6										2		3					
	第 5 項 (沖縄電力㈱)	1	7	0									2		3					
+	(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	1	8	0									2		9					
		1	9	0									4		9					
		2	0	0									2		5					
		2	1	0									1		2					
五.	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)		2	<u>. </u>									2		3					
	第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)		3										3		5					
	第 8 項 (雨水貯留浸透施設)		4		\vdash								2		3					
	70 C (NI小川田仅边爬以)		5	<u> </u>	-								1		2					
条				i	-								1							
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6	•	-								_							
	第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)		7	•									2		3					
		2	8	0									3		4					

地	方グ)共区	団体:	ュー	ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名	長崎県
市町村名	長崎市

								(1)			(2)		(3	3)				(4)		
		区 分	行	番	号		決	定	価	格 (A) (千円)	0	果 税 の 特 (B)	標例		(C) (B)		課 (A)	税	標 ×	進 (B) (C)	額 (D) (千円)
	第 12 項	(国際船舶)	9	9	0	12				()	25	(-/	1	27	18	29				(0)	(, , , , ,
	第 13 項	①(特定鉄道事業讓受資産)		0	:								1		2						
3/4-		②(新線構築物)		1		1							1		6						
法				2									1		3						
		③(立体交差化施設)	3	3	0								1		12						
			3	4	0								1		6						
附		④(河川事業鉄軌道用資産)	3	5	0								1		3						
			3	6	0								5		12						
			3	7	0								1		12						
				8									1		6						
則		⑤(変・送電用資産)		9	•								3		10						
		(鉄道車両安全向上設備)		0	:					256, 196	3		1		3						85, 399
		(低床車両)		1									1		3						
<i>5</i> -5-	第 16 項	(新造改良車両(鉄道事業))		2									2		3						
第				3									3		5						
	第 17 項	(新造車両(流通業務))		4	•								3		5						
		(PFI公共施設)		5									1		2						
+	第 19 項	(都市利便施設)		6	•								3		5						
·	/ +vn	- I (1, 187 A at /# 1/1 L4)	4	7	0								1		2						
	(地域	再生緊急整備地域) 決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	8	0								-		-						
五		:都市再生緊急整備地域) 決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	9	0								-		-						
	第 20 項	(成田国際空港㈱)	5	0	0	1							9		10						
	第 21 項	(国立大学校舎)	5	1	0								1		2						
条	第 22 項	(都市鉄道利便増進施設)	5	2	0								2		3						
	第 23 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5	3	0								1		2						
			5	4	0								3		5						
	第 24 項	(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	5	5	0			•		45, 049)		5	•	6		•				37, 541

地	方公)共区	団体:	ュー	ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	7	5 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

								1)			(2)		(3)			(4)		
	区 分	行	番	号		決	定	価(格 A) (千円	課の	税 特 (B)	標例	準 率 (C	(B)	課 (A	税 .)	標 ×	準 (B) (C)	額 (D) (千円)
	第 25 項 (鉄道事業再構築事業)	9 5	6	0	12			,	11) (11)	25	(2)	1	27	4	29			(0)	(113)
	第 26 項 (バイオ燃料製造設備)	5	7	0								1		2					
N.L.	第 28 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5	8	0								1		2					
法		5	9	0								2		3					
	第 29 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6	0	0								1		2					
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0								-		-					
17.44	第 31 項 (津波避難施設等)	6	2	0								1		2					
附	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		3									-		-					
	第 32 項 (移動等円滑化のための設備)	6	4	0								2		3					
	第 33 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6	5	0					283, 934	Į.		2		3				1	89, 289
則	(太陽光) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	6	0								-		-					
	(風力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	7	0					97, 477	7		-		-					48, 738
第	(水力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0								-		-					
	(地熱) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	9	0								-		-					
+	(バイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	0	0								-		1					
	第 34 項 (熱電併給型動力発生装置)	7	1	0					4, 782	2		5		6					3, 985
		7	2	0								11		12					
五.	第 35 項 (鉄道耐震補強設備)	7	3	0								2		3					
	第 36 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7	4	0								2		3					
	第 37 項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	7	5	0								3		4					
条	第 38 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	6	0		_						-		-				_	
	第 39 項 (国家戦略特区)	7	7	0								1		2					
	第 40 項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	7	8	0								4		5					
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	9	0								-		-					

ì	/	\ 77 1	1114、	ュー	F	表者	备号
4	2	2	0	1	1	7	5 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

							(1				(2)		(3))			(4)		
	区 分	行	番	号		決	定	価 (格 (A) (千円)	課の	税 特 (B)	標例	準 率 (C)	(B) (C)	課 (A	税)	標 ×	準 (B) (C)	額 (D) (千円)
法	第 41 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 8	0	0	12					25		1	7	2	29				
附	第 42 項 (無電柱化)		2	<u>: </u>								2		3					
則		8	<u>. </u>	0								2		3					
第	第 44 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6	<u> </u>					30, 751			-		-					10, 250
+	第 46 項(対象特定電気通信設備)第 47 項(先端設備等)		7 8	-					193, 028			3		4					0
五	第 48 項(立地誘導促進施設)第 49 項(帰還環境整備推進法人)	8	9	0								2		3					
条	第 50 項 (地域福利増進事業) 合 計	_	1 2	0					951, 257			2		3				3	88, 024

}	也	表看	番号					
4		2	2	0	1	1	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

						(1	1)			(2)		(3	3)			(4)		
		/	-17:		決	定	価	格	課	税			(B)	謂			準	額
	区 分	行	番	号			(A `	(/ 		特 (B)	例		(C)	-	(A)	×	(B)	_
	旧 第 3 項(公害防止設備)	9			12		(A	(千円)	25	(B)		27	,)	29			(0,	(千円)
		0	1	0							1		3					
		0	2	0				471			2		3					314
法		0	3	0							3		4					
		0	4	0				5, 544			1		2					2, 772
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	5	0							3		5					
77.1		0	6	0							1		2					
附		0	7	0							1		3					
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0	8	0							1		2					
		0	9	0							2		3					
則	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	0	0				7, 092			2		3					4, 728
		1	1	0							5		6					
	旧 第 8 項(高度テレビジョン放送施設)	1	2	0							1		2					
fortion .		1	3	0							3		4					
第		1	4	0				8, 372			4		5					6, 698
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	5	0							3		5					
		1	6	0							1		2					
+	旧第15項(地方卸売市場)	1	7	0							4		5					
		1	8	0							3		4					
	旧第17項①(立体交差化施設)	1	9	0							1		6					
	②(旧交納付金法附則第19項)	2	0	0							-		-					
五.	③(旧交納付金法附則第20項)	2	1	0							-		-					
	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2	2	0							1		2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	3	0							2		3					
条	旧 第 20 項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	4	0							1		2					
		2	5	0							2		3					
	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2		0							1		2					
	旧 第 27 項(指定会社等の特定用途港湾施設)	2	7	0							1		2					

爿	也方々	〉共[]体:	コー	ド	表都	番号
4	2	2	0	1	1	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	長崎県
市町村名	長崎市

							(1)			(2)			(3)			(4)		
						決	定	価	格	課		標	準	(B)	課	税	標	準	額
	区	行	番	号						の	特	例	率	(C)	(A)		\times	(B)	(D)
								()	4) (千円)		(B)			(C)				(C)	(千円)
法	旧第27項(特定特殊自動車)	9	0	0	12					25		4	27	0	29				
12		2	8	0								1		۷					
附	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	2	9	0								-		_					
則	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	0	0								1		2					
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3	1	0								1		2					
第		3	2	0								1		4					
+	旧第40項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	2	0															
五.	日	3	J	U															
	旧第43項(経営力向上設備等)	3	4	0				4	1, 291, 642			1		2				2, 1	45, 822
条	合 計	3	5	0				4	4, 313, 121			-		_				2, 1	60, 334

地	方グ	大区]体:	ュー	ド	表都	番号
4	2	2	0	1	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都 道 月	府 県 名	長崎県
市町	村 名	長崎市

					(1)	(2)	(3)	(4)
				決	定 価 格	課税機	聚 準 (B)	課 税 標 準 額
			区 分	行番号		の特例	ij 率 (C)	$(A) \times (B) (D)$
					(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0		25	3	29
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2	
		J	②(新線構築物)	0 3 0		1	6	
771		R		0 4 0		1	3	
附		北海	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12	
		海道		0 6 0		1	6	
則	第	•	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12	
		四 国		0 8 0		1	6	
		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12	
第		係	⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36	
		る 特		1 1 0		1	18	
+		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72	
'	=	لح		1 3 0		1	36	
		乗第三百	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20	
五.		三	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3	
		百		1 6 0		5	12	
条		四 十		1 7 0		1	12	
木		九		1 8 0		1	6	
	項	条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6	
の		の	⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10	
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3	
_		項		2 2 0		3	10	
-		と	⑬(新造車両(流通業務))	2 3 0		3	10	
		の連	⑭(鉄道耐震補強設備)	2 4 0		1	3	

地	方グ	3共]]体:	コー	ド	表看	昏号
4	2	2	0	1	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき)

都	道系	牙 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

									(1)		(:	2)		(3)			(4)		
								決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分		行	番	号						の	特	例	率	(C)	(A)		×	(B)	(D)
										(A) (千円)	()	3)		(C)				(C)	(千円)
法附		①(旅客会社等に係る承継特例)		9	5	0	12					25		3	7	5	29				
則第十	旧道承 交。 納田 特	②(旧交納付金法附則第17項·立体 設)	交差化施	2	6	0								-		_					
五条	付金法とる	③(JR北海道・四国に係る特例)		2	7	0								3		10					
の 三	の 特 ル 連 例 、 海 乗 、 海	④(JR北海道・四国に係る特例・ 金法附則第17項・立体交差化施設)	旧交納付	2	8	0								-		1					
旧法队	付則第16条の	2 旧第11項(阪神・淡路大震災・ 化施設)	立体交差	2	9	0								1		3					
		合計	·	3	0	0		•	•	•	0			-		-	•			•	0

地	表番号						
4	2	2	0	1	1	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条, 法附則第56条の2) 都 道 府 県 名

								((2)			(3)			(4)		
							決	定	価	格		課			準	(B)	課	税	標	準	額
	区	分	行	番	号								特	例			(A) ×			(D)	
				-	-				(/	A) (=	千円)		(B)			(C)		(C)			(千円)
法	附 則 第 56 条	第12項(東日本大震災)	9			12						25			27		29				
		第12項(東日本八辰火)	0	1	0									1		2					
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0									1		2					
	旧 第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0									9		3					
法	中	①(极火八省跃迫施议等)	0	J	Ü									۷		ა					
14	法附則第56条	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0									1		3					
附	との連乗		Ů	_	Ů									1							
bl.1	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0									1		4					
Bil																					
則		②(新線構築物)	0	6	0									1		12					
tota																					
第			0	7	0									1		6					
五.		③(新線立体交差化施設)	0	8	0									1		24					
+			0	9	0									1		12					
六		④(河川事業鉄軌道用資産)	1	0	0									1		6					
														_							
条			1	1	0									5		24					
			1	2	0									1		24					
の			1	Δ	U									1		24					
			1	3	Λ									1		12					
=			1	J	v									1		12					
_		⑤(変・送電用資産)	1	4	0									3		20					
				1	Ŭ									J							
	合	計	1	5	0						0			_		_					0

地	方公	类区	日体	コー	- ド	表都	番号
14	2	2	0	1	1	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

			(1)	(2)
区 分	行 番	号	納 税 義 務 者 数 (人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 1	0	8, 333	3, 276, 621
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2	0	143	221, 909
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3	0	10'	7 ²¹ 177, 061
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4	0	110	192, 822
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5	0	99	183, 692
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6	0	104	33 202, 797
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7	0	12 424	947, 885
250 万以上300万円未満のもの	9 8	0	323	33 887, 316
300 万以上1,000 万円未満のもの	0 9	0	1, 763	9, 633, 576
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1 0	0	60°	7 ³³ 8, 459, 869
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1 1	0	210	5, 364, 316
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1 2	0	39	7 20, 879, 054
1 億 円 以 上 の も の	9 1 3	0	22.	1 163, 221, 942
計	9 1 4	0	12, 84	³³ 213, 648, 860
計 法第 389 大臣配分分	9 1 5	0	12 64	45, 669, 104
の 条 関 係 知事配分分	9 1 6	0	12	33 176, 552
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0	12	21 33

地	方グ	:共区]体:	コー	ド	表都	番号
¹ 4	2	2	0	1	1	⁷ 8	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

_			(1)	(2)
区 分	行 番	号	納税義務者数 (人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1	0	4, 38	1,607,200
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2	0	5	7 ²¹ 88, 346
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3	0	3	7^{21} $61,427$
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4	0	5	4 94, 583
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5	0	3	$7 = \frac{33}{68,380}$
190 万以上200 万円未満のもの	0 6	0	3	, and the second
200 万以上250 万円未満のもの	9 7	0	17	,
250 万以上300万円未満のもの	9 8	0	11	6 21 33 319, 689
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	53	, ,
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1 0	0	10	, ,
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1	0	2	
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2	0	2	· ·
1 億 円 以 上 の も の	1 3	0	12	33
計	⁹ 1 4	0	5, 57	
法 第 389 大臣配分分	1 5	0	12	33
の 条関係 知事配分分	⁹ 1 6	0	12	21 33
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0	12	21 33

地	方グ	洪区]体:	コー	ド	表都	番号
¹ 4	2	2	0	1	1	⁷ 8	18

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

				(1)	(2)
区 分	行者	番 号	紗	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1 0	12	3, 949	1,669,421
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0	2 0	12	86	³³ 133, 563
160 万以上170 万円未満のもの	9 ()	3 0	12	70	33 115, 634
170 万以上 180 万円未満のもの	9 ()	4 0	12	56	³³ 98, 239
180 万以上190 万円未満のもの	9 ()	5 0	12	62	33 115, 312
190 万以上 200 万円未満のもの	9 ()	6 0	12	68	33 132, 343
200 万以上 250 万円未満のもの	9 ()	7 0	12	250	³³ 557, 376
250 万以上300万円未満のもの	9 ()	8 0		207	³³ 567, 627
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 ()	9 0	12	1, 228	6, 840, 901
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0 0	12	506	7, 089, 026
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1 0	12	190	33 4, 725, 350
3,000 万以上1億円未満のもの	9	2 0	12	377	19, 979, 645
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3 0	12	221	33 163, 221, 942
計	1	4 0	12	7, 270	205, 246, 379
法第389 大臣配分分	9 1	5 0		64	45, 669, 104
の 条 関 係 知 事 配 分 分	9 1	6 0		6	33 176, 552
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7 0	12		21 33

市町村交付金に関する概要調書報告書

平成31年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書

都道府県名	長崎県	
市町村名	長崎市	

地方公共団体コード	14	2	2	0	1	1 ⁶
表番号・行番	号	70	0	0	0	011
市町村判別コード特特	定市	j· 以外	の市	• • 町村	• 1 †• 2	12/
団体区分コ	_	ド	13			2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地	地方公共団体コード								
4	2	2	0	1	1	⁷ 8	98		

平成31年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都	道系	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)			
								玉			•			産	
								(通	価格)				
	区 分	行	番	号		土	地		家		賞 却 資 産	行 番 号	価格計(D)		
					件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	11 ⊞ 7			
					11 30	(m^2)	価格(A) (千円)	11 20	(m^2)	(千円)	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) (千円)		
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるも	$\mathcal{D} = 0$	1	0	66	¹⁸ 53, 219	2, 717, 151	40	46	56	66 75	0 1 1	2, 717, 151		
付	特例の適用がある 1/3の適用があるも	の 0	2	0	10	2,026	66, 836					0 2 1	66, 836		
資	も の 2/5の適用があるも		3	0	0	0	0	25	40, 818	2, 048, 432		0 3 1	2, 048, 432		
	上記以外のもの		4	0	10	669	32, 913	0		0	51, 997	0 4 1	84, 910		
産	計	_	5		86	55, 914	2, 816, 900	25	40, 818	2, 048, 432	51, 997	0 5 1	4, 917, 329		
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるも		6		0	0						0 6 1	0		
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるも	_	7	_	0	0	0					0 7 1	0		
の固	も の 2/5の適用があるも		8	0	0	0	0	0	0	0		0 8 1	0		
用定	1 / 9 の適用があるも		9	_	0	0	0	0	0	0	0	0 9 1	0		
に資	上記以外のもの 1/4の適用があるも		0		0	0	0	0	0	0	0	1 0 1	0		
供産				0	0	0	0	0	0	0	0	1 1 1	0		
玉	有林野に係る土地	1	2	0	1	8, 087, 200	129, 224					1 2 1	129, 224		
発は供		カ 1	3	0	/							1 3 1			
電送す	発 电 別 の 用 に 供 <u> </u>		4	0	0	0	0	0	0	0	0	1 4 1	0		
・変電	変電所又は送電施設の用に供する固定資	産 1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1 5 1	0		
所用資 又に産	計	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1 6 1	0		
水に	地に ダム以外のものの用に供する土	也 1	7	0	/							1 7 1			
道供	カ係 ダムの用 1/2の適用があるも	か 1	8	0								1 8 1			
地方を	【 罩ᇵ 【に供する 【 3 / 4 の適用があるも	か 1	9	0								1 9 1			
\sim	金も 固定資産 特例率の適用がないも	_	0	0								2 0 1			
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるも	か 2	1	0				0	0	0	0	2 1 1	0		
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるも	か 2	2	0				0	0	0	0	2 2 1	0		
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないも	か 2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2 3 1	0		
用産	計	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	0		
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	E 2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2 5 1	0		
	合 計	2	6	0	87	8, 143, 114	2, 946, 124	25	40, 818	2, 048, 432	51, 997	2 6 1	5, 046, 553		

坩	力を	表番号					
4	2	2	0	1	1	⁷ 8	98

平成31年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都	道系	守 県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

		——				(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
								I l /2		<u>有</u> 通 知	 価格	\	産	
	区	分	┃ ┃ 行 番 号		早	台	i 帳 位 土	<u>fi 格</u> 地	(通知 家	<u>価格</u> 屋			
		93	11	田	ク	Irl. NKI			/d. N/			償却資産	行番号	価格計(D)
						件 数	数 量 (m²)	価格(A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸		1/6の適用があるもの	9	1	2	115	624, 514	³⁰ 24, 723, 816	40	46	56	66 75	9 1 3	12 23, 723, 816
付	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0	2	2	11	7, 054	208, 591					0 2 3	208, 591
資	8 0)	2/5の適用があるもの	0	3	2	3	657	22, 784	354	213, 253	29, 334, 356		0 3 3	29, 357, 140
	上 記 以	外のもの	0	4	2	87	122, 935	2, 569, 771	27	48, 207	2, 429, 926	0	0 4 3	4, 999, 697
産		計	0	5	2	216	755, 160	27, 524, 962	381	261, 460	31, 764, 282	0	0 5 3	59, 289, 244
空す	法第4条第1項の		0	6	2	0	0	0					0 6 3	0
港る	特例の適用がある			7	2	0	0	0					0 7 3	0
の固	もの	2/5の適用があるもの		8	2	0	0	0	0	0	0		0 8 3	0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの		9		0	0	0	0	0	0	0	0 9 3	0
に資	工品外/1000	1/4の適用があるもの	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
供産		計	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1 1 3	0
玉	有 林 野 (に係る土地	1	2	2								1 2 3	
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1 3 3	0
所電工	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1 4 3	0
・変電所用を資	変電所又は送電旅	- 施設の用に供する固定資産	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1 5 3	0
別用員		1	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1 6 3	0
水に		のものの用に供する土地	1	7	2	0	0	0	/				1 7 3	0
道供	_{方係} _{公ス} ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	2				0	0	0	0	1 8 3	0
連ずった	ダムの用 営 に供する	3/4の適用があるもの	1	9	2				0	0	0	0	1 9 3	0
施っ	金置定資産	特例率の適用がないもの		0		0	0	0	0	0	0	0	2 0 3	0
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	•	2				0	0	0	0	2 1 3	0
寺定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	2				0	0	0	0	2 2 3	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2 3 3	0
用産		計	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2 4 3	0
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	2								2 5 3	
	合	計	2	6	2	216	755, 160	27, 524, 962	381	261, 460	31, 764, 282	0	2 6 3	59, 289, 244

坩	力が	表番号					
14	2	2	0	1	1	78	98

平成31年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都	道系	牙県	名	長崎県
市	町	村	名	長崎市

	———		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
			国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区 分	行番号		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(G) (D)
	<u>B</u>	11 笛 ク	算定標準額	(円)(A) 注:百円未満の端数は生	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生	(円) 注:百円未満の端数は生	注:百円未満の端数は生	(C) - (D)
			(手円)		(手円)	じないものであること	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	90 1 4	452, 859	6, 339, 900	³⁴ 4, 120, 636	⁴⁴ 57, 688, 900	⁵⁶ 64, 028, 800	68 61, 421, 300	2, 607, 500
付	特例の適用がある $1/3$ の適用があるもの	0 2 4	22, 279	311, 900	69, 530	973, 400	1, 285, 300	1, 261, 500	23, 800
資	2/5の適用があるもの	0 3 4	819, 373	11, 471, 000	11, 742, 856	164, 399, 800	175, 870, 800	174, 811, 400	1, 059, 400
産	上記以外のもの	0 4 4	84, 911	1, 188, 700	4, 999, 698	69, 995, 600	71, 184, 300	76, 087, 200	△ 4,902,900
/生	計	0 5 4	1, 379, 422	19, 311, 500	20, 932, 720	293, 057, 700	312, 369, 200	313, 581, 400	△ 1, 212, 200
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの		0	- v	0	0	0	0	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの		0		0	0	0	ů	0
の固	も の 2/5の適用があるもの		0	_	0	ŭ	ů	ű	0
用定	上記以外のもの $1/2$ の適用があるもの		0		0	·	Ů	Ů	0
に資	1/4の適用かあるもの		0	0	0	0	0	0	0
供産	計	1 1 4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有林野に係る土地	1 2 4	129, 224	1, 809, 100			1, 809, 100	1, 704, 700	104, 400
発は供電送す	発電所の用に供地方公営企業に係るもの	1 3 4			0	0	0	0	0
電所・変する 固っ	する固定資産・特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの		0	0	0	0	0	0	0
変 電 の 用 所 用	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 4	0	0	0	0	0	0	0
又に産	計	1 6 4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1 7 4			0	0	0	0	0
道供	^{方係} ダムの用 1/2の適用があるもの	1 8 4			0	0	0	0	0
退い		1 9 4			0	0	0	0	0
施する	**の 固定資産 特例率の適用がないもの				0	0	0	0	0
設置	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの		0	0	0	0	0	0	0
等定	【伝の規定の週出】5 / 4 の 宮田 ジェフュ の	- 	0		0	0	0	0	0
の資	を受ける多日的			-	Û	Ŭ	0	0	0
用産	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの		0	-	0	0	0	0	0
	計	2 4 4	0	0	0	0	0	0	0
石油	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 4	0	0			0	0	0
	合 計	2 6 4	1, 508, 646	21, 120, 600	20, 932, 720	293, 057, 700	314, 178, 300	315, 286, 100	△ 1, 107, 800